西南学院大学法科大学院

2020 年度講義要綱

第 5 版

西南学院大学

2020 年度法科大学院講義要綱

養成する人材、４つの要素等について 3
法科大学院　2020 年度　学年暦カレンダー 4
1.　憲法訴訟論 5
2.　法と行政活動 7
3.　行政救済法 11
4.　公法演習Ⅰ 14
5.　公法演習Ⅱ 16
6.　民法Ⅴ(家族法) 18
7.　商法Ⅱ 20
8.　民事手続法 21
9.　民法演習Ⅰ 24
10.　民法演習Ⅱ 26
11.　民法演習Ⅲ 28
12.　商法演習 30
13.　民事手続法演習 32
14.　民事法総合演習Ⅰ 35
15.　民事法総合演習Ⅱ 38
16.　民事法事例演習 40
17.　刑事手続法 41
18.　刑事法演習 45
19.　刑事法総合演習Ⅰ 48
20.　刑事法総合演習Ⅱ 50
21.　民事訴訟実務の基礎 52
22.　刑事訴訟実務の基礎 54
23.　法曹倫理 56
24.　エクスターンシップ 58
25.　民事模擬裁判 59
26.　刑事模擬裁判 62
27.　刑事実務演習 64
28.　弁護士実務 65
29.　法制史 67
30.　外国法（２） 68
31.　国際社会と法 70
32.　政治学 71
33.　キリスト教倫理 73
34.　税法 75
35.　税法演習 77

36. 地方自治法 79
37. 消費者問題 81
38. 金融法 86
39. 知的財産法 87
40. 知的財産法演習 89
41. 労働法 92
42. 労働法演習 94
43. 経済法 96
44. 経済法演習 98
45. 執行・保全法 100
46. 倒産法 102
47. 倒産法演習 104
48. 民事手続法特講 106
49. 刑事政策 108
50. 刑事弁護実務 110
51. 高齢者・障害者問題 112
52. 司法福祉論 114
53. 国際私法演習 117
54. 国際人権法 119

養成する人材、４つの要素等について

シラバスの中で、「養成する人材」、「必要な資質」あるいは「４つの要素」として、①②③④等の番号が挙げられているものがあります。これは、本学法科大学院が養成する法曹に必要な資質として特に重視している４つの要素を示しています。以下、その内容を掲げておきますので、シラバスを読む際に必要に応じて参照してください。なお、各要素の具体的な内容については、学生便覧で詳細な説明を行っています。

西南学院大学法科大学院は、法曹に必要な資質として、特に次の４つの要素を重視します。

①他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、法の専門家として、高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持っていること。

②社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断(法的分析と推論)を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること。

③前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる適切な紛争解決をはかる能力を備えていること。

④社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、柔軟に対応できるだけの応用力や創造力を備えていること、特に今後重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること。

法科大学院　2020 年度　学年暦カレンダー

2020年 4月

日	月	火	水	木	金	土	週
			1	2 ①	3 水①	4	
5	6 ①	7 ①	8 ②	9 ②	10 ①	11	1
12	13 ②	14 ②	15 ③	16 ③	17 ②	18	2
19	20 ③	21 ③	22 ④	23 ④	24 ③	25	3
26	27 ④	28 ④	29	30 ⑤			

1日 大学・大学院（法科大学院を除く）入学式
2日 前期授業開始
3日 水曜日の振替授業

29日 昭和の日

5月

日	月	火	水	木	金	土	週
					1 ④	2	4
3	4	5	6	7 ⑥	8 ⑤	9	5
10	11 ⑤	12 ⑤	13 ⑤	14 金⑥	15 創立	16	6
17	18 ⑥	19 ⑥	20 ⑥	21 ⑦	22 ⑦	23	7
24	25 ⑦	26 ⑦	27 ⑦	28 ⑧	29 ⑧	30	8
31							

14日 金曜日の振替授業
15日 学院創立記念式典（全学休講）
26日～28日 春季キリスト教フォーカスウィーク
31日 C.K.ドージャー先生記念日

3日 憲法記念日
4日 みどりの日
5日 こどもの日
6日 振替休日

6月

日	月	火	水	木	金	土	週
	1 ⑧	2 ⑧	3 ⑧	4 ⑨	5 ⑨	6	9
7	8 ⑨	9 ⑨	10 ⑨	11 ⑩	12 ⑩	13	10
14	15 ⑩	16 ⑩	17 ⑩	18 ⑪	19 ⑪	20	11
21	22 ⑪	23 ⑪	24 ⑪	25 ⑫	26 ⑫	27	12
28	29 ⑫	30 ⑫					

7月

日	月	火	水	木	金	土	週
			1 ⑫	2 ⑬	3 ⑬	4	13
5	6 ⑬	7 ⑬	8 ⑬	9 ⑭	10 ⑭	11	14
12	13 ⑭	14 ⑭	15 ⑭	16 ⑮	17 ⑮	18	15
19	20 ⑮	21 ⑮	22 ⑮	23	24	25	16
26	27 試験	28 試験	29 試験	30 試験	31 試験		17

22日 前期授業終了
27～8/7 前期試験（予備日1日を含む）

23日 海の日
24日 スポーツの日

8月

日	月	火	水	木	金	土	週
						1	
2	3 試験	4 試験	5 試験	6 試験	7 予備日	8	18
9	10	11 休業	12 休業	13 休業	14 休業	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30	31						

7/27～7日 前期試験（予備日1日を含む）
11日 夏季休暇開始

10日 山の日

9月

日	月	火	水	木	金	土	週
		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14 ①	15 ①	16 ①	17 ①	18 ①	19	1
20	21	22	23 ②	24 ②	25 ②	26	2
27	28 ②	29 ②	30 ③				

11日 夏季休暇終了
14日 後期授業開始
30日 前期卒業式

21日 敬老の日
22日 秋分の日

10月

日	月	火	水	木	金	土	週
				1 ③	2 ③	3	3
4	5 ③	6 ③	7 ④	8 ④	9 ④	10	4
11	12 ④	13 ④	14 ⑤	15 ⑤	16 ⑤	17	5
18	19 ⑤	20 ⑤	21 ⑥	22 ⑥	23 ⑥	24	6
25	26 ⑥	27 ⑥	28 ⑦	29 ⑦	30 ⑦	31	7

11月

日	月	火	水	木	金	土	週
1	2 ⑦	3	4 ⑧	5 ⑧	6 ⑧	7	8
8	9 ⑧	10 ⑦	11 ⑨	12 大学祭	13 大学祭	14 大学祭	9
15 大学祭	16 ⑨	17 ⑧	18 ⑩	19 ⑨	20 ⑨	21	10
22	23	24 ⑨	25 月⑩	26 ⑩	27 ⑩	28	11
29	30 ⑪						

7日 波多野培根先生記念日
12～15日 大学祭
17～19日 秋季キリスト教フォーカスウィーク
25日 月曜日の振替授業

3日 文化の日
23日 勤労感謝の日

12月

日	月	火	水	木	金	土	週
		1 ⑩	2 ⑪	3 ⑪	4 ⑪	5	12
6	7 ⑫	8 ⑪	9 ⑫	10 ⑫	11 ⑫	12	13
13	14 ⑬	15 ⑫	16 ⑬	17 ⑬	18 ⑬	19	14
20	21 ⑭	22 ⑬	23 金⑭	24 冬季	25 休業	26	15
27	28 冬季	29 冬季	30 冬季	31 冬季			

23日 金曜日の振替授業
23日 授業終了
24日 冬季休暇開始
25日 キリスト降誕祭

2021年 1月

日	月	火	水	木	金	土	週
					1	2	16
3	4 冬季	5 冬季	6 ⑭	7 ⑭	8 ⑮	9	17
10	11	12 ⑭	13 ⑮	14 ⑮	15 休講	16 センター	18
17 センター	18 ⑮	19 ⑮	20 試験	21 試験	22 試験	23	19
24	25 試験	26 試験	27 試験	28 試験	29 試験	30	20
31							

5日 冬季休暇終了
6日 授業再開
15日 大学入試センター試験準備（全学休講）
16～17日 大学入試センター試験（予定）
19日 後期授業終了
20～2/2 後期試験（予備日1日を含む）

1日 元日
11日 成人の日

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1 試験	2 予備日	3 入学試験	4 入試	5 入試	6 入試
7	8 入試	9 入試	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

4～9日 大学入試（内4日間予定）

11日 建国記念の日
23日 天皇誕生日

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19 学位記授与式	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

3月中旬 在学生オリエンテーション
19日 学位記授与式

20日 春分の日

1. 憲法訴訟論

授業科目名（カナ）	憲法訴訟論　　（　ケンポウソショウロン　）
担当教員名（カナ）	横田　守弘　　（　ヨコタ　モリヒロ　）
履修年次	２年次
単位	２単位
授業時間	前期　木曜１限
講義の概要	この科目においては，憲法の統治機構の分野のうち，「司法権の意義と限界」，「憲法訴訟」（違憲審査の主体・対象，憲法判断の回避，違憲主張の適格，合憲限定解釈，法令違憲と適用違憲，違憲判決の効力など）というテーマで語られる部分を学習するとともに，ここまでに得られた憲法に関する基本的な知識と理解を土台にして，基本的人権に関する最高裁判例の事例について分析と検討を行い，さらに当事者主張のあり方について考える。
到達目標	この科目には３つの目標がある。 (a)まず，「司法権の意義と限界」，「憲法訴訟」について正確な理解と知識を得ることである。それは裁判所の行動原理と基本的人権保障のあり方に関する理解を深めることにつながる。この目標は，「統治の基本構造」，「基本的人権の基礎」と同じく，本学法科大学院の「養成する人材」の４要素（①～④）のすべてにかかわるものである。 (b)次に，最高裁判例の事案，当事者主張，下級審判決，そして最高裁判決を検討することによって，１つの事案に対する様々な見方，法的主張の在り方を学び，あわせて最高裁判例の射程を考える能力を身につけることである。要するに，事案を分析し法的主張を構成していく能力の獲得と言ってよい。「判例の正確な理解，事実との関係を踏まえた当該判例の射程範囲の確認，判例における問題点を考えさせる学習」の重要性は司法試験においても強調されてきているところである。この目標は，本学法科大学院の「養成する人材」の４要素のうち，とくに②③にかかわるものである。 (c)最後に，人権が制約されている事例について，法令の合憲性を問うレベルだけではなく，その適用のレベルも含めて，効果的な当事者主張をする能力の獲得である。１年次までの学習においては人権制約を違憲と主張する文書作成を目標としていたが，この科目では合憲とする側の主張も構成できるようにすることを目指す。 以上の３つの目標を持つこの科目は，本学法科大学院の「養成する人材」の４要素すべてにかかわるものではあるが，とりわけ②と③にかかわるものである。そして，１年次後期の「基本的人権の基礎」と３年次前期の「公法演習Ｉ」の間をつなぐものであるといってよい。
各回の授業内容	「司法権・憲法訴訟に関する基本的事項」については，こちらで概要をまとめたプリントをあらかじめ配布しておくので，事前に各自で学習しておいてほしい。必要に応じて，授業において知識を確認する。 １５回の授業においては最高裁判例についての分析と検討を行う。配布資料を用いて，予め指定しておいた最高裁判例（１回だけ下級審どまりの事例がある）について，事案，当事者主張，下級審判決，そして最高裁判決を確認し，担当教員の用意した質問への解答を考えていく。すべて質疑応答形式で進めていく。報告者・担当者は設けない。授業後に，あらかじめ指定した書面担当者に最高裁判例の事案を基にして当事者主張を作成してもらう。 １５回の授業の割り振り予定は以下の通りである（開講時までの状況に応じて若干の修正がありうる）。 １．進め方の説明／最高裁判例の検討(1) 郵便法事件 ２．最高裁判例の検討(2)　岐阜県青少年保護育成条例事件 ３．最高裁判例の検討(3)　薬局距離制限事件

	４．最高裁判例の検討(4)　森林法事件 ５．最高裁判例の検討(5)　堀木訴訟 ６．最高裁判例の検討(6)　泉佐野市民会館事件 ７．最高裁判例の検討(7)　社会保険庁職員事件 ８．最高裁判例の検討(8)　立川反戦ビラ入れ事件 ９．最高裁判例の検討(9)　日の丸・君が代起立斉唱拒否事件 10．最高裁判例の検討(10)　エホバの証人剣道実技受講拒否事件 11．最高裁判例の検討(11)　マクリーン事件 12．最高裁判例の検討(12)　週刊文春事件（この回は下級審どまりの事例） 13．最高裁判例の検討(13)　愛媛玉串料訴訟 14．最高裁判例の検討(14)　国籍法事件 15．最高裁判例の検討(15)　再婚禁止期間違憲訴訟
成績評価の方法	平常点５０点と期末試験５０点，合計１００点として評価する。正当な理由なく授業を６回以上欠席した場合（事前事後の連絡のない欠席は「正当な理由のない欠席」とみなす）は，期末試験の受験を認めない。 この科目の再試験は実施しない。 正当な理由なく授業を欠席した場合（事前事後の連絡のない欠席は「正当な理由のない欠席」とみなす）は，１回につき３点減点する。正当な理由のない遅刻（事前事後の連絡のない遅刻は「正当な理由のない遅刻」とみなす）１回につき１点ないし２点減点する。
成績評価の基準	平常点５０点は，到達目標(a)～(c)のすべてにかかわる。このうち(ア)３０点は主に到達目標の(a)(b)にかかわり，授業のなかでみられる基本的知識の理解度，分析・応用ができているか，質疑応答への参加状況，予習の状況などの観点から評価する。(イ)残りの２０点は，主として到達目標(c)にかかわるものであり，最高裁判例の事案を基にして作成してもらう当事者主張に割り当てる。期末試験５０点は，到達目標(a)～(c)のすべてにかかわるが，とくに(c)に最大の比重がある。授業において扱った最高裁判例を応用した事例問題について，人権制約を違憲とする主張と合憲とする主張をそれぞれにまとまった形で作成してもらう形式とする。
準備・事後学習についての具体的な指示	予め配布する資料などを読み，質問等への解答を自分で考えてくること。授業で扱う事項の詳細については，予めＴＫＣ教育支援システムを通じて知らせる。
教科書・参考文献	特定のテキストを使用することはなく，こちらから資料のプリントを配布する。 参考書：１年次に使用・紹介した教科書類の他に，渡辺康行他『憲法Ｉ基本権』（日本評論社，2016 年），小山剛『「憲法上の権利」の作法 第３版』（尚学社，2016 年），宍戸常寿『憲法　解釈論の応用と展開　第２版』（日本評論社，2014 年），駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』（日本評論社，2013 年），戸松秀典『プレップ憲法訴訟』（弘文堂，2011 年），曽我部真裕・赤坂幸一・新井誠・尾形健編『憲法論点教室第２版』（日本評論社，2020 年予定），高橋和之『体系憲法訴訟』（岩波書店，2017 年），木下智史=伊藤建『基本憲法Ｉ基本的人権』（日本評論社，2017 年）など。
履修条件	なし

2. 法と行政活動

授業科目名（カナ）	法と行政活動　　（　ホウトギョウセイカツドウ　）
担当教員名（カナ）	石森　久広　　（　イシモリ　ヒサヒロ　）
履修年次	２年次
単位	２単位
授業時間	前期　木曜３限
講義の概要	本授業は，いわゆる行政法総論部分を扱う。行政活動の違法は，解釈の誤り，裁量の誤りを指摘することが中心となる（事実の誤認や法の一般原則違反など他にももちろんありうる）。事実を法規範に当てはめるという作業に当たって，何より適確な解釈や裁量統制判断を行うことが，国民の権利利益の適切な救済，行政活動の法の趣旨に則した適正化の企図によって肝要である。具体的事案において，適用される法の趣旨はどこにあり，事実はそれに照らしてどう評価されるのか，判例等の具体的素材を検討することによって，基本的知識を「使える」ものにすることを目的とする。言い換えると，「知識は基礎的なもので構わず」（「平成 21 年度新司法試験の採点実感等に関する意見（行政法）」における「今後の法科大学院教育に求めるもの」），しかし「使えるように理解」（高木光＝高橋滋＝人見剛『行政法事例演習教材』〔有斐閣，2009〕初版はしがき）することが重要である。華やかな「果実」（論証パターン）も基礎にしっかりとした「根」（理解）があってのこと。的を射た議論や書面の作成を誘うだけでなく，見当違いの議論や書面を制御するのも，この「根」の役割。将来，制御不能に陥らないよう，「基礎的知識を使える理解」の「素地」を作ることを目指す。
到達目標	２年次後期開講科目「行政救済法」と併せ，社会で生起する実際の事案について紛争解決に導く能力の基礎を身につけてもらうことを目標とする。「最低限修得すべき」目標としては，「立憲主義の下で行政作用を構成する法の仕組みを正確に理解すること」に基礎をおく，「行政訴訟において憲法を基礎とする公法的価値を的確に把握したうえで，当事者の主張を適切に構成し，説得的な文章にして表現できること」についての能力涵養を目指し，本法科大学院の「養成する人材」②及び③に寄与することになる。
各回の授業内容	**第１回　はじめに（１）** 【到達目標】行政法の解釈の特徴を，特に民法との関係で理解できる。 【主要項目】行政法とは，行政法の役割と特質，行政法における多様な法律関係 【主要判例】「公営住宅の利用関係（百選Ⅰ－9）」「行政処分と民法１７７条（百選Ⅰ－11）」など **第２回　はじめに（２）** 【到達目標】行政法の解釈の特徴を，特に解釈方法に関し理解できる。 【主要項目】現代行政法における公法と私法 【主要判例】「建築基準法６５条と民法２３４条（百選Ⅰ－10）」「国に対する損害賠償請求と消滅時効（百選Ⅰ－26，31）」など **第３回　行政立法と条例（１）（ＣＢ第１章）** 【到達目標】行政立法の分野における主要な検討項目は，委任立法に対する法律の授権の仕方，及び委任命令が法律の委任の趣旨を逸脱していないかどうかとなり，これを具体的事案に即して検討し，行政の活動の違法事由としてとらえることができる。 【主要項目】法規命令，委任命令，執行命令，行政規則，行政規則の外部化現象 【主要判例】「１－４　サーベル登録拒否事件」「１－６　児童扶養手当事件」「１－９　東洋町・町議会議員リコール署名無効事件」「１－１０　医薬品ネット販売権確認等請求事件」など **第４回　行政立法と条例（２）（ＣＢ第１章）** 【到達目標】日本国憲法 94 条「法律の範囲内」，地方自治法 14 条 2 項「法令に違反

	しない限りにおいて」との関係で，最高裁の示した基準に即して条例自体の違法無効の判断ができる。 【主要項目】法律と条例の関係 【主要判例】「１－２　徳島市公安条例事件」「飯盛町旅館建築条例事件」「宝塚市パチンコ店等建築規制条例事件（神戸地判平成９・４・２８）」「伊丹市教育環境保全条例事件（神戸地判平成５・１・２５）」など **第５回　行政処分（１）（ＣＢ第２章）** 【到達目標】行政処分に伴ういわゆる公定力，不可争力といった諸効力の概念を行政訴訟制度に即し正確に理解できる。 【主要項目】行政行為の意義，種類，効力，無効な行政行為 【主要判例】「８－４　松任市事件」「２－９　東京都建築安全条例事件」「２-10　名古屋冷凍倉庫固定資産税等国家賠償事件」など **第６回　行政処分（２）（ＣＢ第２章）** 【到達目標】取消しと無効・職権取消しと撤回の区別に応じた法的判断が特に抗告訴訟制度の理解と関連して，具体的事案に即して行える。 【主要項目】行政行為の取消しと撤回 【主要判例】「２－３　譲渡所得課税無効事件」「２－４　優生保護医指定撤回事件」「２－６　パチンコ屋名義貸し事件」「２－８　ネズミ講課税処分事件」など **第７回　行政手続（ＣＢ第３章）** 【到達目標】行政手続法の規定に即して，各手続がもつ意義を正確に理解することができる。特に，審査基準及び処分基準，理由提示等に関する違反があったかどうかを裁判所がどのような点に着目して審査しているかを理解し，いかなる手続違反があると行政処分は違法とされる（取消訴訟であれば取消事由となる）のか，具体的事案に即して検討することができる。 【主要項目】行政手続法制定前，行政手続法，理由付記，手続的瑕疵の法的効果（行政処分の適法性に及ぼす影響） 【主要判例】「３－１　個人タクシー事件」「３－３　群馬中央バス事件」「３－４　ニコニコタクシー事件」「３－８　一級建築士事件」など **第８回　行政裁量（１）（ＣＢ第４章）** 【到達目標】行政処分の要件・効果等の判断のどの部分に，なぜ行政裁量が認められるのか（あるいは認められないのか）を読み解くことができる。そのうえで，裁量判断の合理性が欠如していることを示すためにどのような指摘をおこなうべきかを，具体的事案に即して検討することができる。 【主要項目】行政裁量の観念と区別，裁量権の逸脱・濫用の審査 【主要判例】「４－２　神戸全税関事件」「４－３　余目町個室付浴場事件」「４－４　マクリーン事件本案訴訟」 **第９回　行政裁量（２）（ＣＢ第４章）** 【到達目標】具体的場面ごとに，行政法の趣旨・目的や事柄の性質から，行政裁量の幅を的確に判断して，当該裁量をどのように審査するかの判断基準（①全面的コントロール②合理性ないし相当性コントロール③明白性コントロール（宮田三郎），①最大限の審査，②中程度の審査，③最小限の審査（三浦大介・行政法の新構想Ⅲ109頁ほか））を設定することができる。 【主要項目】裁量審査の実際，判断過程審査 【主要判例】「４－１　日光太郎杉事件」「４－５　伊方原発訴訟」「４－６　エホバの証人剣道実技拒否事件」「４－７　呉市公立学校施設使用不許可事件」 **＜＊第５回～第９回を範囲に中間試験実施＞** **第１０回　行政指導（ＣＢ第５章）** 【到達目標】行政手続法に規定されている実体的及び手続的規制の理解をもとに，主要な最高裁判例に即し，具体的な事案において，私人の権利・自由を不当に制約する行政指導が違法であることを立論できる。 【主要項目】行政指導の意義と種類，違法性，法的規制 【主要判例】「５－１　中野区特殊車両通行認定事件」「５－２　品川マンション事件」「５－４　武蔵野市教育施設負担金事件」「５－５　白石市産廃処理申請書返戻事件」など **第１１回　行政調査（ＣＢ第６章）** 【到達目標】調査の方法の適否，得られた調査結果の証拠能力の有無，調査の違法

	が行政処分の違法事由とされるかどうか等について，具体的事案に即して検討できる。 【主要項目】行政調査の意義・法的性格，法的規制，刑事責任との関係 【主要判例】「６－３　所持品検査事件」「６－１　川崎民商事件」「６－２　荒川民商事件」など **第１２回　行政の実効性確保（ＣＢ第７章）** 【到達目標】行政上の代執行，強制徴収，直接強制，及び間接強制（執行罰）並びに行政罰等につき，具体例とともにその仕組みを把握したうえで，特に一般法としての行政代執行法の各条文を正確に理解できる。強制執行と（国民への義務の賦課を介在させない）即時強制の異同も，その具体例とともに理解できる。 【主要項目】行政上の強制執行，代執行，その他の強制執行，行政罰，その他の実効性確保手法 【主要判例】「７－１　茨木市職員組合事務所明渡請求事件」「７－３　福岡県志免町給水拒否事件」「７－４　宝塚市パチンコ店建設中止命令事件」「７－５　大阪 0-157 食中毒事件」など **第１３回　個別法の解釈と行政活動の違法性（ＣＢ第８章）** 【到達目標】文言や裁量に関する解釈を施すにあたり，当該問題を解決するために，法はどのような価値観を前提に，どのようなシナリオを描いて，当該行政権限にどのような役割を期待しているのか，の見方（いわゆる「法の仕組み論」（塩野宏），「法の仕組み解釈」（橋本博之）といわれる解釈の仕方）ができる。 【主要項目】個別法制度のしくみ，法の適用・解釈，法の趣旨・目的 【主要判例】「８－１　パチンコ店営業許可取消事件」「８－２　ストロングライフ事件」「８－３　日工展ココム訴訟」 **第１４回　憲法原則と一般的法原則（ＣＢ第９章）** 【到達目標】行政活動に統制を図るのはまずは当該個別法であるが，例外的にそれでは不十分であったり（例えば，「権利濫用」の法理が必要なケース），あるいは不適切であったり（例えば「「信義則」が必要なケース）する場合に，具体的事案において，行政権の濫用の法理や信義則など，憲法原則や法の一般原則を用いて，行政活動を違法と判断することができる。 【主要項目】法律による行政の原理，憲法原則，平等原則，比例原則，信義則 【主要判例】「９－３　宜野座村工場誘致政策変更事件」「９－４　酒屋青色承認申請懈怠事件」「９－５　浦安漁港ヨット係留用鉄杭強制撤去事件」「９－８　福間町公害防止協定事件」など **第１５回　情報公開と個人情報保護** 【到達目標】それぞれの法制度の存在意義及び，それに基づき構築された開示請求の仕組みを理解したうえで，具体的事案に即して，不開示事由該当性を検討することができる。 【主要項目】不開示事由，個人情報保護 【主要判例】「１０－１　逗子市住民監査請求記録公開請求事件」「１０－２　大阪府知事交際費公開請求事件」「１０－４　大田区指導要録公開請求事件」など **＜＊全範囲を対象に（中間試験の範囲を除かないで）期末試験実施＞**
成績評価の方法	期末試験，中間試験，平常点を総合して評価する。 定期試験…７０点（短答式〔語句記入式，説明を求める形式等を含む〕及び論文式，を予定），中間試験…１５点（短答式〔語句記入式，説明を求める形式等を含む〕を予定），平常点…１５点（質疑応答等の所作を通じ，目標到達への姿勢を評価。欠席等の減点基準は，公欠相当の欠席は減点なし，それ以外の欠席は１点減点，事前の届出なしの欠席は２点減点，１０分程度以上の遅刻・途中退室はその都度０．５点減点。），以上，合計１００点で評価する。 ＊授業の出席が３分の２に満たない場合は期末試験の受験を認めない。 ＊再試験は実施しない。 ■法と行政活動の中間試験代替措置について 法と行政活動の中間試験代替措置については，以下のとおりとします。 第４回から 15 回までの授業で割り当てられた判例報告（書面及び報告内容）を 15 点満点で評価し，シラバス記載の「中間テスト（15 点）」に替えることとする。

	採点基準 ・当該判例が体系上もつ意味を的確に理解している ・当該判例の事実及び判旨の要旨を簡潔に紹介している ・当該判例の判旨の特徴をつかんでいる 毎回報告がなされれば 9 点（事前に届け出なく報告しなかった場合は当該回 1 点を減） そのうえで，内容的に， ・概ね各回，水準に達している・・・11 点 ・概ね各回，優れている・・・・・・13 点 ・概ね各回，秀でている・・・・・・15 点 で評価する。 なお，評価は書面及び報告内容とし，質疑応答以降は「平常点」で評価する。
成績評価の基準	論述の採点は，①判断の枠組みができているか，②検討すべき事項が適切に選択されているか，③根拠法令〔条項〕の的確な指摘ができているか，④判断過程に矛盾はないか〔事実の摘示，なされている判断・評価は妥当か〕，の観点を基本に行う。
準備・事後学習についての具体的な指示	【予習ガイド】 Ａ：レジュメにひと通り目を通し授業内容の全体像を確認してください。 Ｂ：各自の基本書で該当部分を読んでください。 Ｃ：ケースブックの該当する章の「判例の概観」を読んできてください。 Ｄ：ケースブックの判例について，事実の要点（①登場人物は誰か，②登場人物間でどのようなことがあったのか時系列的に，③問題は何か）・判決の要点（①設定された判断基準，②具体的判断，③結論）を確かめてください。 Ｅ：レジュメの設問を検討してください。 Ｆ：ケースブック，百選の関係する判例の確認をしてください。（復習でも可） ＊学部や「行政法入門」で学修済みの部分も多くありますから，その時点での修得度に応じて適宜薄くしてかまいません。
教科書・参考文献	**【共通の教材】** 稲葉馨＝下井康史＝中原茂樹＝野呂充編『ケースブック行政法〔第６版〕』（弘文堂，2018） 【共通の参考書】 行政判例百選Ⅰ〔第７版〕（有斐閣，2017 年） **【基本書】** 現在使用している基本書
履修条件	特になし。

3. 行政救済法

授業科目名（カナ）	行政救済法　　（　ギョウセイキュウサイホウ　）
担当教員名（カナ）	石森　久広　　（　イシモリ　ヒサヒロ　）
履修年次	２年次
単位	２単位
授業時間	後期　月曜３限
講義の概要	「民事法においては，民事の裁判所に訴えることは自明であるので，権利の実現手段について触れる必要はない，しかし，公法の事例においては，そもそも訴訟を提起できるのか，またどの裁判管轄になるのかが問題となる」(高木光＝高橋滋＝人見剛『行政法事例演習教材』〔有斐閣，2009〕初版はしがきに引用する Gunter Schwerdtfeger, Öffentliches Recht in der Fallbearbeitung, 13.Aufl., 2007, S.1)。これが，ドイツの大学で「公法の事例演習に対して逃げ腰になり，司法試験間近になってもなお，特に不安と自信が半ばするような感情を抱く原因」のひとつであるという。 行政法の問題は，事案に応じた最適な行政争訟手段を選択してはじめて，「法と行政活動」で修得した違法性（適法性）の主張が可能になる。この授業では，受講者に，実際の事案について紛争解決に導くことのできる能力の基礎を身につけてもらうため，行政救済のしくみと，そこに通底する基本的考え方を修得してもらうことを目指す。
到達目標	２年次前期開講科目「法と行政活動」と併せ，社会で生起する実際の事案について，適切な紛争解決に導く能力の基礎を身につけてもらうことを目標とする。「最低限修得すべき」目標としては，「立憲主義の下で行政作用を構成する法の仕組みを正確に理解すること」に基礎をおく，「行政訴訟において憲法を基礎とする公法的価値を的確に把握したうえで，当事者の主張を適切に構成し，説得的な文章にして表現できること」についての能力涵養を目指し，主として，本法科大学院の「養成する人材」②及び③に寄与することになる。
各回の授業内容	**第１回　行政上の救済手続** 【到達目標】行政不服審査の仕組みを条文に即し理解したうえで，その特徴を行政事件訴訟と比較し把握できる。 【主要項目】行政不服申立て，行政事件訴訟，国家補償，行政審判，苦情処理，迅速性，中立性，職権主義，当事者主義 **第２回　取消訴訟の対象（１）** **第３回　取消訴訟の対象（２）** 【到達目標】問題となる行為の一方性，権力性あるいは優越性，またそれによる権利・義務の内容あるいは法的地位の具体的変動の有無を読み取り，救済の場面の特質に応じて（紛争の成熟性や紛争解決の適切性の要素も加味して），処分性判断を適格に行える。 【主要項目】公権力の行使，行政機関相互の関係，法的な効果を有しない行為，一般的抽象的な法的効果，給付拒否決定 **第４回　原告適格（１）** **第５回　原告適格（２）** 【到達目標】原告適格拡大の傾向をみせてきた最高裁判例（例えば，最判昭和 57・9・9「長沼訴訟」（ＣＢ１３－３）や最判昭和６０・１２・１７「伊達火力発電所訴訟」は，当該「行政法規」を，明文の規定に限らず「趣旨」ないし「合理的解釈によるもの」を含むとし，最判平成元・2・17「新潟空港訴訟」（ＣＢ１２－２）は，当該「行政法規」には目的を共通にする「関連法規〔関係法令〕」も含むとした。そして最判平成４年９月２２日「もんじゅ訴訟」（ＣＢ１２－５）は，「利益の内容・性質」の考慮を要求した。）の理解のもとに，取消訴訟における第三者の原告適格の有無を，行訴法９条２項に即して具体的に検討することができる。

	【主要項目】法律上の利益，被侵害利益の性質，考慮事項の法定，違法主張の制限 **第６回　訴えの客観的利益** 【到達目標】最高裁判例が狭義の訴えの利益の有無につきどのような点に着目して判断しているか理解するとともに，これらの考え方をふまえて，具体的事案に即して検討することができる。 【主要項目】法律上の利益，時間の経過，工事等の完了，行政処分の取消し・変更，法令の廃止・改正 **＊第２回～第６回を範囲に中間試験を実施** **第７回　取消訴訟の審理・判決（１）** **第８回　取消訴訟の審理・判決（２）** 【到達目標】取消訴訟の提起から判決に至るまでの重要な，行政事件訴訟の特徴を画す項目につき，行政事件訴訟法の規定に即して具体的な場面ごとに正確に理解できる。 【主要項目】出訴期間，被告適格，原処分主義と裁決主義，主張制限，違法性の承継，主張・立証責任，理由の差替え，違法判断の基準時，訴えの追加・変更，訴訟参加，判決の効力，事情判決 **第９回　その他の抗告訴訟** 【到達目標】無効等確認訴訟について，行政事件訴訟法 ３６ 条にかかる，いわゆる一元説と二元説の違いや「現在の法律関係に関する訴え」をめぐる解釈，不作為違法確認訴訟における「相当の期間」の判断方法（行政手続法における標準処理期間との関係），義務付け訴訟２類型（申請型と非申請型）・差止訴訟の訴訟要件及び本案勝訴要件，とりわけ「重大な損害」の具体的検討方法，等について正確に運用できる。 【主要項目】無効確認訴訟，不作為の確認訴訟，義務付け訴訟，差止訴訟 **第１０回　その他の行政訴訟** 【到達目標】とりわけ実質的当事者訴訟を適切に活用できる。その際，処分性の判定の場面において，取消訴訟と実質的当事者訴訟の選択，処分性の判定以外の場面において，抗告訴訟（とりわけ差止訴訟）と実質的当事者訴訟の選択を的確に行え，また，実質的当事者訴訟による場合の請求の趣旨の立て方，そして確認訴訟における確認の利益の有無につき，具体例事案に即して検討できる。 【主要項目】当事者訴訟，差止訴訟との関係，民衆訴訟，機関訴訟 **第１１回　仮の救済** 【到達目標】執行停止の申立てを適時に行う判断ができる。また，仮の義務付け，仮の差止めの申立制度を理解し，申立要件につき具体的事案に即して検討できる。 【主要項目】執行停止，仮の義務付け，仮の差止め，仮処分 **第１２回　国家賠償法１条（１）** 【到達目標】国家賠償法 1 条にいう「国又は公共団体」「公権力の行使」「公務員」「職務を行うについて」の意義を正確に理解したうえで，国家賠償法 1 条の責任成立の有無を裁判所がどのような点に着目して判断しているか分析し，具体的事案に即して検討できる。 【主要項目】１条責任の本質，「公権力の行使」，「公務員」「職務を行うについて」 **第１３回　国家賠償法１条（２）** 【到達目標】「故意又は過失によって違法に」の要件充足をどのように行うか，判例の理解のもとに把握できる。権限の不行使の違法判断の特殊性についても理解できる。 【主要項目】，職務行為基準説，違法性一元説，違法性相対説，消極的裁量濫用論 **第１４回　国家賠償法２条・その他** 【到達目標】「公の営造物」の意義を正確に把握したうえで，「設置又は管理の瑕疵」充足性判断を，道路と河川を代表に最高裁判決の理解を基にして，具体例に行うことができる。選任監督ないし設置管理者と費用負担者との内部求償関係に関する理解ができる。民法や他の法律の適用関係が問題となる４条及び５条，相互保証主義を規定する６条についても，正確に理解できる。 【主要項目】公の営造物，設置又は管理の瑕疵，無過失責任，通常有すべき安全性，不可抗力，回避可能性，是認しうる安全性 **第１５回　損失補償** 【到達目標】適法な行政活動に起因する損失補償のしくみとその成立要件の理解を

	もとに，「特別の犠牲」性につき，目的ないし原因，態様ないし程度を社会通念に照らして総合勘案して，また，「正当な補償」につき，代表的な最高裁判例をもとに，具体的な事案においてそれぞれ判断できる。 【主要項目】「特別の犠牲」「正当な補償」 **＊全範囲を対象に（中間試験の範囲も除かないで）期末試験実施**
成績評価の方法	期末試験，中間試験，平常点を総合して評価する。 定期試験…７０点（短答式〔語句記入式，簡潔に説明を求める形式等を含む〕及び論文式を予定），中間試験…１５点（短答式〔語句記入式，簡潔に説明を求める形式等を含む〕を予定），平常点…１５点（質疑応答等の所作を通じ，目標到達への姿勢を評価。欠席等の減点基準は，公欠相当の欠席は減点なし，それ以外の欠席は１点減点，正当な理由を届け出ることなく欠席した場合は２点減点，１０分程度以上の遅刻・途中退室はその都度０．５点減点。），以上，合計 100 点で評価する。 ＊授業の出席が３分の２に満たない場合は期末試験の受験を認めない。 ＊再試験は実施しない。
成績評価の基準	論述の採点は，①判断の枠組みができているか，②検討すべき事項が適切に選択されているか，③根拠法令〔条項〕の的確な指摘ができているか，④判断過程に矛盾はないか〔事実の摘示，なされている判断・評価は妥当か〕，の観点を基本に行う。
準備・事後学習についての具体的な指示	【予習ガイド】 Ａ：レジュメにひと通り目を通し授業内容の全体像を確認してください。 Ｂ：各自の基本書で該当部分を読んでください。 Ｃ：ケースブックの該当する章の「判例の概観」を読んできてください。 Ｄ：ケースブックの判例について，事実の要点（①登場人物は誰か，②登場人物間でどのようなことがあったのか時系列的に，③問題は何か）・判決の要点（①設定された判断基準，②具体的判断，③結論）を確かめてください。 Ｅ：レジュメの設問を検討してください。 Ｆ：ケースブック，百選の関係する判例の確認をしてください。（復習でも可） ＊学部や「行政法入門」で学修済みの部分も多くありますから，その時点での修得度に応じて適宜薄くしてかまいません。
教科書・参考文献	【共通の教材】 稲葉馨＝下井康史＝中原茂樹＝野呂充編『ケースブック行政法〔第６版〕』（弘文堂，2018） 【共通の参考書】 行政判例百選Ⅱ〔第７版〕（有斐閣，2017 年） 【基本書】 各自が使用している基本書
履修条件	「法と行政活動」の履修。

4. 公法演習Ⅰ

授業科目名（カナ）	公法演習Ⅰ　（　コウホウエンシュウイチ　）
担当教員名（カナ）	横田　守弘　（　ヨコタ　モリヒロ　） 石森　久広　（　イシモリ　ヒサヒロ　）
履修年次	３年次
単位	２単位
授業時間	前期　月曜２限
講義の概要	この科目は，憲法と行政法にかかわる事例を検討することにより，基本的な最高裁判例や学説などについて再確認するとともに，事例のどこに注目したらよいのか，当事者・法律専門家としての主張をどのように組み立てたらよいのか，それをどのように法的文章として表現したらよいのかなどを検討するものである。法的文章の検討に際しては，担当教員と受講者との「双方向的な授業」にとどまらず，受講者同士の議論がなされることを期待している。 憲法においては，基本的な判例と学説の確認を行うとともに，法令の制定に当たり助言を求められた法律家としての自らの見解を十分に展開する中で，必要に応じて，自らの見解と異なる立場にふれる形で論述をする仕方について検討する。観念的・パターン的な思考ではなく，個別事案の特徴をつかんで説得力ある主張をできるようにしたい。 行政法においても，事例を前提に，当事者の立場に立って，実定法に即してどのような主張をすればよいかを検討する。行政法の場合，とくにそれは選択した訴訟の種類と連動するため，適切な訴訟選択のあり方も考察の対象になる。 授業は毎回，担当教員が共同して行う。したがって，この科目は，１つの事例について憲法と行政法のそれぞれの立場から検討する機会ともなるであろう。
到達目標	この科目は，これまでの憲法・行政法の諸科目を学習して得られた知識と理解，そして基本的な文書作成能力を前提として，法的分析と推論を行ない納得できる結論を導きだすとともに，これを表現する質の高い文書を作成し，議論ができるようになることを目指すものである。本学法科大学院の「養成する人材」の４要素のうち，主に②と③を獲得するための科目であるといってよい。詳しくは，『本学法科大学院の「養成する人材」と教育システムの概要』のなかの公法系の記述を参照。
各回の授業内容	第１回目の授業において進行の仕方などを確認した後，第２回から憲法の事例と行政法の事例を交互に１週間おきに各７回，計１４回扱っていく。憲法はこちらで用意した事例を，行政法は後記テキストの中から事例を選択して扱う。 各回の授業においては，各事例についてこちらで用意した設問に対する解答となる書面を担当者に用意してもらい，これについて検討する。この書面は授業に先立って受講者全員に配布される。授業当日は，基本的な学説や判例の確認をしながら，各担当者による説明を端緒として受講者全員に争点について深めてもらうことにする。書面作成担当者はもちろんのこと，他の受講者も交えた積極的な議論が展開されることを期待している。 受講者１人につき，憲法の事例を１回，行政法の事例を１回，担当してもらう予定である。受講者数の関係で担当者をおかない回が生じる可能性がある。その回の授業においては，全員がその場で事例について主張を考え，意見を出し合って議論する回とする。 １．進め方の説明 ２．憲法(1) 問題１ ３．行政法(1) 第１部〔問題２〕ラブホテル建築規制条例をめぐる紛争 ４．憲法(2) 問題２ ５．行政法(2) 第１部〔問題４〕開発許可をめぐる紛争 ６．憲法(3) 問題３ ７．行政法(3) 第１部〔問題５〕砂利採取計画の認可をめぐる紛争 ８．憲法(4) 問題４

	９．行政法(4) 第１部〔問題８〕学校での事故・トラブルをめぐる紛争 10．憲法(5) 問題５ 11．行政法(5) 第２部〔問題６〕条例によるパチンコ店規制をめぐる紛争 12．憲法(6) 問題６ 13．行政法(6) 第２部〔問題８〕 タクシーの運賃変更命令をめぐる紛争 14．憲法(7) 問題７ 15．行政法(7) 第２部〔問題 17〕入管法に基づく退去強制をめぐる紛争 ＊なお，状況に応じて問題を差し替えることがある。その場合は，開講時に説明する。
成績評価の方法	①担当者としての書面　２０点，②平常点　３０点，③学期末の期末試験５０点（憲法２５点，行政法２５点として，それぞれ別々に行なう。）　以上を総合して合計１００点満点として評価する。 正当な理由なく授業を６回以上欠席した者には期末試験の受験資格を認めない。期末試験の再試験は実施しない。
成績評価の基準	①担当者としての書面について…事案の分析，書面の構成，法的知識等の観点から評価する。②出席などを含めた平常点…出席，予習状況，発言などを評価する。正当な理由なく授業を欠席した場合は平常点を減点する。③学期末の期末試験…長文の事例問題に対して，当事者としての主張などを検討，展開してもらう論述問題とする。基礎的な概念，判例や学説の理解ができているか，法的文書としての論理的整合性のある文書が作成できるか，事案の特殊性に応じた論述ができているかなどを中心に評価する。
準備・事後学習についての具体的な指示	各授業において扱う事例について，書面担当者任せにせず当事者の立場に立って自ら立論してみることが大切である。書面担当者にならなかった場合にも，自らの考え方をメモや文章にするという作業をすると有益だろう。
教科書・参考文献	憲法の事例としては，過去の司法試験問題を短くするなどの手を加えたものを用いる予定である。詳細は開講時に説明する。 行政法のテキスト：曽和俊文・金子正史編著『事例研究行政法〔第３版〕』(日本評論社，2016 年) 参考文献 憲法：小山剛『「憲法上の権利」の作法　第３版』(尚学社，2016 年)，曽我部真裕他編『憲法論点教室第２版』(日本評論社，　2020 年予定)，駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』(日本評論社，2013 年)，宍戸常寿『憲法　解釈論の応用と展開 第２版』(日本評論社，2014 年)，渋谷秀樹『憲法起案演習 司法試験編』(弘文堂，2017 年)，大島義則『憲法ガール Remake Edition』(法律文化社，2018 年)，同『憲法ガールⅡ』(法律文化社，2018 年)。 行政法：北村和生ほか『事例から行政法を考える』(有斐閣，2016 年)，土田伸也『基礎演習 行政法〔第２版〕』(日本評論社，2016 年)，同『実戦演習行政法』(弘文堂，2018 年)，亘理格・大貫裕之『Law Practice 行政法』(商事法務，2015 年)，原田大樹『演習行政法』(東京大学出版会，2014 年)，大島義則『行政法ガール』(法律文化社，2014 年)，橋本博之『行政法解釈の基礎』(日本評論社，2013 年)
履修条件	２年次までの公法系法律基本科目を受講し単位を修得していないと，理解は難しい。

5. 公法演習Ⅱ

授業科目名（カナ）	公法演習Ⅱ　（　コウホウエンシュウニ　）
担当教員名（カナ）	横田　守弘　（　ヨコタ　モリヒロ　） 吉田　知弘　（　ヨシダ　トモヒロ　） 小原　清信　（　コハラ　キヨノブ　）
履修年次	３年次
単位	２単位
授業時間	後期　火曜１限
講義の概要	この科目は，憲法及び行政法に関する具体的な事例を前にして，当事者・法律専門家としての主張をどのように組み立てたらよいのか，それをどのように法的文章として表現したらよいのかなどを検討するものである。前期「公法演習Ⅰ」と比べて事例についてのより深い検討及びより実践的な文章作成を目的とするといってよい。 担当教員として，憲法及び行政法の研究者教員だけでなく，実務家教員が加わる。その点で，この科目は，憲法と行政法が交錯する問題を扱うだけではなく，理論と実務の架橋を図るという意義も持つ。
到達目標	この科目は，前期「公法演習１」において獲得された能力（本学法科大学院の「養成する人材」のなかの②③が中心となる）をさらに深化させるものという位置づけになる（詳しくは,『本学法科大学院の「養成する人材」と教育システムの概要』のなかの公法系の記述を参照)。３年前期までの公法系必修科目を履修してそれらの科目の目標に到達した者を対象とする。
各回の授業内容	過去の司法試験論文式の問題の中から憲法・行政法それぞれ７つの事例問題を扱う。毎回指定された事例問題について，あらかじめ担当者が当事者としての主張や法令の制定に当たり助言を求められた法律家としての見解（自らの見解を十分に展開する中で，必要に応じて，自らの見解と異なる立場にふれる形で論述する）を述べた書面を作成して提出する。授業ではこれをもとにして参加者の議論を中心にして進行することになる。毎回担当教員３名が共同で授業を行うが，扱う事例は憲法と行政法を交互に１週間おきに扱っていく。各回の授業においては，担当教員３名のうち１名が司会者として進行を担当するとともに議論の内容をリードし，他の２名は適宜コメントを加えていく。 詳細は開講時に改めて説明する。 １．進め方の説明 ２．憲法(1)平成 26(2014)年度司法試験論文式公法第１問を基にした問題 ３．行政法(1) 平成 26(2014)年度司法試験論文式公法第２問 ４．憲法(2) 令和元(2019)年度司法試験論文式公法第１問 ５．行政法(2) 平成 27(2015)年度司法試験論文式公法第２問 ６．憲法(3) 平成 30(2018)年度司法試験論文式公法第１問 ７．行政法(3) 平成 28(2016)年度司法試験論文式公法第２問 ８．憲法(4)プレテスト論文式公法第１問を基にした問題 ９．行政法(4) 平成 29(2017)年度司法試験論文式公法第２問 10. 憲法(5) 平成 28(2016)年度司法試験論文式公法第１問を基にした問題 11. 行政法(5) 平成 30(2018)年度司法試験論文式公法第２問 12. 憲法(6) 平成 29(2017)年度司法試験論文式公法第１問を基にした問題 13. 行政法(6)令和元(2019)年度司法試験論文式公法第２問 14. 憲法(7)令和 2(2020)年度司法試験論文式公法第１問 15. 行政法(7) 令和 2(2020)年度司法試験論文式公法第２問

成績評価の方法	担当者としての授業時の書面提出について，憲法３０点，行政法３０点。平常点４０点。以上を合計して１００点満点で評価する。定期試験は行わない。普段の学習態度がすべてである。正当な理由なく６回以上欠席した者は，成績評価の際に「定期試験を受験しなかった者」と同じ扱いをする。また，開講期間中に正当な理由のない欠席が６回に達した者は，その時点で受講意思なきものとみなす。
成績評価の基準	授業時に提出される書面については，構成・事案分析・基礎知識という３つの角度から評価をする。毎回の授業後に担当教員３名が協議を行い，書面の内容を検討して評価内容を決定する。 平常点については，授業出席状況とともに積極的発言の有無など議論参加状況にも注目する。正当な理由なく授業を欠席した場合や，明らかに予習しないで授業に望んでいると思われる場合には減点する。
準備・事後学習についての具体的な指示	当然のことだが，担当者でなくても進んで事例について構成を考えてくるという主体性が必要である。予習せずにただ１時間半座っていて何かを教えてもらおうと思っても，無駄な時間を過ごすだけであるし，予習をして臨んでいる受講者の迷惑になるだろう。司法試験論文式試験における出題趣旨及び「採点実感等に関する意見」・「採点実感」が言及する最高裁判例をしっかりと復習すること。
教科書・参考文献	憲法のテキスト：司法試験論文式公法第１問の過去問から７問を扱う。ただし，法令の制定に当たり助言を求められた法律家としての自らの見解を十分に展開する中で，必要に応じて，自らの見解と異なる立場にふれる形で論述をすることを求めるようにするために，過去問に手を加えることがある。 行政法のテキスト：司法試験論文式公法第２問の過去問から７問を扱う。 参考文献 憲法：小山剛『「憲法上の権利」の作法　第３版』(尚学社，2016 年)，曽我部真裕他編『憲法論点教室第２版』(日本評論社，2020 年予定)，駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』(日本評論社，2013 年)，宍戸常寿『憲法　解釈論の応用と展開　第２版』(日本評論社，2014 年)，渋谷秀樹『憲法起案演習 司法試験編』(弘文堂，2017 年)，大島義則『憲法ガール Remake Edition』(法律文化社，2018 年)，同『憲法ガールⅡ』(法律文化社，2018 年)。 行政法：北村和生ほか『事例から行政法を考える』(有斐閣，2016 年)，土田伸也『基礎演習 行政法〔第２版〕』(日本評論社，2016 年)，同『実戦演習行政法』(弘文堂，2018 年)，亘理格・大貫裕之『Law Practice 行政法』(商事法務，2015 年)，原田大樹『演習行政法』(東京大学出版会，2014 年)，大島義則『行政法ガール』(法律文化社,2014 年)，橋本博之『行政法解釈の基礎』(日本評論社，2013 年)
履修条件	３年前期までの法律基本科目公法系必修科目のすべての単位を取得していること

6. 民法Ⅴ（家族法）

授業科目名（カナ）	民法Ⅴ（家族法）　（　ミンポウゴ（カゾクホウ）　）
担当教員名（カナ）	宮崎　幹朗　（　ミヤザキ　ヨシロウ　）
履修年次	１年次
単位	２単位
授業時間	後期　水曜２限
講義の概要	民法のうち家族法（民法典第４編親族及び第５編相続の範囲）に関する問題について講義します。夫婦、親子、扶養等の親族法に関する問題、遺産分割、遺言、遺留分等の相続法に関する問題について基本的な知識を取得できるように、各回に大きなテーマを設定し、授業を進めます。
到達目標	本授業では、家族法に関する基本的な知識の修得を目指し、家族に関連するさまざまな法律問題に柔軟に対応できる考え方の修得を目指します。現実の家族に関する問題を考える際には、単に法律の条文のみを問題とするのではなく、社会常識や一般の考えを考慮しながら検討していくとともに、それぞれの人の立場に立って考えることが不可欠です。また、内縁関係の法的保護に関する問題など、判例法の展開によって形成されてきた問題も多くあります。そのため、民法の条文上の法的知識の修得だけではなく、さまざまな問題に対する関心を深め、具体的な裁判例等を検討することを通して、柔軟な視野に立った考え方を身に着けることを目指します。
各回の授業内容	各回の授業は、家族法に関する重要なテーマについて教員が作成した設例をもとにして、基本的事項を説明していきます。取り上げるテーマは以下のとおりです。授業の進み具合等によって変更することがあります。 １．氏名、戸籍 ２．婚姻の成立 ３．内縁関係の法的保護 ４．婚姻の効果 ５．相続の開始と相続人不存在 ６．遺言の方式と効力 ７．法的親子関係の確定と生殖補助医療 ８．離婚の効果：未成年子の監護 ９．裁判離婚と離婚原因 10．虚偽の嫡出子出生届と養子縁組 11．嫡出推定と推定の及ばない子 12．親権。親権者の利益相反行為 13．祭祀財産の承継と遺骨の引き取り 14．遺産分割と相続される財産 15．遺産共有と可分債権
成績評価の方法	期末試験および毎回の授業の際に提示する設例に関する解答と授業中の受講態度や質問に対する対応などを考慮して評価します。 出席回数が 3 分の 2 に満たない場合には、成績評価の対象とならないので、注意してください。
成績評価の基準	解答の提示および受講態度等について平常点として 30 点を配点します。 期末試験は 70 点配点します。設問形式は択一式（20 点満点）と論述式（50 点満点）で出題します。論述式の設問については、特に、問題の論点の把握の正確さ、判例および学説の理解度、論述の論理的整合性に注目して評価します。
準備・事後学習についての具体的な指示	毎回、設例を提示して。受講生の考えも聞きながら基本的事項の知識を確認しながら、応用問題の解き方を検討していきますので、必ず予習および復習をしておいてください。また、毎回の授業において指摘した重要な判例については、少なくとも『判例百選』などの判例集に目を通して確認しておく習慣を身に着けてください。

教科書・参考文献	あらかじめ、授業のためのレジメを配布します。また、毎回、教員が作成した資料を配布します。 教科書については、各自が使用しているものがあれば、それを使用してください。2018 年に相続法の改正がありましたので、この改正に対応する教科書の改訂・出版が 2019 年には続くと思いますので、できるだけ最新のものを使ってください。現時点で改訂されたものとして、二宮周平『家族法（第 5 版）』が出ています。 判例集については、水野紀子ほか編『民法判例百選Ⅲ　親族・相続〔第２版〕』（有斐閣）、二宮周平ほか編『新・判例ハンドブック【親族・相続】』（日本評論社）などがありますので、参考にしてください。
履修条件	特にありません。

7. 商法Ⅱ

授業科目名（カナ）	商法Ⅱ　　（　ショウホウニ　）
担当教員名（カナ）	横尾　亘　（　ヨコオ　ワタル　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	前期　月曜４限
講義の概要	会社法はたびたび改正が行われ制度も複雑になってきているため、１年次の「商法Ⅰ（４単位)」のみでは全体を見渡すために時間が足りない。そこで、「商法Ⅱ」を開講し、会社法の「計算」「社債」「組織再編」等についてカバーすることとする。また、会社法以外の商事法分野を網羅できないため、商法総則・商行為法についてもここで講義する。必修科目ではないが、可能な限り履修することが望ましい。
到達目標	諸君が、商法の体系的・基礎的知識を確実に修得し、会社法を含む商法の総合問題を解決できる能力を養成することが本講義の主たる目的である。単なる知識の修得だけではなく、商法上の諸制度ないし各規定がどのような価値判断や理念に基づいているのか、なぜ民法以外に民法を修正変更する商法が必要なのか、商法は実際に機能しているのか、法と現実との関係等を考えながら商法の理解を深めることが本講義の目的である。
各回の授業内容	１．計算（１）―計算書類、資本金と準備金、剰余金の分配 ２．計算（２）―剰余金の分配 ３．計算（３）―問題演習 ４．社債による資金調達―社債・新株予約権付社債 ５．組織再編（１）―組織変更・事業譲渡 ６．組織再編（２）―合併 ７．組織再編（３）―（続）合併、会社分割 ８．商法の単位としての「商人」、商行為、商人の名称としての「商号」 ９．名板貸、商業使用人、商業登記の公示力 10．営業譲渡、商業帳簿、代理商 11．商行為の特則 12．商事売買 13．交互計算、仲立営業、問屋営業 14．運送取扱営業、運送営業、貨物引換証、旅客運送 15．寄託、場屋営業主の責任、倉庫営業、倉庫証券 （講義の進捗状況に応じて上記は変更の可能性がある）
成績評価の方法	期末試験(100 点)によって評価する。出欠は毎回とり、欠席は１回につき１点、遅刻は１回につき 0.5 点を減点する。なお、再試験は行わない。
成績評価の基準	①会社法の「計算」「社債」「組織再編」等に関する重要条文について立法趣旨を理解しているか。②会社法の「計算」「社債」「組織再編」等に関する重要判例について理解しているか。③商法総則・商行為についての基本的な知識を有しているか。
準備・事後学習についての具体的な指示	各回の講義予定部分のレジュメおよび教科書・参考書の該当箇所を予習してくること。予め、各回のレジュメを事前に配信する予定である。
教科書・参考文献	教科書：①『会社法判例百選（第３版)』(有斐閣）を必携とする。他に教科書としては、②前田雅弘ほか『会社法事例演習教材[第３版]』(2016 年、有斐閣）を適宜利用する。このほか、③『商法（総則・商行為）判例百選（第５版)』(有斐閣）を講義中において参照する。 参考書： ①伊藤靖史ほか『リーガルクエスト会社法[第３版]』(有斐閣)、②江頭憲治郎『株式会社法』(有斐閣。改訂多め)、④神田秀樹『会社法』(弘文堂。改訂頻繁)
履修条件	特にないが、商法１を履修中または履修済であることが望ましい。

8. 民事手続法

授業科目名（カナ）	民事手続法　　（　ミンジテツヅキホウ　）
担当教員名（カナ）	濵﨑　　録　　（　ハマサキ　フミ　）
履修年次	２年次
単位	４単位
授業時間（前期）	前期　水曜２限、金曜３限
講義の概要	１　本講義では、本学法科大学院が重視する法曹に必要な資質のうち、(2)および(3)の資質を涵養することを目的とする。民事訴訟で扱う紛争は、関係当事者間の利益あるいは権利の衝突によって生ずる。紛争において事案を的確に把握し、事実を認定し、結論を導き出すためには、民事訴訟の果たす機能を理解し、基本概念を修得することが不可欠である。 ２　そこで本講義では、上記の目的を達成するために①民事訴訟（第一審）の開始から判決確定までの手続の流れを理解すること、②上記①を踏まえたうえで、民事訴訟に関する基本的な原則および理論的な諸問題のうち、特に基礎的かつ重要なものを理解することを目指す。
到達目標	判決手続全体のながれを正確に理解するとともに、重要な論点について議論状況を理解することを第 1 の目標とする。そのうえで、各論点についての自らの見解を形成し、説得的に述べることができるようになることを第 2 の目標とする。以上の目標は、本学の「法曹に必要な資質として特に重視する 4 つの要素」のうち、第 1 の目標がおもに(2)の能力を備えること、第 2 の目標がおもに(3)の能力を備えることに寄与する。 また、上記の目標を達成することが本学が重視する上記の各要素のうち(3)を備えるために開講される 3 年次の発展的科目における理解、議論につながることとなる。
各回の授業内容	第 1 回　民事訴訟とそれ以外の紛争解決方式、民事訴訟全体のながれ、民事訴訟の法源、訴訟と非訟、法律上の争訟 第 2 回　訴えの概念と類型　訴えの概念、訴えの類型、形式的形成訴訟 第 3 回　訴訟要件と訴えの類型ごとの訴えの利益 訴訟要件一般、継続的不法行為と将来給付の訴え、遺言無効確認の訴え 第 4 回・5 回　当事者 ①当事者概念・当事者の確定・当事者能力・訴訟能力、当事者確定の基準、法人でない社団の要件 ②代理人、法人の代表者と表見法理、当事者適格をめぐる議論、訴訟担当 第 6 回　裁判所　管轄の種類、裁判所の除斥・忌避・回避、移送 第 7 回・8 回　訴え提起と処分権主義、訴え提起の効果 ①訴訟物論争、必要的記載事項、処分権主義の内容と根拠、損害賠償請求訴訟における訴訟物、一部請求後の残部請求の可否 ②相殺の抗弁、債権者代位訴訟と二重起訴禁止、時効中断、引換給付判決 第 9 回　訴訟手続の進行と停止 当事者主義と職権主義、付郵便送達、公示送達、補充送達、訴訟行為の追完 第 10 回　口頭弁論の準備と口頭弁論 争点整理手続、口頭弁論で採用されている諸原則、不熱心訴訟追行 【中間テスト】 第 11 回・12 回　事案の解明　弁論主義と職権探知主義、弁論主義の根拠と内容、釈明権と釈明義務、法的観点指摘義務 第 13 回　口頭弁論における当事者の訴訟行為 訴訟手続に関する当事者の合意の性質、訴え提起と訴権の濫用、民事訴訟における信義則の発現 第 14 回　証拠法の諸概念と証明を要しない事項 証拠方法の種類、証明と疎明、厳格な証明と自由な証明との違い、自白と

	自白の撤回、間接事実の自白、権利自白 第 15 回・16 回　証拠による事実認定 ①自由心証主義の内容、違法収集証拠の証拠能力、証明責任の問題、客観的証明責任と主観的証明責任 ②要件事実、証明責任分配の修正や証明軽減法理、証明責任の転換、間接反証 第 17 回・18 回　証拠調べ 証拠の申出、唯一証拠の法理、承認義務、証言拒絶権、鑑定、専門訴訟、文書提出命令を中心とする書証をめぐる手続 【中間テスト】 第 19 回　当事者の訴訟行為による訴訟の終了 訴え取下げ、請求の放棄・認諾、訴訟上の和解について、訴訟上の和解の性質 第 20 回～22 回　裁判、判決の効力、既判力の範囲 ①判決の種類、判決の確定と確定判決の効力、既判力の根拠、時的限界 ②判決理由中の判断の拘束力、争点効と信義則、確定判決の変更を求める訴え ③相対性原則、既判力の拡張、反射効 第 23 回　既判力類似の効力 第 24 回　複数請求訴訟　　訴えの併合、中間確認の訴えの意義、訴えの変更 第 25～27 回　複数当事者訴訟 ①共同訴訟の類型、類似必要的共同訴訟をめぐる問題、固有必要的共同訴訟をめぐる問題、訴えの主観的予備的併合、同時審判申出共同訴訟、訴訟承継 ②補助参加の要件と手続、補助参加の利益の判断基準、争点ごとの補助参加、補助参加人の地位、補助参加と上訴、共同訴訟的補助参加、訴訟告知制度 ③権利主張参加と詐害防止参加、二重譲渡事例における権利主張参加、独立当事者参加と訴訟上の和解、債権者代位訴訟における債務者の独立当事者参加 第 28 回～30 回　上訴および再審 ①上訴制度の目的、上訴の効果、控訴審の審理、附帯控訴の性質、控訴の利益不利益変更禁止の原則、上告理由と裁量上告、破棄判決の拘束力、許可抗告 ②再審制度、判決の騙取と再審事由、再審における原告適格
成績評価の方法	中間テスト（2 割）、平常点（2 割）および期末試験（6 割）により評価する。中間テストは 2 回行い、成績評価に加える。平常点は、講義中の応答が積極的であるか、内容が的確かを各回 1 点を基本として評価する。さらに加点すべき発言には 15 回を通して 5 点まで加点する。なお、授業出席が 3 分の 2 を下回った場合、期末試験の受験資格を失う（欠席は 1 回ごとに平常点から 3 点を減じる）。 ■民事手続法の中間試験代替措置について 新型コロナウイルスの影響で今年度前期の民事手続法の残りの授業もすべてオンラインによって実施することになったため、当初予定していた 2 回の中間試験を実施することが難しくなりました。そこで、下記の代替措置に成績評価の方法を変更します。ただし、成 績評価の割合は、以下の方法によっても全体の 2 割と変更ありません。 第 1 回中間試験の代替措置 授業が 2 回終了するごとに Web に掲示する課題①～課題⑩について、解答を各自で作成し、 提出する。提出された内容により、各課題ごとに 0.5 点から 1 点の間で評価し、合計最大 10 点とする。課題の最終提出期限は、最終授業日（7 月 22 日）17 時とする。 第 2 回中間試験の代替措置 教員が Web 上に掲示した【事例問題】について、解答を作成し、期限までにメールに添付することにより提出する。 提出された解答を 0.5 点刻みで採点し、最大 10 点満点とする。 提出期限は 7 月 4 日正午とする。
成績評価の基準	成績評価の基準は、各手続の趣旨・概念を理解できているか、重要な問題について議論状況と判例の立場を理解できているか、当該問題についての自らの導き出した結論を説得的、整合的に述べることができるかを中心とする。

準備・事後学習についての具体的な指示	各回の講義予定レジュメ、参考文献は事前に Web 上に掲載するので、テキストの該当箇所をよく読み、レジュメの Q には自分なりの解答を用意して臨むこと。また『民事訴訟法判例百選（第 5 版)』の該当部分を読むこと。
教科書・参考文献	教科書は、三木浩一ほか『民事訴訟法（第 3 版)』(有斐閣、2018 年）と高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選（第 5 版)』(有斐閣、2015 年）を使用する。また、高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上・第 2 版補訂版）（下・第 2 版補訂版)』(有斐閣、2013 年、2014 年）を必要に応じて参照することをお勧めする。
履修条件	民事訴訟法の理解には民法･会社法の知識が必要となるため、必要部分の科目の履修を前提とする。

9. 民法演習Ⅰ

授業科目名（カナ）	民法演習Ⅰ　（　ミンポウエンシュウイチ　）
担当教員名（カナ）	宮崎　幹朗　（　ミヤザキ　ヨシロウ　）
配当年次	２年次
単位	２単位
授業時間	後期　月曜２限
講義の概要	債権法の基本的理解を前提として、この分野の主要裁判例を中心に分析・検討する。当事者の主張、裁判所による事実認定、それに対する法的判断をできるだけ客観的に把握できるように裁判例を判例集の原典に遡って読み、その分析・検討を行う。 演習に際しては、実体法の解釈学的視点および実務的視点を踏まえて、適切な指導を行い、理論と実務の効果的架橋を目指す。
到達目標	(1)　債権法の基本的知識を使って、民事紛争のより適切な解決ができる。 (2)　当事者の主張内容、裁判所の事実認定、それに対する法的判断の正確な把握・理解ができ、説明できる。 (3)　裁判所の法的判断に対して、その当否を理論構成・事件の背景にまで立ち入って検討することができ、批判的な法解釈適用能力・法的思考力を発揮できる。
各回の授業内容	1　ガイダンス 2　事情変更の原則の要件（最判平成 9 年 7 月 1 日民集 51 巻 6 号 2452 頁） 3　借家明渡しと敷金返還債務の同時履行 （最判昭和 49 年 9 月 2 日民集 28 巻 6 号 1152 頁） 4　複数契約上の債務不履行と契約解除 （最判平成 8 年 11 月 12 日民集 50 巻 10 号 2673 頁） 5　手付と履行の着手（最大判昭和 40 年 11 月 24 日民集 19 巻 8 号 2019 頁） 6　不特定物の売買と瑕疵担保（最判昭和 36 年 12 月 15 日民集 15 巻 11 号 2852 頁） 7　瑕疵担保による損害賠償請求権の消滅時効 （最判平成 13 年 11 月 27 日民集 55 巻 6 号 1311 頁） 8　信頼関係破壊の法理（最判平成 8 年 10 月 14 日民集 50 巻 9 号 2431 頁） 9　他人名義の建物登記と借地権の対抗力 （最大判昭和 41 年 4 月 27 日民集 20 巻 4 号 870 頁） 10　請負契約における所有権の帰属 （最判平成 5 年 10 月 19 日民集 47 巻 8 号 5061 頁） 11　受任者の利益のためにも締結された委任の解除（最判昭和 56 年 1 月 19 日民集 35 巻 1 号 1 頁） 12　騙取金銭による弁済と不当利得（最判昭和 49 年 9 月 26 日民集 28 巻 6 号 1243 頁） 13　416 条と不法行為（最判昭和 48 年 6 月 7 日民集 27 巻 6 号 681 頁） 14　責任無能力者の法定の監督義務者（最判平成 28 年 3 月 1 日民集 70 巻 3 号 681 頁） 15　共同不法行為と過失相殺（最判平成 13 年 3 月 13 日民集 55 巻 2 号 328 頁） ＊第 1 回目の時間に演習の方針、具体的な進め方などについて説明する。
成績評価の方法	期末試験 7 割、提出レジメ 2 割、質疑応答の内容 1 割の比重で評価する。期末試験は、2/3 以上の出席がなければ受験することができない。欠席 1 回につきマイナス 1 点。遅刻 1 回につきマイナス 0.5 点とする。なお、再試験は実施しない。
成績評価の基準	以下の項目を評価対象とする。 立法趣旨を理解しているか。 基礎的概念を理解しているか。 問題の論点把握の正確さが身に付いているか。 判例及び学説を理解しているか。 論述の論理的整合性が身に付いているか。

	具体的事例への適応能力はあるか。 また、受講態度や質疑応答での対応や予習の状況を平常点で評価する。
準備・事後学習についての具体的な指示	判例研究を行うので、事前に指定判例を読んでくることが必要である。
教科書・参考文献	**参考書**： 上田誠一郎編『ユーリカ民法３（債権総論・契約総論）』（法律文化社、2019 年） 手嶋豊編『ユーリカ民法４（契約各論）』（法律文化社、2019 年） 松本・潮見編『判例プラクティス民法Ⅱ債権』信山社 2010 年
履修条件	民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅳを履修済みであること。

10. 民法演習Ⅱ

授業科目名（カナ）	民法演習Ⅱ　　（ ミンポウエンシュウニ ）
担当教員名（カナ）	田村　耕一　　（　タムラ　コウイチ　）
履修年次	２年次
単位	２単位
授業時間	前期　集中講義
講義の概要	物権法・担保物権法、及び、債権法中の責任財産保全制度の分野から、いくつかの重要論点を選んで、仮設事例あるいは判例を素材として演習を行う。授業では、基礎知識を前提とした質疑応答を主な内容とする。なお、復習と文書作成能力涵養の意味で、事後レポートの提出を課す。
到達目標	この授業では、修得した知識や問題解決能力、表現力や議論・説得の能力等を、演習（ゼミナール）形式の授業を通じてより高度なものへと発展させることを目的としている。 ①判例を注意深く読んで、第一審、第二審及び上告審における当事者の主張と裁判所の判断を正確にたどり、事実関係と法律構成との両面から、解決にいたった過程を的確に把握できること。最高裁判決については、提示された判例準則を正確に理解し、従来の判例とどこが違うのか、将来の事件に対してどこまで射程距離が及ぶのかを判断できること。 ②判例を自分なりに分析し評価できること。たとえば、具体的事実と裁判所の判断との対応関係に留意して、前提事実がどのように違えば結論が変るのか、何らかの独自の事情が作用しているのではないかを検証すると共に、法体系や法理論に照らして適正な判断と評価できるか否か、別の考え方が可能か否か等について批判的・創造的に考察できること。 ③事案の様々な要素に目配りして、妥当な結論を洞察できること。 ④結論を導くための解釈論的操作を的確に行い、説得力ある方法でそれを表現できること。 ⑤生身の人間の営みに対する共感と豊かな人間性や正義感。紛争解決に法律家として携わることへの職業意識と倫理観。
各回の授業内容	１．ガイダンス ２．物権的請求権の相手方 判例演習 最判平成 6 年 2 月 8 日民集 48 巻 2 号 373 頁（百選Ⅰ51 番） 参考判例 最判平成 21 年 3 月 10 日民集 63 巻 3 号 385 頁（百選Ⅰ101 番） ３．法律行為の取消と登記 参考判例 最判昭和 32 年 6 月 7 日民集 11 巻 6 号 999 頁、設例演習（百選Ⅰ55 番） ４．時効取得と登記 参考判例 最判昭和 46 年 11 月 5 日民集 25 巻 8 号 1087 頁（百選Ⅰ57 番）、最判平成 24 年 3 月 16 日民集 66 巻 5 号 2321 頁（百選Ⅰ58 番）、設例演習 ５．背信的悪意者排除の法理 判例演習 最判平成 8 年 10 月 29 日民集 50 巻 9 号 2506 頁（百選Ⅰ61 番） 参考判例 最判平成 10 年 2 月 13 日民集 52 巻 1 号 65 頁（百選Ⅰ63 番）、最判平成 18 年 1 月 17 日民集 60 巻 1 号 27 頁（百選Ⅰ60 番）、最判平成 25 年 2 月 26 日民集 67 巻 2 号 297 頁 ６．動産即時取得 参考判例 最判平成 12 年 6 月 7 日民集 54 巻 5 号 1737 頁（百選Ⅰ69 番）、設例演習 ７．占有をめぐる法律問題 参考判例 最判平成 8 年 11 月 12 日民集 50 巻 10 号 2591 頁（百選Ⅰ67 番） ８．共有をめぐる法律問題（共有物の使用・管理、共有物の分割等）

	参考判例 最判平成 10 年 2 月 26 日民集 52 巻 1 号 255 頁、最大判昭和 62 年 4 月 22 日民集 41 巻 3 号 408 頁、設例演習（百選Ⅰ74、76 番） ９．抵当権にもとづく明渡請求 判例演習 最判平成 17 年 3 月 10 日民集 59 巻 2 号 356 頁（百選Ⅰ89 番） 参考判例 最大判平成 11 年 11 月 24 日民集 53 巻 8 号 1899 頁 10．抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡 判例演習 最判平成 10 年 1 月 30 民集 52 巻 1 号 1 頁（百選Ⅰ88 番） 11．法定地上権成立のための土地と建物の同一所有者要件 判例演習 最判平成 19 年 7 月 6 日民集 61 巻 5 号 1940 頁（百選Ⅰ91 番） 参考判例 最判平成 2 年 1 月 22 日民集 44 巻 1 号 314 頁 12．譲渡担保の法律構成と複数の動産譲渡担保間の関係（百選Ⅰ99 番） 判例演習 最判平成 18 年 7 月 20 日民集 60 巻 6 号 2499 頁 13．流動動産譲渡担保と物上代位 判例演習 最判平成 22 年 12 月 2 日民集 64 巻 8 号 1990 頁 参考判例 最判平成 11 年 5 月 17 日民集 53 巻 5 号 863 頁 14．債権者代位権の転用 判例演習 判例の状況の展望と債権法改正との関係 15．詐害行為取消権の要件と効果 判例演習 判例の状況の展望と債権法改正との関係 ※ 各回のテーマや取り上げる判例は、その後の判例の動向その他によって差し替えることもある。
成績評価の方法	平常点及び試験を総合的に評価する。両者の比重は５５：４５とする。なお、出席が全体の３分の２に達しない場合は期末試験の受験資格を認めない。 平常点については、授業中の発言や質疑応答の積極性と内容、出席状況及びレポートを対象とする。発言や質疑応答については積極性に主に留意する。出席状況については、全部出席することを前提に、正当な理由がないかぎり、欠席は１回につき１点、遅刻は１回につき０．５点を減点する。再試験は行わない。レポートは各回の理解度を確認するものを行う。
成績評価の基準	評価については、以下を中心として行う。 ①問題の論点把握の正確さが身に付いているか。 ②判例及び学説を理解しているか。 ③論述の論理的整合性が身に付いているか。 ④具体的事例への適応能力はあるか。
準備・事後学習についての具体的な指示	集中講義であるため、予習と復習に充てられる時間が限られる。後期期間前に教科書を読み、TKC の基礎力確認テストを実施しておくこと（正答率は問わない。テストを通じて、「どんな論点があるのか」を確認しておくこと。）。
教科書・参考文献	各自が所有する物権法・担保物権法の教科書 １冊にまとまっているものとして、安永正昭『講義物権・担保物権法第 3 版』（有斐閣、2019 年） 民法判例百選Ⅰ物権［第８版］（有斐閣、2018 年）を適宜参照しながら用いる。
履修条件	民法全体についてのひととおりの基本的な知識と基礎的な法的分析能力を修得していること。

11. 民法演習Ⅲ

授業科目名（カナ）	民法演習Ⅲ　　（　ミンポウエンシュウサン　）
担当教員名（カナ）	宮崎　幹朗　　（　ミヤザキ　ヨシロウ　） 多田　利隆　　（　タダ　トシタカ　　）
履修年次	２年次
単位	２単位
授業時間	後期　木曜２限
講義の概要	民法総則と家族法分野の、いくつかの重要論点について演習を行う。民法総則の分野については多田が、家族法の部分については宮崎が進行役を務めるが、毎回二人が出席して授業内容の発展・充実に努める。授業では、予習を前提とした質疑応答を主な内容とする。なお、復習と文書作成能力涵養の意味で、事後レポートの提出を課題とする（割り当てられた者のみ）。
到達目標	「民法演習Ⅰ」～「民法演習Ⅲ」は、1 年次の「民法Ⅰ」～「民法Ⅴ」の講義科目を通じて修得した知識や問題解決能力、議論・表現の能力等を、演習（ゼミナール）形式の授業を通じてより高度なものへと発展させることを目的としている。1 年次の講義科目で修得するレベルを「基礎」とし、3 年次の「民事法総合演習Ⅰ・Ⅱ」を「総合」すなわち科目横断的で実践的なものであるとすると、「民法演習Ⅰ～Ⅲ」の演習科目で修得すべき法的素養は「応用」として位置づけることができる。「民法演習Ⅲ」は、その中で、民法総則と家族法の分野を扱う。 この科目を通じて。民法総則および親族・相続の分野の基礎的な知識をもとに、実際の裁判例を素材にして問題発見および解決能力と議論および表現能力を向上・発展させることを目指したい。
各回の授業内容	１．ガイダンス ２．権利濫用禁止 設例演習 参考判例　最判平成 9 年 7 月 1 日民集 51 巻 6 号 2251 頁 大判昭和 10 年 10 月 5 日民集 14 巻 1965 頁 ３．94 条 2 項の類推適用① 判例演習　最判昭和 45 年 9 月 22 日民集 24 巻 10 号 1424 頁 参考判例　最判昭和 48 年 6 月 28 日民集 27 巻 6 号 724 頁 ４．94 条 2 項の類推適用② 設例演習 参考判例　最判平成 18 年 2 月 23 日民集 60 巻 2 号 2546 頁 最判平成 15 年 6 月 13 日判時 1831 号 99 頁 最判昭和 43 年 10 月 17 日民集 22 巻 10 号 2188 頁 最判昭和 45 年 6 月 2 日民集 24 巻 6 号 265 頁 最判昭和 47 年 11 月 28 日民集 26 巻 9 号 1715 頁 ５．動機の錯誤 判例演習　最判平成元年 9 月 14 日家月 41 巻 11 号 75 頁 参考判例　東京高判平成 3 年 3 月 14 日判時 1387 号 62 頁 最判平成 14 年 7 月 11 日判時 1805 号 56 頁 ６．無権代理と相続 判例演習　最判平成 5 年 1 月 21 日民集 47 巻 1 号 265 頁 参考判例　最判昭和 40 年 6 月 18 日民集 19 巻 4 号 986 頁 ７．　表見代理 設例演習 参考判例　最判昭和 45 年 7 月 28 日民集 24 巻 7 号 1203 頁 最判昭和 51 年 6 月 25 日民集 30 巻 6 号 665 頁 ８．賃借権の時効取得 判例演習　最判昭和 62 年 6 月 5 日判時 1260 号 7 頁

	参考判例　最判昭和 43 年 10 月 8 日民集 22 巻 10 号 2145 頁 ９．　日常家事債務の連帯責任 判例演習　最判昭和 44 年 12 月 18 日民集 23 巻 12 号 2476 頁 10．有責配偶者からの離婚請求 判例演習　最大判昭和 62 年 9 月 2 日民集 41 巻 6 号 1423 頁 11．財産分与と詐害行為取消権 判例演習　最判平成 12 年 3 月 9 日民集 54 巻 3 号 1013 頁 最判昭和 58 年 12 月 19 日民集 37 巻 10 号 1532 頁 12．親権者の利益相反行為 判例演習　最判平成 4 年 12 月 10 日民集 46 巻 9 号 2727 頁 参考判例　最判昭和 43 年 10 月 18 日民集 22 巻 10 号 2172 頁 13．　相続の承認・放棄の熟慮期間の起算点 判例演習　最判昭和 59 年 4 月 27 日民集 38 巻 6 号 698 頁 14．預金債権の相続と分割 判例演習　最大決平成 28 年 12 月 19 日民集 70 巻 8 号 2121 頁 最判昭和 29 年 4 月 8 日民集 8 巻 4 号 819 頁 15．　遺贈と登記 判例演習　最判昭和 39 年 3 月 6 日民集 18 巻 3 号 437 頁 最判昭和 46 年 11 月 16 日民集 25 巻 8 号 1182 頁
成績評価の方法	発言や質疑応答の積極性と内容、出席状況、課題（レポート）への取り組み等を平常点として評価の対象とし、さらに、期末試験（筆記試験）の結果と合わせて総合的に評価する。 平常点と期末試験の比重は半々とする。 発言や質疑応答については、まず積極性に留意して評価する。特に秀逸な発言、議論をリードした発言についてはプラス評価をするが、間違っているという理由で減点することはない。 出欠については、全部の回に出席することを前提とし、欠席は１回につき１点、遅刻は１回につき 0.5 点減点する。 期末試験については、総則分野と家族法分野からそれぞれ大問１問ずつ、それぞれ 50 点満点で出題する。 なお、出席が全体の 3 分の 2 に達しない場合は期末試験の受験資格を認めない。
成績評価の基準	・基礎的概念を理解しているか。・正確な知識や理解が身についているか。 ・問題の論点把握の正確さが身についているか。・判例及び学説を理解しているか。・論述の理論的整合性が身についているか。を、評価する。
準備・事後学習についての具体的な指示	総則分野について 事前に TKC の教育支援システムで、予習すべきポイントを記した「予習ペーパー」を配信する。設例演習については、予習ペーパーの中に、取り上げる設例を記載する。自分なりに解答を考えておくこと。判例演習については、該当判例のコピーを事前に配布する。判例は一審から上告審までしっかり読んでおくこと。なお、演習がその場かぎりのものにならないように、基本書やノートの内容とのつながりに留意して知識の整理・充実に努めるとともに、授業で取り上げた判例・設例と類似の事例や問題等を探したり自分で考えたりして、問題解決能力のレベルアップにも努めること。演習の授業を、上手に利用して自学自習の中に取り組んでくれることを期待している。 家族法分野について 予習ペーパーを事前に配布するので、それに沿って事前の学習を進めてください。該当判例および参考判例について、事前に読んで、事実関係、第一審から上告審までの裁判所の判断の変化をきちんと把握しておくようにしてください。また、授業がその場限りのものにならないように、教科書等でポイントとなる点をあらかじめ確認しておき、授業後に自分なりに論点を整理し、まとめておくように心がけてください。
教科書・参考文献	教科書等は特に指定しない。(「準備学習等についての具体的指示」参照)。
履修条件	民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴを履修済みか、並行して履修しており、基本的な知識と基礎的な法的思考能力を備えていること。

12. 商法演習

授業科目名（カナ）	商法演習　　（　ショウホウエンシュウ　）
担当教員名（カナ）	横尾　亘　　（　ヨコオ　ワタル　）
履修年次	２年次
単位	２単位
授業時間	後期　月曜４限
講義の概要	商法演習で勉強する範囲は主として会社法分野全般となる（必要な限りで商法総則・手形法なども含まれる）。テキストにある各クエスチョンに対する解答を準備して答えてもらう形で講義を進める。それらを踏まえて自分なりの答案を作成してもらえれば、商法ＯＨの時間または個別に時間をとってコメントしたい。
到達目標	１年次の「商法１」等で得た基礎知識を総動員して、具体的かつ複雑な事例問題を解決する作業を通じて、実務家に要求される真の応用能力ないし考える力を養成することが主目的である。その過程において、法も不完全であることを理解させ、また、会社法における正義とは何か、合理主義と正義との関係とを考える緒口を与えたい。さらに、自己の意見を他人に伝える能力、他人の意見を尊重して理解する能力、自己の意見を反対意見と調整する能力、および反対意見を説得する能力を養成することが、副次的な目的である。
各回の授業内容	下記テキストの第１部「紛争解決編」の設例順に概ね進行する予定であるが、受講者との協議のうえ決定する。 １．株式の譲渡（１－１、１－２） ２．株式の譲渡、株主総会決議の瑕疵等（１－３、２－１、２－２、２－３） ３．株主総会決議の瑕疵等（２－２、２－３） ４．代表行為と取引の安全（３－１、３－２） ５．代表行為と取引の安全、競業取引・利益相反取引（３－３、４－１） ６．競業取引・利益相反取引（４－２、４－３、４－４） ７．取締役の会社に対する責任（６－１、６－２） ８．取締役の会社に対する責任（６－３、６－４、６－５） ９．取締役の第三者に対する責任（７－１、７－２） 10．取締役の第三者に対する責任（７－３、７－４） 11．違法な募集株式の発行（８－１、８－２） 12．違法な募集株式の発行、設立（８－３、９－１） 13．設立（９－２、９－３、９－４） 14．株主代表訴訟、取締役の報酬（10－１、５－１） 15．取締役の報酬（５－２、５－３、５－４）
成績評価の方法	平常点（15 点）と期末試験（85 点）の合計で評価する。欠席は 1 回につき平常点から 1 点、遅刻は 1 回につき平常店から 0.5 点減点する。その他、予習をしていないことが明らかな場合、および授業中の応答・発言の内容、および授業に取り組む姿勢・態度・熱意が減点に値する場合はその程度に応じて減点する。逆に、優れた意見を述べた場合等は加点することがある。なお、再試験については行わない。
成績評価の基準	①会社法分野において重要な論点を把握し理解しているかどうか、②事例問題を読み、そこに含まれる会社法上の問題点を指摘できるかどうか、が基準となる。
準備・事後学習についての具体的な指示	全員が、次回の下記のテキストの事例問題を精読し、１年次のレジュメ、基本書、テキストに掲載された参考書、および関係判例に目を通して、自分なりの解答を用意してくることが、本演習参加の最低条件である。報告者は特に指定せず、毎回の授業で参加者全員にまんべんなく質問する。授業では、時間の制約から問題の一部を省略せざるを得ないが、学生諸君は、全部について予習することを期待している。
教科書・参考文献	前田雅弘ほか『会社法事例演習教材［第３版］』（2016 年、有斐閣、3000 円＋税）を使用する。参考文献はテキスト掲載のもの、および、各種コンメンタール（商事法務、中央経済社、日本評論社）が参考になる。

履修条件	「商法」（1 年次）の単位を修得していることを原則とする。

13. 民事手続法演習

授業科目名（カナ）	民事手続法演習　　（　ミンジテツヅキホウエンシュウ　）
担当教員名（カナ）	濵﨑　録　　（　ハマサキ　フミ　）
履修年次	２年次
単位	２単位
授業時間	後期　金曜２限
講義の概要	本演習では、民事手続法の講義によって得た民事訴訟と民訴法についての基本的な理解を踏まえた上で、民訴理論上の諸問題についての理解をさらに確かなものとするために、諸問題のうち重要な論点に関する判例をもとに検討と議論を行う。この内容は、本学が重視する法曹に必要な４つの要素のうち(2)の能力を涵養することに役立つ。 本演習では、毎回テーマと関連する判例を複数検討・討論することを通して、基本概念を多角的に理解することを目指す。これによって、民事訴訟の基本概念が具体的にどのような問題として発現するかを理解することができるとともに、異なる立場や見解があり得ることを認識して視野を広げ、その内容を素早く正確に理解し、これに対する的確な反論を用意するなど、問題発見、分析能力を養うことができる。これは、本学が重視する法曹に必要な４つの要素の（3）の能力を涵養することに通じる。 演習の進め方は、各回のテーマごとにあらかじめ複数の判例について受講者にその判例の概要や意義等を簡単に説明してもらい、その後、あらかじめ示しておいた事例問題や質問事項について教員と受講者間で質疑応答、議論を行う。受講者は各自で①該当判例について、事案の概要、判旨、各判例の意義と判例相互の関係を検討してくること、②あらかじめ示された質問事項に解答を用意してくることが求められる。
到達目標	判例演習により民訴法の重要問題について概念および判例の理解の定着を図る。また、自らの見解を説得的に展開できるようになることを目標とする。
各回の授業内容	第１回　条件付法律関係と将来の権利関係の確認＋債務不存在確認の訴え 最判平 11・1・21 民集 53-1-1〔百選 27〕／東京地判平 19・3・26 判時 1965-3〔百選 28〕／最判平 16・3・25 民集 58-3-753〔百選 29〕 第２回　相続・遺言と確認の訴え 最判昭 47・2・15 民集 26-1-30〔百選 23〕／最判昭 61・3・13 民集 40-2-389〔百選 24〕／最判平 12・2・24 民集 54-2-523〔百選 25〕／最判平 11・6・11 判時 1685-36〔百選 26〕 第３回　将来給付の訴えと将来の損害賠償請求 最判昭 56・12・16 民集 35-10-1369〔百選 22〕／最判平 24・12・21 判時 2175-20 第４回　権利能力なき社団の当事者能力、当事者適格 最判昭 42・10・19 民集 21-10-19〔百選 8〕／最判平 6・5・31 民集 48-4-1065〔百選 11〕／最判平 26・2・27 民集 68-2-192〔百選 10〕 第５回　一部請求と相殺の抗弁 最判平 10・6・12 民集 52-4-1147〔百選 80〕／最判昭 32・6・7 民集 11-6-948〔百選 81〕／最判昭 48・4・5 民集 27-3-419〔百選 74〕／最判平 6・11・22〔百選 113〕 第６回　重複訴訟 大阪高判昭 62・7・16 判時 1258 号 130 頁〔百選 37〕／最判平 3・12・17 民集 45-9-1435〔百選 38①〕／最判平 10・6・30 民集 52-4-1225〔百選 38②〕／最判平 18・4・14 民集 60-4-1497〔百選Ａ11〕／最判平 16・3・25 民集 58-3-753〔百選 29〕 第７回　弁論主義その１ 最判昭 55・2・7 民集 34-2-123〔百選 46〕／最判昭 33・7・8 民集 12-11-

	1740〔百選 47〕／最判昭 36・4・27 民集 15-4-901〔百選 48〕／大判大 5・12・23 民録 22-2480〔百選 49〕／最判昭 41・4・12 民集 20-4-548〔百選Ａ16〕／最判昭 43・12・24 民集 22-13-3454〔百選Ａ17〕 第 8 回　弁論主義その２ 最判平 9・7・17 判時 1614-72〔百選 50〕／最判昭 27・11・27 民集 6-10-1062〔百選 51〕／最判昭 45・6・11 民集 24-6-516〔百選 52〕／最判昭 39・6・26 民集 18-5-954〔百選 53 事件〕／最判昭 41・9・22 民集 20-7-1392〔百選 54〕／最判昭 30・7・5 民集 9-9-985〔百選 55 事件〕／大判大 4・9・29 民録 21-1520〔百選 56〕 【中間試験】 第 9 回　既判力とその周辺法理 最判昭 42・7・18 民集 21-6-1559〔百選 82〕／最判昭 61・7・17 民集 40-5-941〔百選 83〕／最判昭 44・6・24 判時 569-48〔百選 84〕／最判昭 51・9・30 民集 30-8-799〔百選 79〕／最判昭 49・4・26 民集 28-3-503〔百選 85〕／最判平 9・3・14 判時 1600-89〔百選Ａ27〕 第 10 回　控訴の利益と不利益変更禁止の原則 最判昭 31・4・3 民集 10-4-297〔百選 110〕／名古屋高金沢支判平元・1・30 判時 1308-125〔百選Ａ37〕／最判昭 61・9・4 判時 1215-47〔百選 112〕／最判平 6・11・22 民集 48-7-1355〔百選 113〕／最判昭 32・2・28 民集 11-2-374〔百選 33〕 第 11 回　独立当事者参加 最判平 6・9・27 判時 1513-111〔百選 105〕／仙台高判昭 55・5・30 判タ 419-112〔百選 107〕／最判昭 48・7・20 民集 27-7-863〔百選 106〕／最判昭 48・4・24 民集 27-3-596〔百選 108〕 第 12 回　通常共同訴訟 最判昭 43・9・12 民集 22-9-1896〔百選 95 事件〕／最判昭 62・7・17 民集 41-5-1402〔百選 96 事件〕／最判昭 51・10・21 民集 30-9-903〔百選『第 4 版』91 事件〕最判昭 43・3・8 民集 22-3-551〔百選 A30 事件〕 第 13 回　固有必要的共同訴訟の成否 最判平 15・7・11 民集 57-7-787〔百選 98〕／最判昭和 43・3・15 民集 22-3-607〔百選 99〕／最判平元・3・28 民集 43-3-167〔百選 100〕／最判昭和 41・11・25 民集 20-9-1921 ／ 最判平 20・7・17 民集 62-7-1994〔百選 97〕／最判平成 11・11・9 民集 53-8-1421〔百選未掲載〕 第 14 回　訴訟承継 最大判昭 45・7・15 民集 24-7-804〔百選Ａ35〕／東京高決昭 54・9・28（下民集 30-9=12-443〔百選Ａ36〕／最判昭 41・3・22 民集 20-3-484〔百選 109〕 予備試験平成 26 年民事訴訟法の問題も題材とする 第 15 回　補助参加と訴訟告知 東京高決平 20・4・30 判時 2005-16〔百選 102〕／名古屋高決昭 43・9・30 高民 21-4-460〔百選未掲載〕／最判昭 45・10・22 民集 24-11-1583〔百選 103〕／最判平 14・1・22 判時 1776-67〔百選 104〕／仙台高判昭 55・1・28 高民 33-1-1〔百選未掲載〕／最判昭 51・3・30 判時 814-112〔百選Ａ32〕
成績評価の方法	平常点（2 割）と中間試験（3 割）期末試験（5 割）により評価する。平常点は、質問に対する応答および議論への参加度によって評価する。なお、授業への出席が 3 分の 2 を下回った場合、期末試験の受験資格を失う(欠席は１回ごとに平常点から 2 点減じる)。
成績評価の基準	成績評価の基準は、各回の該当判例が民事訴訟のどのような原則や概念との関連において問題となっているのかを理解できているか、当該問題についての対立する見解の背景にある根拠が理解できているか、自らの導き出した結論を論理的に述べることができているかを中心とする。
準備・事後学習についての具体的な指示	受講者は、各判例の内容を理解して議論に臨むこと。また、テーマに関する議論状況や判例の意義をまとめておくことは本演習のみならず司法試験の準備としても効果的であるのでぜひ行うこと。予習・復習にあたっては、高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上・下第 2 版補訂版)』を読むことも大変効果的である。

教科書・参考文献	特に教科書は指定しないが、長谷部由紀子ほか編「基礎演習民事訴訟法（第3版）」（弘文堂、2018年）、勅使河原和彦『読解民事訴訟法』（有斐閣、2015年）などが有効である。
履修条件	民事手続法を履修していること。

14. 民事法総合演習Ⅰ

授業科目名（カナ）	民事法総合演習Ⅰ　（　ミンジホウソウゴウエンシュウイチ　）
担当教員名（カナ）	濵﨑　録　（ハマサキ　フミ）　長倉　忍　（ナガクラ　シノブ） 横尾　亘　（ヨコオ　ワタル）　多田　利隆　（タダ　トシタカ） 吉田　知弘　（ヨシダ　トモヒロ）
履修年次	３年次
単位	２単位
授業時間	前期　水曜３限
講義の概要	３年次前期までに修得した、民法・商法・民事特別法等（特に民法）の民事法関係の実体法と、これを実現する手段としての民事訴訟法・民事執行法・民事保全法・人事訴訟法・家事事件手続法等（特に民事訴訟法）の手続法とが、有機的に関連し合って、法曹実務における具体的紛争解決や権利実現に寄与していることを再認識し、これらの諸法を適用し使いこなして具体的紛争を解決するという、法律家としての能力練成の総仕上げを行う。 とくに、上記の具体的紛争解決等に際し、訴訟物を的確に把握すること、および同訴訟物を要件事実により事案を整理することが必要不可欠（大前提）であることを理解し、これを意識的に訓練することを行う。
到達目標	事例問題について即日起案を行い、あるいは演習の中で議論を行う。①具体的な問題に対して、法的に意味のある事実を正確に把握し、これに対して有用な法律を適用すること、②適用に当たっては、説得的な解釈、経験則に乗っ取ったあてはめを行うこと、以上の２つを（時間と資料の）物理的制約の中でできるようになることが本講義の大きな目標である。 本授業への積極的かつ真摯な参加により、妥当な結論を導く能力、バランス感覚、答案作成にあたっての時間配分などについても身に付けることができるものと考えている。 本授業に真摯に取り組むことにより、本学が「養成する人材」として重視している４つの要素が、実際に具体的に涵養され発揮されるものである。
各回の授業内容	授業は前半（①4 月 3 日～⑧6 月 3 日）と後半（⑨6 月 10 日～⑮7 月 22 日）に分かれる。前半（①4 月 3 日～⑧6 月 3 日）は、比較的近時の判例や現実に実務家教員等が体験した事件等を基礎として作成したオリジナルの事例問題等につきあらかじめ答案を作成した上で、問答方式・ディスカッション方式により講義を進めていく。その際、研究者教員と実務家教員とが一組になって毎回両者が問題作成や授業等に臨み、具体的な設例をめぐって、実務的な観点と学問的な観点との双方からのアプローチを試みる。 上記実体法及び手続法双方について、要件事実論をも活用しながら、当該設例を素材にして、事実の分析と抽出能力、法的構成から結論へと至る思考力、及びこれらの思考過程を文章として表現する力、さらにはこの結論を実現するための訴訟等の法的手続、及び交渉等の訴訟外での手段についてまで、すべての点の研鑽を図り、目前に提示された具体的紛争について、法律を駆使して妥当な解決を導き得るための総合的な能力獲得のための訓練を行う。 具体的には以下のような方法を取る。 Ⅰ．授業に先立って、又は授業の最初に、上記講義目的に適合した具体的事例から成る教材や問題文等を予め配布し、各自それに対して答案作成を時間内に行い、提出する。教員側は、これについての具体的な解説解答等を準備し、その後の授業において解説や発問・解答などを行う。提出された答案は、希望により添削を行って返却し（同添削作業には、本授業のＴＡである平嶋瑠理弁護士も関与する）、良くできたものがあれば、同意を得た上で「参考答案」としてコピーして一同に配布することもある。同添削終了後、例えば多くの学生が間違えた点など注意を喚起したいことがあれば、それらを記載したものを配布する。 Ⅱ．事案及び教材の内容により、例えば以下のような授業方法を適宜組み合わせて行

	う。 (1)　授業の場で事例形式の問題文を配付して、これについての回答を時間内に考え、その後、これについて適宜教員が解説や問答・ディスカッション形式による演習を行う方法 (2)　検討課題や事例問題等を予め出題し、これについて学生各自が解答準備や答案作成の上、授業（解説解答や演習を行う）に臨む方法 (3)　ある学生が、口頭であるいは答案等の中で提起した具体的意見について、これを授業中で取り上げ、他の学生や教員からの意見発表、そのサポートあるいは反論、再反論・・・といった意見交換を行い、全員で討議をするという方法 (4)　その他、上記事例において提起された諸問題について、教員からの意見発表や解説や講評、場合によっては教員間でのディスカッション等を行う。 Ⅲ.「具体的紛争についての総合的な解決能力を獲得すること」が目的であるので、ひとつの事例問題について必ずしも１回の授業で終了することにこだわらず、場合によっては２回以上に亘って討議や検討を行うこともある。 各回の内容は以下の通りである。ただし、事例問題を検討してもらう主たる目的として、初見の事例へのアプローチを学ぶということがあるため、出題範囲の詳細についてはあえて事前に示さないものとし、また、分野の変更もありうることを了解願いたい。 ①4 月 3 日（金）水曜日の振替授業日　民法（総則、物権法）から事例問題を出題、事前に答案を提出してもらい、議論、解説等を行う（以下、分野以外は同じ）。 ②4 月 8 日　民事手続法（民事実体法含む）から事例問題を出題 ③4 月 15 日　民法（総則、物権法）から事例問題を出題 ④4 月 22 日　民事手続法（民事実体法含む）から事例問題を出題 〔４/29・5/6　休〕 ⑤5 月 13 日　民法（債権法）から事例問題を出題 ⑥5 月 20 日　民事手続法（民事実体法含む）から事例問題を出題 ⑦5 月 27 日　民法（債権、親族相続法）から事例問題を出題 ⑧6 月 3 日　中間試験（民法、民事手続法）及び解説 後半（⑨6 月 10 日～⑮7 月 22 日）は、商法・会社法と民事訴訟法の双方にまたがる比較的複雑な法律問題の事例を題材とする。受講生は指定された実際の事件や設例を多角的に分析し、的確に論点を抽出したうえで、これに対する自分の意見を述べ、互いに議論をする。 具体的には以下のような内容で行う。 ⑨6 月 10 日　株主総会の瑕疵をめぐる問題（『ロースクール演習講座②民事法Ⅱ』第７問〔事前に配布予定〕） ⑩6 月 17 日　共有株式の提訴権者、株式の相続と訴訟の承継（演習講座第８問〔事前に配布予定〕） ⑪6 月 24 日　本年度司法試験問題（商法）を教材として使用する予定である。 ⑫7 月 1 日　法人格否認の法理（事前に配布予定） ⑬7 月 8 日　平成 20 年司法試験民事系第２問（会社法と民訴法の複合問題）を題材とする。 ⑭7 月 15 日　平成 21 年司法試験民事系第１問を題材とする。 ⑮7 月 22 日　平成 24 年司法試験民事系第３問を題材とする。
成績評価の方法	前半（50 点）と後半（50 点）で評価する。 前半の内容は、中間試験（50 点）で評価する。後半の内容は、平常点（10 点）、期末試験（40 点）の比重で評価する。各試験において、実体法と手続法の問題を出す。その比重は 1：1 とする。 本授業においては、いわゆる出席点をつけるものではないが、積極的に授業に参加できていることが、プラスに評価されること、反対に、出席状況が悪い場合、マイナスに作用することがある。 本授業への出席が 3 分の 2 に満たない場合は、上記各試験の受験資格を失う。また、前述のような授業目的の性質上、再試験は行わない。

成績評価の基準	前半の中間試験は、具体的な事例における事実関係を正確に把握し、問いを踏まえ、これに答えるために必要となる法的構成、法律要件を的確に示し、必要に応じて解釈を行い、事実については適宜、経験則も使いあてはめを行い、結論を導くことができているかどうかを基準として評価する。 後半の期末試験は、複雑な事例に含まれる会社法上、民事訴訟法上の問題点を適切に把握し、自分なりの立場から論ずることのできる力があるかどうかが成績評価の基準となる。平常点は、質疑応答の発言内容を評価基準とする。
準備・事後学習についての具体的な指示	必要に応じ、授業前または授業中に、適宜指示する。 一般論として、当該具体的事案の適正な法的解決を図ること（法律構成の適正さ）、事案全体から読み取れる要件事実とそれ以外の事実は何か（要件事実の分類及び事実認定関係）、それら事実に適用するために具体的に必要な諸法及び法律構成はどのようなものか、各要件事実の立証責任は誰にあるか、これらの諸観点につきひとつだけではなく複数の異なる構成が考えられないか、最終的な結論は社会的に妥当なものであるか、等を常に念頭において（それがすなわち原告、被告、裁判官、といった複眼的視野の育成に直結する）授業に臨んでほしい。 前半の授業では、あらかじめ出題される事例問題を解いて答案を提出してもらい、かつ、同問題の議論、解説講義までに検討してきてもらうことが認められる。 後半の授業では、事前に設例・事例をよく読み、教員側からの質問に対して自分なりの解答が口頭でできるよう準備しておくことが求められる。事後学習としては自分で答案を実際に作成してみることが有益である。
教科書・参考文献	前半の講義では、特に指定しないが、各自がこれまで学習してきた民法および民事手続法に関する基本書をしっかり復習しておくとよい。 後半の授業では、飯村佳夫ほか編『ロースクール演習講座②民事法Ⅱ―商法・民法・民事訴訟法―』（民事法研究会、2008 年）、『基礎演習民事訴訟法（第 3 版）』（弘文堂、2018 年）を利用する回があるが、題材として使用する回には、これらのコピーをあらかじめ配布する。
履修条件	１年次、２年次で学習した民事実体法及び手続法、そして要件事実論についての知識が身に付いていることが、総合的に必要である。 また、民法演習、商法演習、民事手続法、民事手続法演習を履修済みであること。

15. 民事法総合演習Ⅱ

授業科目名（カナ）	民事法総合演習Ⅱ　（　ミンジホウソウゴウエンシュウニ　）
担当教員名（カナ）	濵﨑　録　（ハマサキ　フミ）　長倉　忍　（ナガクラ　シノブ） 横尾　亘　（ヨコオ　ワタル）　多田 利隆　（タダ　トシタカ） 吉田　知弘　（ヨシダ　トモヒロ）
履修年次	３年次
単位	２単位
授業時間	後期　水曜３限
講義の概要	本授業は、前半（①9 月 16 日～⑧11 月 4 日）と後半（⑨11 月 11 日～⑮1 月 13 日）に分かれる。前半は、商法・会社法と民事手続法の双方にまたがる比較的複雑な法律問題がある事例を、受講生ができるだけ多角的に実際の事件や設例を分析し、的確に論点を摘出した上で、これに対する自分の意見を述べ、互いに議論をする。 後半は、民法と民事手続法についての（法的論点が）高度かつ（事案として）複雑な問題検討を通じて、事実を読み取る力や法的な思考力をさらに高めることを狙いとしている。
到達目標	上記のような議論を通じて、いろいろなものの見方・考え方があり得ることを学ぶとともに、それを通して自己の見解をより整合性があり説得力を有するものへと高めていく力を涵養することを目指すものである。
各回の授業内容	【授業の方法】 1　前半について 授業の前半（①9 月 16 日～⑧11 月 4 日）は、下記「各回の授業内容」欄に記載した予定に従い、受講生全員が各回の該当範囲について十分な予習をしてきた上で、活発な議論を展開する。また、題材とする判例や関連する事案を読んで書面を作成することにより、問題点の理解を深めると共に、法律実務家として文書作成能力の向上も目指す。 なお、第 8 回（11 月 4 日）は中間試験およびその解説を行う。 2　後半について 後半の授業は、民事法総合演習Ⅰと同じく、民法および民事手続法の全分野についてあらかじめ出題される事例問題を解き、答案を提出してもらった上で、授業の中でこれについて議論、解説を行う。答案の添削についても、民事法総合演習Ⅰ同様、実務家である平嶋瑠理弁護士に手伝ってもらう予定としている。 【各回の内容】 ① 9月16日　株主権の濫用（飯村佳夫ほか編『ロースクール演習講座②民事法Ⅱ―商法・民法・民事訴訟法―』第10問） ② 9月23日　募集新株予約権の発行と差止め（後掲『事例会社法』・事例14） ③ 9月30日　吸収合併と差止め（事例会社法・事例５） ④ 10月7日　全部取得条項付種類株式（事例会社法・事例22） ⑤ 10月14日 類似必要的共同訴訟（事前に事例問題配布予定） ⑥ 10月21日 平成26年司法試験民事系第3問を題材とする ⑦ 10月28日 平成26年予備試験〔民事訴訟法〕と平成30年予備試験〔民事訴訟法〕を題材とする。 ⑧11 月 4 日は中間試験（前半の試験）と解説を実施する予定である。（以上前半） ⑨11 月 11 日　民法（総則、物権法）から事例問題出題、問題解説 （以下、科目以外は同じ） ⑩11 月 18 日　民事手続法（民事実体法含む） 〔11 月 25 日は月曜授業日〕 ⑪12 月 2 日　民法（債権法） ⑫12 月 9 日　民事手続法（民事実体法含む）

	⑬12 月 16 日　民法（債権法） 〔12 月 23 日は金曜授業日〕 ⑭ 1 月 6 日　民事手続法（民事実体法含む） ⑮ 1 月 13 日　民法（債権法、親族相続）
成績評価の方法	前半（50 点）、後半（50 点）によって評価する。 前半は、平常点（10 点）、中間試験（40 点）の比重で評価する。後半は、期末試験（50 点）とする。なお、出席が 3 分の 2 に満たない場合は、上記各試験の受験資格を失う。また、前述のような授業目的の性質上、再試験は行わない。
成績評価の基準	前半の中間試験は、複雑な事例に含まれる会社法上、民事訴訟法上の問題点を適切に把握し、自分なりの立場から論ずることのできる力があるかどうかが成績評価の基準となる。平常点は、質疑応答の発言内容を評価基準とする。 後半は、事案を正確に読み取り、これについて考えうる法的構成を示した上で、あてはめることができていれば、出題者が想定した解答でなくとも相応の評価が与えられる。反対に、たとえ結論としては妥当であったとしても、事案の読取が不正確であり、あるいは法的思考がされていないなどの答案は、評価が低くなることを肝に銘じておかれたい。
準備・事後学習についての具体的な指示	事前に設例・事例をよく読み、教員側からの質問に対して自分なりの解答が口頭でできるよう準備しておくことが求められる。事後学習としては自分で答案を実際に作成してみることが有益である。また、受講者は、指定されている問題について書面を作成したうえで、あらかじめ判例が指定されている場合には、その事実関係、判旨および当該判例の意義を確認しておくことが求められる。事後学習では、講義中の討論を踏まえて、事前に作成した書面について、再度作成しなおすことが有益である。
教科書・参考文献	教科書：授業の前半では、商法分野で利用する飯村佳夫ほか編『ロースクール演習講座②民事法Ⅱ―商法・民法・民事訴訟法―』（民事法研究会、2008 年）、および、伊藤靖史ほか『事例で考える会社法（第 2 版）』（有斐閣、2015 年）のほか、教科書は特に指定しない。 民事手続法および民事手続法演習で用いた各自の基本書を使用する。そのほかの文献については、各テーマに沿って、授業中に紹介する。 民事法総合演習Ⅰと同じく特に指定はしないが、これまで学習するにあたって使用してきた基本書を今一度丁寧に読み込んでおいてもらいたい。
履修条件	民法演習、商法演習、民事手続法、民事手続法演習を履修済みであること。

16. 民事法事例演習

授業科目名（カナ）	民事法事例演習　　（　ミンジホウジレイエンシュウ　）
担当教員名（カナ）	西郷　雅彦　　（　サイゴウ　マサヒコ　） 多田　利隆　　（　タダ　トシタカ　　）
配当年次	３年次
単位	２単位
授業時間	前期　木曜４限
講義の概要	Law Practice『民法Ⅰ　総則・物権編』第４版、『民法Ⅱ　債権編』第４版の中から選んだテーマ等（場合によって判例・裁判例等を扱うこともありうる。）について、受講生全員が授業前に当該問題について答案構成メモを作成し、授業当日に各受講生の答案構成メモを配布し（判例・裁判例等を扱う場合にはレポートとなる。）、受講生同士あるいは受講生と担当教員との間で質疑応答等を行い、理解を深めていく。そして、授業終了後に当該問題について答案を作成し提出してもらう。
到達目標	具体的な設例を分析して、法的に何が問題であるかを見つけ出し、その問題に対して解答することができるようになることによって、専門的法律知識、法的分析・推論能力、法的議論・表現・説得能力、さらには、創造的・批判的な検討能力を駆使して、民事紛争に対して妥当な解決を導けるより本格的な問題解決能力を習得することを目的とする。
各回の授業内容	初回にどのテーマを取り上げるかを確定し、具体的な授業の進め方等についてガイダンスを行い、残り 14 回の授業のうち、前半 7 回を総則・物権の範囲のテーマを扱い、後半 7 回を債権法の範囲のテーマを取り扱って授業を実施する。
成績評価の方法	受講生が作成した事前の答案構成メモ及び事後に提出した答案ないしレポートの評価（事前の答案構成メモ・レポート 2 点×14 回、事後提出の答案・レポート 4 点×14 回、合計 84 点）、及び授業時間中の発言等の平常点 16 点、合計 100 点で評価し、期末の筆記試験は行わない。無断欠席・遅刻については減点し、6 回以上欠席した場合には単位取得を認めない。
成績評価の基準	以下の項目を重視して評価する。 ・体系的に理解をしているか。 ・基礎的概念を理解しているか。 ・正確な知識や理解が身に付いているか。 ・問題の論点把握の正確さが身に付いているか。 ・判例及び学説を理解しているか。 ・論述の論理的整合性が身に付いているか。 ・具体的事例への適応能力はあるか。
準備・事後学習についての具体的な指示	講義の概要に記載したとおり、事前及び事後に当該テーマについての答案ないしレポートを提出することになるので、事前に判例、学説等を調査し、事後に授業を踏まえて当該テーマについて復習することになる。
教科書・参考文献	**教科書**：「Law Practice 民法Ⅰ 総則・物権編 第４版」商事法務 「Law Practice 民法Ⅱ 債権編 第４版」商事法務
履修条件	特になし

17. 刑事手続法

授業科目名（カナ）	刑事手続法　　（　ケイジテツヅキホウ　）
担当教員名（カナ）	小山　雅亀　　（　コヤマ　マサキ　）
履修年次	２年次
単位	４単位
授業時間	前期　火曜１限、金曜１限
講義の概要	実体刑法についての十分な理解を前提にして、実体刑法の具体的実現をはかる手続を規定する刑事訴訟法（「形式的意味での刑事訴訟法」ではなく「実質的意味の刑事訴訟法」を意味する）を――学生の積極的参加（双方向性）をも前提としつつ――講義する。 本講義は、下記の「各回ごとの授業内容」に示した所からも明らかなように、おおむね刑事手続の進行に合わせて、講義を進めていく予定である（講義のより詳細な内容については、配布するレジュメを参照）。ただし、各回の講義内容については、授業の進行に応じて変更することがある。
到達目標	本学の「養成する人材」の(2)「さまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力」の養成を主たる目的とし、とくに刑事手続の分野における正確な法律知識および（主として判例の読解を通して）事案に対する法的判断能力の養成を目指す。さらに、副次的ではあるが、新しい問題をも取り上げることによって上記「養成する人材」の(3)の紛争解決能力や同(4)応用力や創造力のための基礎的素養の養成をも目的とする。
各回の授業内容	以下では、各回におけるテキストの該当ページを示すとともに、関係する判例を主として判例百選から指定している。 １．刑事訴訟法概説 刑事訴訟法の歴史的概観と全体像理解を目的とする。 テキスト pp1～35 参照 ２．捜査総論・捜査の原則 捜査の意義・原則の理解を目的とする。 とくに令状主義、強制処分法定主義との関係で、任意捜査と強制捜査の区分について正確な理解の獲得を目的とする。 テキスト pp. 36～46、百選 1、6、8、29 事件、争点 21 参照 ３．捜査各論１（新しい捜査方法と捜査の端緒） 刑訴法が必ずしも予定しなかった新しい捜査方法（とくにおとり捜査）および捜査の端緒（とくに職務質問・自動車検問）に関する諸問題の理解を目的とする。 テキスト pp. 46～68、百選 2～4、10、A１事件参照。 ４．捜査各論２（対人的強制処分総論） 逮捕と勾留に関する基本的な知識の修得を目的とする。 テキスト pp. 68～81、百選 11～14 事件参照。 ５．捜査各論３（対人的強制処分各論） 逮捕と勾留をめぐる諸問題について正確な知識の修得を目的とする。 とくに「別件逮捕」と余罪取調べの関係については、複雑な議論が存するので、その点についての正確な理解を目的とする。 テキスト pp. 81～84、百選 15～17 事件参照。 ６．捜査各論４（対物的強制処分総論 1） 対物的強制処分の全体像と令状による捜索・差押えに関する基本的な知識の修得を目的とする。 テキスト pp. 84～93、百選 18～22、A4～5 事件参照。 ７．捜査各論５（対物的強制処分総論 2）

	令状の具体的な執行手続と令状によらない捜索・差押えに関する基本的な知識の修得を目的とする。 テキスト pp.93～95、百選 23～26、32、A6～7 事件参照。 ８．捜査各論６（対物的強制処分各論 1） 検証・鑑定に関する基本的な知識の修得とともに、新しく生じてきた科学的捜査に関する正確な知識の修得を目的とする。 テキスト pp.95～121、百選 27～31、A8 事件参照。 ９．捜査各論７(供述証拠の収集) 被疑者およびその他の者からの供述証拠の収集手続に関する基本的な知識の修得を目的とする。 テキスト pp.121～137、百選 5～7、16 事件参照。 10．被疑者の防御権総論 捜査段階における被疑者の防御権に関する基本的な知識の修得を目的とする。 テキスト pp.138～149、百選 36、A9～A10 事件参照。 11．被疑者の防御権各論 主として、弁護人の援助を受ける権利をめぐる諸問題に関する正確な知識の修得を目的とする。捜査の終結についても概観する。 テキスト pp.150～159、百選 33～35、A11～12、16 事件参照。 12．公訴総論 公訴に関する諸原則と合意・刑事免責手続及び不起訴処分の審査についての基本的な知識の修得を目的とする。 テキスト pp.160～191、百選 66 事件参照。 なお、テキスト第 1 章および第２章についての小テスト(正解を選択する方式)を実施する予定である。 13．公訴各論(1) 公訴権と訴訟条件をめぐる諸問題に関する正確な知識の修得を目的とする。 テキスト pp.191～209、百選 37～38、41～42、A13、15 事件参照。 14．公訴各論(2) 訴訟行為に関する基本的な知識を習得するとともに、公訴の提起に関する正確な知識の修得を目的とする。 テキスト pp.209～221、百選 39、97 事件参照。 15．公訴各論(3) 起訴状の記載をめぐる諸問題に関する正確な知識の修得を目的とする。 また、簡易裁判手続に関する基本的な知識の修得をも目的とする。 テキスト pp221～236、百選 43～44、50、A17 事件参照。 16．これまでの復習とまとめ テキスト第 1 章から第 3 章までを振り返るとともに、この分野についてのテスト及び解説を行う。 17．公判総論 起訴後の手続（公判手続）の概略と諸原則に関する基本的な知識の修得を目的とする。 テキスト pp.237～267、百選 52、55～56 事件参照。 なお、テキスト第 3 章についての小テスト(正解を選択する方式)を実施する予定である。 18．公判手続各論(1) 公判の諸原則および公判の準備手続に関する、また公判前整理手続の概要に関する基本的な知識の修得を目的とする。 テキスト pp.267～291、百選 50～53 事件、A29～30 事件参照。 19．公判手続各論(2) 公判前整理手続をめぐる諸問題の正確な理解とともに、多様な形態の公判手続とくに裁判員裁判の概要についての基本的な知識の修得を目的とする。 テキスト pp.291～333(次回分を除く)、百選 54～59 事件参照。 20　公判手続各論(3) テキストと順序は異なるが、証拠調べ手続についての基本的な知識の修得を目的とする。

	テキスト pp. 311～320、377～390、百選 66～69 事件、A30 事件参照。 21　公判手続各論(4) 通常の公判手続の変形としての簡易公判手続、裁判員に参加する公判手続をめぐる諸問題についての正確な知識の修得を目的とする。 テキスト pp. 320～333、百選 49、59 事件参照。 22. 審判対象論(1) 審判対象の意味と全体像の基本的な理解を得たうえで、訴因変更の要否に関する正確な知識の修得を目的とする。 テキスト pp333～342、百選 43～45、A18～20 事件参照。 23. 審判対象論(2) 訴因変更の空間的・時期的限界、訴因変更命令についての正確な知識の修得を目的とする。 テキスト pp342～362、百選 46～48、A14、21～24 事件参照。 24. 証拠法概論 証拠法の意味と全体像についての基本的な知識の修得を目的とする。 テキスト pp363～377、百選 60～61、A32 事件参照。 テキスト第 4 章についての小テスト(正解を選択する方式)を実施する。 25. 証拠法各論(1)（証拠の許容性） 証拠能力に関する考え方の基本について理解したうえで、違法収集証拠排除法則の基本と全体像についての基本的な知識の修得を目的とする。 テキスト pp. 390～404、百選 62、90～92 事件参照。 26. 証拠法各論(2)（自白法則の基本） 自白法則の全体像についての基本的な知識の修得と自白の証拠能力めぐる諸問題についての正確な知識の修得を目的とする。 テキスト pp. 405～412、百選 70～74、A33 事件参照。 27. 証拠法各論(3)（自白法則と伝聞証拠の意味） 前講で検討できなかった自白法則をめぐる諸問題についての正確な知識の修得および伝聞法則の基本的知識の修得を目的とする。 テキスト pp. 412～423、百選 75～79、A34～35 事件参照。 28. 証拠法各論(4)（伝聞例外の基本） 伝聞法則も全体像について知識の修得と伝聞証拠の意味および 321 条 1 項書面についての正確な知識の修得を目的とする。 テキスト pp. 423～437、百選 66、80～82、89、A36～38 事件参照。 29. 証拠法各論(5)(伝聞例外) 前講で検討できなかった伝聞例外をめぐる諸問題についての正確な知識の修得を目的とする。 テキスト pp. 437～449、百選 83～88、A39～40 事件参照。 30. 裁判と上訴概論 裁判と上訴の意味・全体像についての基本的な知識の修得を目的とする。 テキスト pp. 450～481、百選 93～98、A43～49 事件参照。 テキスト第 5 章についての小テスト(正解を選択する方式)を実施する。
成績評価の方法	試験の結果(中間試験と期末試験)と講義の中で指摘する課題への取り組みを総合的に評価する。おおむね前者を７５点(中間試験を 25 点、短答式試験を含む期末試験を 50 点)、後者を 25 点で採点して合計する。なお、再試験は行わない。 新型コロナ対策として、ウェッブで授業を行っているため、中間試験は実施せず、レポートに代える(成績評価の方法(配点)は同じ)。
成績評価の基準	「正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力」を測定できるように、正確な法律知識については主として短答式で確認し、それを超えた能力については中間試験と期末試験の論述式で確認する。
準備・事後学習についての具体的な指示	以下に指摘する教科書・参考書において十分な理解を得た上で講義に積極的な姿勢で臨むことが求められる。なお、各界の授業予定に記載した講義の範囲及び参考判例を参照しておくこと。
教科書・参考文献	教科書：田口守一『刑事訴訟法(第７版)』弘文堂 参考文献：井上正仁編『刑事訴訟法判例百選[第 10 版]』(有斐閣)

	その他は参考図書に指定したもの レジュメおよび参考資料は配布する予定である。なお、上記「各回の授業予定」で記載したテキストの頁数は、田口・前掲書の該当頁を示している。ただし、若干の修正が必要となる場合があり、また、新版が出ればそれを用いる可能性がある。
履修条件	刑法ⅠとⅡを履修していること。

18. 刑事法演習

授業科目名（カナ）	刑事法演習　　（　ケイジホウエンシュウ　）
担当教員名（カナ）	梅﨑　進哉　　（　ウメザキ　シンヤ　）
履修年次	２年次
単位	２単位
授業時間	前期　月曜１限
講義の概要	第１回講義においてレジュメを配布して詳細に説明する。教材としては梅崎の作成した８個の長文の事例問題を用いる。刑法独自の問題事例を学修した後、刑訴法的観点も混じった融合的問題へと進む。 その際、 (1)共犯を含めた複雑な事例への刑法理論の応用 (2)事実に基づく評価の入門的訓練 (3)法的論述の訓練 に力点を置いて、講義を行う。
到達目標	一　刑事法演習は、理論から実践への入り口の通過、すなわち、刑法の個別問題について理論的学習を終えた学生を対象に、基礎訓練から実戦訓練への導入を行う科目である。以下に、以下、本学の教育理念の根幹をなす「養成する人材」との関連を示すが、一年次講義科目である刑法Ｉのシラバスに書いた内容と連続しているので、まずそちらを参照されたい。 二　養成する人材１「他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち，法の専門家として，高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持っていること。」 この点に関しては、先人による正義発見の努力の受動的修得に力点を置いていた刑法Ｉ・Ⅱを基礎として、具体的事例に則した、実体法上妥当な結論を発見する訓練に移行する。専ら実体法的な問題のみを内容とした事例を主とするが、二年次前期の講義科目である刑訴法の進展に呼応して、手続法的関心（認定・立証問題）を加味していく。また、刑法Ｉ・Ⅱと異なり、講義は主として対話形式で行うので、コミュニケーション能力の点でも本格的な訓練に入ることになる。 三　養成する人材２「社会に生起するさまざまな法律問題について，正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い，正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）を加えて，人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること。」 養成する人材３「前項の判断を基礎として，これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し，利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる適切な紛争解決をはかる能力を備えていること。」 これらの点に関しては、理論知識や判例状況の理解を中心とした刑法Ｉ・Ⅱで修得した知識を前提とし、刑事法演習では、具体的事例への模倣的応用（例えば、判例の前提事実をこう変えればどうなるか等）を繰り返し行うことで、知識を実践に用いうるものに深化させることを意図している。この目的のため、答案提出を義務づけ、添削のうえ返却するので、文書作成能力の本格的育成の場ともなる。さらに、養成する人材３の「適切な紛争解決」には、結論の適切さだけでなく、迅速な解決という要素も含まれている。理論知識を迅速に使うためには、単にそれを記憶している（思い出すことができる）だけでは足りず、一々記憶を参照することなく当然のように用いている日常言語のように、自在に使いこなせるようになる必要がある。そのためには、大学側から提供される教材に満足することなく、自ら、少しでも多くの教材事例を求めて接し、考えることを心がける必要があるが、それとは別に、本講義で答案を作成するにあたっても、「時間」の要素を意識してほしい。使用する事例問題は、いずれも２時間程度で答案作成することを意識して作ってある。この程度の事案を２時間で処理できるようになることも、本

	講義の目的の一つである。 　四　養成する人材４「社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して，柔軟に対応できるだけの応用力や創造力を備えていること，特に今後重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること。」については、刑法Ｉのシラバスで記したとおり、本学における法曹教育の最終到達目標としてしっかり意識しておいてほしい。
各回の授業内容	◎ 今年度は、4/13 以降、コロナにより遠隔講義を余儀なくされたため、画面上で文章を作成して見せることができる遠隔講義のメリットを活かし、問題数を必要最小限に絞って、その分、各問題の思考・検討・構成・文章作成過程をビジュアルな形で修得してもらう点に力点を置く講義にした。この点については、5/11 の講義で受講生と相談し、決定した。 　このため、使用教材にに変更が生じている。下記予定教材中、下線イタリックは割愛した教材。 (1) 答案提出（各人 2 回）・受講生全員への配布 (2) 双方向授業による論点及び必要知識等の確認（30～40 分程度） (3) 教員による解題（60 分程度） (4) 教員による答案講評・質疑（30～40 分程度） ※各テーマ 135 分（1 回半）＝ 論点確認 40 分、解題 60 分、講評・質疑 40 分 従って、各回のスケジュールは次のとおり 第１回　資料配付、オリエンテーリング 第２回　◎新試過去問（前） 第３回　◎新試過去問（後）①BJ 文書偽造事件（前） 第４回　①BJ 文書偽造事件（後） 第５回　②のび太放火未遂事件（前） 第６回　②のび太放火未遂事件（後）　③金色夜叉偽装心中（前） 第７回　③金色夜叉偽装心中（後） 第８回　④ワンピース強盗事件（前） 第９回　④ワンピース強盗事件（後）⑤めぞん一刻強盗事件（前） 第 10 回　⑤めぞん一刻強盗事件（後） 第 11 回　⑥ピカチュウ防衛事件（前） 第 12 回　⑥ピカチュウ防衛事件（後）　⑦ＢＪ誤認手術事件（前） 第 13 回　⑦ＢＪ誤認手術事件（後） 第 14 回　⑧五右ェ門公妨事件（前） 第 15 回　⑧五右ェ門公妨事件（後）　+60 分の調整
成績評価の方法	定期試験を実施する。ただし、演習科目のため、最終評価は、双方向授業時の受け答えを中心とした授業への貢献度の評価、論述問題の答案の評価、出席状況の総合評価とする。 　各評価項目間の点数配分 (1)事例答案 1：1 割 (2)事例答案 2：3 割 (3)発言等の平常点：2 割 (4)定期試験：4 割 (5)出席点：欠席・遅刻数に応じ減点 　なお、出席が 6 割に満たない者は定期試験の受験を認めない。再試験は実施しない。
成績評価の基準	１　理論知識や判例状況の理解の程度 ２　具体的事例への適用能力 ３　文章作成能力
準備・事後学習についての具体的な指示	(1)事例問題について、各人、割り当てられた問題の答案を事前に作成して提出すること。答案作成時に教科書や判例を参照することは可とする。 (2)各回の準備については、各回に実施予定の問題を検討し、答案構成を考えてくることを、最低条件とする。 (3)具体的な答案の書き方、予習準備等については、第１回の講義で詳しく説明する。

教科書・参考文献	教材は必要毎に配布する
履修条件	２年次配当の必修科目である。２年生は必ず履修すること。

19. 刑事法総合演習Ⅰ

授業科目名（カナ）	刑事法総合演習Ⅰ　（　ケイジホウソウゴウエンシュウイチ　）
担当教員名（カナ）	一瀬　悦朗　（　イチノセ　エツロウ　） 小山　雅亀　（　コヤマ　マサキ　）
履修年次	３年次
単位	２単位
授業時間	後期　金曜１限
講義の概要	教員作成の教材「実務刑事手続法講義案［捜査編］・［公判編］」を使用して，捜査と公判の分野における刑事訴訟法上の問題点を学んでもらう。 適宜，司法試験論文問題を演習の課題として検討する。
到達目標	実務刑事手続法講義案［捜査編］・［公判編］には，被疑者を現行犯逮捕するまでの一連の踏査手続の適法性，被疑者を勾留する理由と必要性及び被疑者勾留段階で選任された弁護人の弁護活動といったものが含まれているが，それらの検討を通して，身柄拘束が，法的根拠がなければそれ自体犯罪を構成するような極めて重大な人権制約であるため，身柄拘束手続については刑訴法上厳格な要件が規定されているということを前提として，そのような視点から各規定の内容を理解すると共に，具体的な事例を前提として要件充足性を判断できる能力の涵養の実現を目標とする。また，公判の分野に関しては，訴因のもつ機能を踏まえて，訴因の特定，訴因変更の要否・可否といった論点について，実際の公判手続の進行という視点から理解してもらうことを目標とする。 【授業の目的と「法曹に必要な資質」との関係】 上記目標による授業は，「法曹に必要な資質」のうち(2)「・・・正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い，正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）を加えて，人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること」を現実化しようとの試みの一端となるものであり，また，被疑者の立場からの考察をすることなどにより，(1)「他人の痛みを共有できる豊かな人間性・・・」の養成を図るものでもある。 そして，予め設定した検討事項について，受講生の発言を求め，自らの思考が説得的に表現できるように導くが，これは「法曹に必要な資質」のうち，(3)「前項の判断を基礎として，これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し，利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力を備えていること」との内容を実現しようとする具体的方策である。
各回の授業内容	１，オリエンテーション 授業の進行方法や使用教材等の説明 ２，公判に関する問題点１ 第１講：公訴の提起 ３，公判に関する問題点２ 第２講：訴因の特定 ４，公判に関する問題点３ 第３講：訴因変更の要否 ５，公判に関する問題点４ 第４講：訴因変更の可否 ６，公判に関する問題点３ 第５講：択一的認定と訴因変更の要否 第６講：判決の効力 ７，中間試験１（公判） ８，捜査手続の適法性１ 第１講：起訴前の捜査と起訴後の捜査 第２講：告訴・自首 第３講：職務質問・任意同行・所持品検査

	９，捜査手続の適法性２ 　　第４講：強制捜査の意義と任意捜査の限界 10，捜査手続の適法性３ 　　第５講：被疑者・被告人の身柄拘束 11，捜査手続の適法性４ 　　第６講：令状による捜索差押え 12，捜査手続の適法性５ 　　第７講：令状によらない捜索差押え 　　第８講：被疑者・被告人の防御 13，中間試験２（捜査） 14，捜査・公判に関する総合問題１ 15，捜査・公判に関する総合問題２
成績評価の方法	授業期間中に中間試験を２回行い，それぞれ１５点満点で評価する。 授業で検討した内容を踏まえて期末試験を行い７０点満点で評価する。 授業の出席数が３分の２に満たない場合は，期末試験の受験資格を認めない。 期末試験の再試験は行わない。 事前・事後の連絡なく欠席した場合は，１回の欠席ごとに，期末試験の成績から３点を減点する。
成績評価の基準	中間試験，期末試験のいずれにおいても，「正確な知識や理解が身についているか」，「問題の論点把握の正確さが身についているか」，「具体的事例への適応能力はあるか」といった観点から採点し，試験実施直後に解説及び採点基準を記載した解説を配布する。
準備・事後学習についての具体的な指示	予め配布する資料による予習が不可欠である。 授業には気持ちを集中して臨む必要があり，受講生に対する口頭での発問も含め，授業内容を聞き漏らすと，中間試験及び期末試験で単位取得に必要な点数を得点するのは極めて困難になるので，そのことを予告しておく。
教科書・参考文献	各自が使用している刑法，刑事訴訟法の教科書
履修条件	特になし。

20. 刑事法総合演習Ⅱ

授業科目名（カナ）	刑事法総合演習Ⅱ　（　ケイジホウソウゴウエンシュウ２　）
担当教員名（カナ）	長倉　忍　（　ナガクラ　シノブ　） 梅崎　進哉　（　ウメザキ　シンヤ　）
履修年次	３年次
単位	２単位
授業時間	前期　金曜２限
講義の概要	刑事法総合演習は、刑事法分野の学修の総仕上げを意図した演習科目である。総合演習Ⅱでは、実体法に関わる複雑な事例問題を教材とし，研究者教員（梅崎）と実務家教員(長倉)が共同担当して，主として刑事実体法に関する実践的能力の深化をめざす。 なお、詳細については、第１回講義において説明する。
到達目標	刑事法の実体法分野に関する学修の最後の仕上げとして、 ①複雑な事例の処理を通じた事案を正確に読み取る能力及びこれに対して適切にアプローチする能力の涵養 ②事実に基づく評価の方法とその表現能力の深化 ③法的論述能力の完成 に力点を置いて、講義を行う。 その際、３年次までに身につけた刑法及び刑事訴訟法の法律的知識と法律的判断能力を前提として，刑事実体法の論点が，実際の事件において，具体的にどのような形で争点として現実化するのか，また，それらの争点に対してどのように解決を図るべきかを検討してもらい，現実の事件への実体法上の対応能力を高めることを目標とする。 受講する学生においては，学生便覧の冒頭に掲げた「西南学院大学法科大学院の『要請する人材』」の４つの要素の刑事実体法に関する最終的な修得段階であるという意識を持って講義に臨んでほしい。
各回の授業内容	◎ 今年度は、4/17（第 2 回）以降、コロナにより遠隔講義を余儀なくされたため、画面上で文章を作成して見せることができる遠隔講義のメリットを活かし、問題数を必要最小限に絞って、その分、各問題の思考・検討・構成・文章作成過程をビジュアルな形で修得してもらう点に力点を置く講義にした。この点については、5/8 の講義で受講生と相談し、決定した。 　このため、使用教材にに変更が生じている。下記予定教材中、下線イタリックは割愛した教材。 各回のスケジュールは次のとおりを予定している。 第１回　資料配付、オリエンテーリング 第２回　◎新試過去問（前） 第３回　◎新試過去問（後）①ポケモン組抗争事件（前） 第４回　①ポケモン組抗争事件（後） 第５回　②ワンピース同時傷害事件（前） 第６回　②ワンピース同時傷害事件（後）　③クッパ組殺人中止事件（前） 第７回　③クッパ組殺人中止事件（後） 第８回　④ヤマト遺棄事件（前） 第９回　④ヤマト遺棄事件（後）⑤なにわ金融道詐欺事件（前） 第 10 回　⑤なにわ金融道詐欺事件（後） 第 11 回　⑥マスオさん替え玉受験事件（前） 第 12 回　⑥マスオさん替え玉受験事件（後）　⑦こち亀収賄事件（前） 第 13 回　⑦こち亀収賄事件（後）

	第 14 回　⑧美味しんぼ窃盗事件（前） 第 15 回　⑧美味しんぼ窃盗事件（後）
成績評価の方法	定期試験を実施する。ただし，演習科目のため，最終評価は，双方向授業時の受け答えを中心とした授業への貢献度の評価，論述問題の答案の評価，及び出席状況を総合して行うものとする。 各評価項目間の点数配分 (1)提出事例答案：4 割 (2)発言等の平常点：2 割 (3)定期試験：4 割 (4)出席点：欠席・遅刻数に応じ減点 なお、出席が 6 割に満たない者は定期試験の受験を認めない。再試験は実施しない。
成績評価の基準	１　理論知識や判例状況の理解の程度 ２　具体的事例への適用能力 ３　法的文章作成能力
準備・事後学習についての具体的な指示	(1) 各回の事前準備としては，各回に実施予定の問題をあらかじめ検討し，答案構成を考えてくることとする。 (2) 各回の終了後，全員が事例問題に対する答案を作成して提出すること。その際，配布した解題等を見るなどして学修した内容をしっかり再確認した後，六法以外は参照せずに 60 分程度で一気に書き上げること。 (3) 具体的な答案の書き方，予習準備等については，第１回の講義で詳しく説明する。
教科書・参考文献	教材は必要毎に配布する
履修条件	３年次配当の選択科目である。

21. 民事訴訟実務の基礎

授業科目名（カナ）	民事訴訟実務の基礎　　（　ミンジソショウジツムノキソ　）
担当教員名（カナ）	西郷　雅彦　　（　サイゴウ　マサヒコ　）
履修年次	２年次
単位	２単位
授業時間	後期　水曜１限
講義の概要	典型的な訴訟類型について学習し，民事訴訟の理解を深めるとともに，実務的に必要不可欠な要件事実等を学ぶ。
到達目標	典型的な訴訟類型における要件事実を学ぶことによって，その基礎にある思考力を身につけることによって，実務家としての基本的な能力を涵養し，利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力の基礎となる能力を身につけること，及びこのような基礎力を身につけることによって，3 年次における民事模擬裁判に向けて基礎力を養うことを到達目標とする。
各回の授業内容	１．要件事実総論① 民事訴訟の基本構造から，民事裁判の特質，権利の継続性の原則，主張立証責任の概念を学ぶ。 ２．要件事実総論②・売買代金請求① 主張立証責任の分配について学んだ後，テキスト第１問に入り，訴訟物，要件事実が果たす役割，請求権発生の根拠について学ぶ。 ３．売買代金支払請求② テキスト第１問を題材に，売買の要件事実（代金支払期限の合意，売主の所有権，目的物の引渡し）を学ぶ。 ４．売買代金支払請求③ 認否の態様・必要性，主要事実・間接事実・補助事実を学び，テキスト第２問に入り，訴訟物，請求原因を検討した後，請求原因・抗弁・再抗弁等の関係，否認と抗弁，抗弁の種類，消滅時効に関する要件事実や援用権の法的構成について学ぶ。 ５．売買代金支払請求④・貸金返還請求① テキスト第３問に入り，請求の趣旨，訴訟物，請求原因，抗弁を学び，関連する問題として，期限の到来・経過・徒過，期間の経過について学んだ後，テキスト第４問に入り，貸金返還請求訴訟についての要件事実（貸借型理論，弁済期の到来）を学ぶ。 ６．貸金返還請求②・その他① テキスト第５問に入り，請求の趣旨，訴訟物，請求原因について整理し，弁済の抗弁に関する要件事実を学び，テキストを離れていわゆる二段の推定，付帯請求に関する要件事実（その法的性質，履行遅滞の要件事実）を学ぶ。 ７．所有権に基づく不動産明渡請求① テキスト第６問に入り，建物収去土地明渡請求訴訟における訴訟物，占有正権原の立証責任，権利自白，占有の時的要素について学ぶ。 ８．所有権に基づく不動産明渡請求② 所有権喪失の抗弁を学んだ後，テキスト第７問に入り，請求の趣旨，訴訟物を押さえ，権利自白の成立時点，対抗要件（登記）をめぐる立証責任・要件事実を学ぶ。 ９．所有権に基づく不動産明渡請求③ テキスト第８問に入り，請求の趣旨，訴訟物，請求原因事実をふまえ，所有権喪失の抗弁を学ぶ。 10．不動産登記手続請求① テキスト第９問に入り，登記関係訴訟の請求の趣旨の記載方法，訴訟物（登記請求権の種類），請求原因事実においては登記の推定力の問題を中心に学び，テキスト第１０問に入り，請求の趣旨，訴訟物をふまえて，請求原因事実の中で取得時効に関する要件事実（時効の援用も含む）を学ぶ。

	11．不動産登記手続請求②・賃貸借契約終了に基づく不動産明渡請求① 　テキスト第１１問において，請求の趣旨，訴訟物，請求原因をふまえて，登記保持権原として抵当権に関する要件事実を学び，さらにテキスト第１２問に入り，賃貸借終了による目的物返還請求に関する訴訟物，請求原因における要件事実について学ぶ。 12．賃貸借契約終了に基づく不動産明渡請求②・その他② 　前回に引き続き，第１２問において，抗弁となる借地借家法の適用について学んだ後，いったんテキストを離れ，一般的によくある賃貸借契約の終了原因である賃料不払，無催告特約，増改築禁止特約による解除についての要件事実を学び，その中で，規範的要件に関する主要事実についても学ぶ。この講義の前後において，レポート用の資料を配付する予定です。 13．賃貸借契約終了に基づく不動産明渡請求②・動産引渡請求 　前回に引き続き，賃貸借終了原因の一つである無断譲渡・転貸の場合の要件事実を，さらには有権代理，表見代理，通謀虚偽表示を学ぶ。 14．動産引渡請求訴訟・その他 　テキスト第１３問の動産引渡請求訴訟の請求の趣旨，訴訟物をおさえ，即時取得をめぐる要件事実を学ぶ。 15．レポート用問題の解説・まとめ 　提出してもらったレポートに関して解説を行い，要件事実に関する総まとめを行う。 　なお，場合によっては，学ぶ訴訟類型の順序（テキストの設問の順序）を変更することがあるが，変更する場合には，事前に授業において連絡する。
成績評価の方法	年末に課題を出したレポート（年明けに提出）を評価し，期末試験とで成績を評価する。レポートを２０点満点，Ａ～Ｄの４段階（未提出の場合は０点）で評価し，期末試験を８０点満点として実施し，レポートと期末試験の合計点（１００点満点）で評価する。特段の理由なく欠席や遅刻した場合には減点し，６回以上欠席した場合には期末試験の受験を認めない。 　なお，期末試験の再試験は行わない。
成績評価の基準	いずれの評価も，事案を分析し，要件事実が何か，その主張立証責任はどちらにあるか等の要件事実論の基本的な理解に基づく具体的な事案に対するあてはめの適否等によって行う。
準備・事後学習についての具体的な指示	後掲の教科書の該当部分を熟読し，あるいは事前配布のレジメ・資料等がある場合には読んでおくこと。また，復習として，テキストにある事実記載例やブロックダイアグラムをレジメに書き写して，事実記載の仕方やブロックダイアグラムの作り方などに慣れておくこと。 　１２回目の授業前後に課題を出してレポートの提出を求める予定である。
教科書・参考文献	教科書：司法研修所編「新問題研究　要件事実」法曹会 参考書：村田渉ほか編著「要件事実論３０講第３版」 　　加藤新太郎・細野敦著「要件事実の考え方と実務第２版」 　　司法研修所編「改訂紛争類型別の要件事実」 　　和田吉弘著「民事訴訟法から考える要件事実」
履修条件	民法・民事手続法を履修していること。

22. 刑事訴訟実務の基礎

授業科目名（カナ）	刑事訴訟実務の基礎　　（　ケイジソショウジツムノキソ　）
担当教員名（カナ）	一瀬　悦朗　　（　イチノセ　エツオ　）
履修年次	２年次
単位	２単位
授業時間	後期　火曜１限
講義の概要	捜査・公判を通じての刑事実務において，裁判官，検察官及び弁護人それぞれの立場が果たすべき役割につき，基礎的な知識や理解を身につけさせることを目的とする。
到達目標	教科書的な理解を踏まえて，実務で使える基礎を構築する。 １ 前半は，簡易な事件記録をもとに判決の起案をさせ，その講評を通じて，刑事裁判における裁判書・検察官・弁護人の役割について十分に理解させる。 また，裁判所から見た刑事裁判では，各手続の段階における訴訟指揮のあり方を事件記録を通じて考えさせることによって，各当事者に認められている訴訟法上の権能を理解させるほか，判決その他の裁判所作成文書を起案させ，その講評を通じて，事実認定力，さらには刑事実体法及び刑事手続法双方をより正確に理解させる。 ２ 後半は，小野寺先生作成のテキスト「実務刑事手続法講義案［証拠編］」を使用して，伝聞法則を中心とした証拠法の分野につき，実務的観点から詳しく解説していく。具体的には，被告人は何を争っているか（事件性か，犯人性か，犯行態様かなど），検察官請求の各証拠は争点に対してどのように機能するか，検察官が掲げた立証趣旨は，証拠のどの部分に対応し，何を要証事実として設定するものなのか，それらを検討した結果として，各証拠の証拠能力はどのように判断されるのか，といった内容である。 なお，授業開始時における教員の都合により，前半の授業内容と後半の授業内容が入れ替わることもある。 【授業の目的と「法曹に必要な資質」との関係】 上記のような授業を通じて，「法曹に必要な資質」のうち，(2)「社会に生起するさまざまな法律問題について，正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い，正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）を加えて，人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること」の実現を図ろうと考えている。
各回の授業内容	１．強盗被告事件についての公判期日とし，検察官請求にかかる書証の取調べまでを終了する。 ２．同事件の公判期日とし，被害者と目撃者２名の証人尋問を行う。 ３．同事件の公判期日とし，被告人質問を行う。この後，各自に判決起案をさせる。提出期限は２週間後を予定している。 ４．弁護人の立場から，反対尋問の技術についての研修ＤＶＤを見て，刑事裁判における弁護側の主張・立証活動の基本的な考え方を学ぶ。 ５．判決起案講評１，主文，罪となるべき事実，法令の適用について，解説する中で，起案するにあったって，注意すべき点等を示す。 ６．判決起案講評２，事案分析を基に，事実認定の基本的な手法を示す。 ７．事例問題講評，各事例問題の講評を通じて，刑事系の問題についての問題解決のための思考方法を検討する。 ８．第１講「証拠法上の基礎概念」，第２講「伝聞法則に関する基礎理論」，第３項「伝聞例外」について解説，検討する。 ９．第４講「要証事実と立証趣旨」について解説，検討する。 10．第５項「精神状態の供述」について解説，検討する。 11．第６講「弾劾証拠」について解説，検討する。

	12. 第７項「実況見分調書中の第三者供述の証拠能力」について解説，検討する。 13. 第８講「外形的特信情況から証拠能力が肯定される伝聞証拠」について解説，検討する。 14. 第９講「違法収集証拠」，第 10 講「自白調書の証拠能力」について解説，検討する。 15. 総括　―　検察側・弁護側という立場を超えた事実認定力・法曹としての事件処理に対するフェアーな取組みの重要性について理解させる。
成績評価の方法	前半の授業で提出を求めた各起案につき，合計５０点満点で評価する。 後半の授業で検討した内容に基づいて，期末試験（５０点満点で評価）を行う。 授業の出席が３分の２に満たない場合は期末試験の受験資格がない。 期末試験の再試験は行わない。 事前・事後の連絡なく欠席した場合は，１回の欠席ごとに，期末試験の成績から３点を減点する。
成績評価の基準	判決起案については，主文，罪となるべき事実，法令の適用等の項目ごとに，必要事項の記載があるか，法令に適合しているか等の観点から採点する。 期末試験については，「正確な知識や理解が身についているか」，「問題の論点把握の正確さが身についているか」，「具体的事例への適応能力はあるか」といった観点から採点し，試験実施直後に解説及び採点基準を記載した書面を配布する。
準備・事後学習についての具体的な指示	刑事実体法，刑事手続法については，一応の理解ができているものとの前提でカリキュラムを進める。したがって，刑法，刑事訴訟法の勉強は，日頃から，十分に行うことを求める。また，講義時間には制限があるため，事前に記録を配布して，自宅での起案を求めることがあり得る。
教科書・参考文献	各自が使用している刑法の教科書 入門刑事手続法［第５版］　三井誠・酒巻匡著 刑事訴訟法［新版］　田宮裕著 刑事訴訟法［第六版］　田口守一著 刑事弁護実務（法曹会） 刑事判決起案の手引き（法曹会）
履修条件	憲法，特に基本的人権の保障についての十分な理解が不可欠である。

23. 法曹倫理

授業科目名（カナ）	法曹倫理　　（　ホウソウリンリ　）
担当教員名（カナ）	一瀬　悦朗　（　イチノセ　エツオ　）
履修年次	３年次
単位	２単位
授業時間	前期　火曜１限
講義の概要	判例、その他司法試験予備試験に出題された具体的事案等を題材にして、法曹として適正に職務を遂行するにはどうあるべきかを議論する。その中で、弁護士としての倫理、特に、弁護士法，弁護士職務基本規程その他のルールについての理解を深めたいと考えている。 なお、弁護士の仕事と弁護士として活動していくために必要な能力については、弁護士実務の講義の概要に記載したところを参照して頂きたい。特に、紛争解決のために弁護士に求められるスキルと本学が養成する人材との関係については、読んでおいて頂きたい。
到達目標	本学は，専門的知識・技能において第一級の優秀な法曹を育てることを目指しており，そのために法の専門家としての高い倫理観・正義感を基礎として知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持つことを重視している。この法曹倫理の講義においては，各法律科目において学び修得する法律知識等の基礎となる法曹としての職業倫理を身につけさせることを目的とし，その上に各法律科目において知識等を学び修得することによって得られたこれら法律知識等を人々のために役立たせることができる第一級の優秀な法曹を育てることを最終目標とするものである。
授業内容	弁護士法（以下「法」という。）と弁護士職務基本規程（以下「規程」という。）とをしっかりと読み込んで、それぞれの規定の趣旨を理解し、それに導かれるあるべき解釈を求め、それを具体的事例にあてはめて、法が求めている結論を見出すという作業を繰り返し行う予定である。 記 第１回　基本倫理（規程１～８条） （弁護士法と弁護士職務基本規定を配布予定である。） 第２回　一般規律（規程９～１９条） 第３回　依頼者との関係における規律通則（規程２０～２６条） 第４回　職務を行い得ない事件の規律（規程２７～２８条） 第５回　事件の受任時における規律（規程２９～３４条） 第６回　事件の処理における規律（規程３５～４３条） 第７回　事件の終了時における規律（規程４４～４５条） 第８回　刑事事件における規律（規程４６～４９条） 第９回　組織内弁護士における規律（規程５０～５１条） 第１０回　事件の相手方との関係における規律（規程５２～５４条） 第１１回　共同事務所、弁護士法人における規律（規程５５～６９条） 第１２回　他の弁護士との関係、裁判の関係における規律（７０～７７条） 第１３回　弁護士会、官公署との関係における規律、解釈適用指針（規程７８～８２条） 第１４回　「すべて法曹は、良心に従い独立してその職務を行い、憲法および法律にのみ拘束される」（再審無罪事件を題材にして考える）１ 第１５回　「すべて法曹は、良心に従い独立してその職務を行い、憲法および法律にのみ拘束される」（再審無罪事件を題材にして考える）２ ※　講義の順序については，都合により変更されることがある。
成績評価の方法	具体的事案の解決を求めるという形式の期末試験によって成績評価する。ただし，出席が授業回数の 3 分の 2 に満たない場合は期末試験の受験資格を認めない。再試験は行わない。

成績評価の基準	①両当事者の欲求を的確に把握できているか。 ②その欲求を法的な主張として整理できているか。 ③その法的主張整理の中から事案の争点を的確に把握できているか。 ④その争点の中に現れてきた条文の趣旨を説明しきれているか。 ⑤その趣旨から導かれる条文の解釈を表現しきれているか。 ⑥当該事案に条文をあてはめて得られた結果が、条文の趣旨から考えても合理的な結論に至っているということを説明できているかという観点から成績評価を行い、判定は、Ｐ（可）あるいはＦ（不可）とする。
準備・事後学習についての具体的な指示	予習…次回の講義については法や規程の該当範囲を読んで考えておくこと。また，次回の授業用の資料を配布した場合は，資料を検討して授業に臨むこと。
教科書・参考文献	テキスト…配布する予備試験合格六法（弁護士職務基本規程）ほか
履修条件	なし

24. エクスターンシップ

授業科目名（カナ）	エクスターンシップ　　（エクスターンシップ）
担当教員名（カナ）	西郷　雅彦　　（　サイゴウ　マサヒコ　） 一瀬　悦朗　　（　イチノセ　エツオ　　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	前期　集中講義（２週間）
講義の概要	夏季休暇中に，弁護士事務所を通所してもらい，そこで弁護士の業務を見学など実習することを通じて，弁護士業務の具体的な状況を知り，自己の将来像を作り上げる参考にするための授業です。同時に，法科大学院において勉強を進める際の視点を獲得することも目的の一つです。
到達目標	このようなエクスターンシップに参加することによって，現実の弁護士活動を通して，他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち，法の専門家として，高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を養うことにつながるようにします。
各回の授業内容	事前に，大学において実習の心構えや注意点などについて担当教員による事前説明を行います。 実習期間中（２週間を予定），毎日弁護士事務所に行き，指導担当弁護士の指示に従って実習を受けます。その記録を作り，実習終了時に弁護士の検印をもらいます。実習内容は，その時々に弁護士が抱えている案件の内容により異なります。そういう「生の」実態を見ることにより，弁護士の実際の活動状況が分かり，将来自分が弁護士等になったときの参考にすることができるし，法科大学院において勉強する際の参考等にもなります。 実習終了後，大学において報告を行い，担当教員がフォローします。
成績評価の方法	実習記録及び担当弁護士の評価と学内での事前説明の際の質疑応答の内容，事後報告の内容に基づき，２名の教員の合議により評価します。 実習記録及び担当弁護士の評価を７割，学内での事前説明の際の質疑応答の内容，事後報告の内容を３割の比重で評価します。 なお、判定は、P（合格）あるいはF（不合格）とします。
成績評価の基準	現実の具体的な事件に対しどのように取り組んでいったか，習得してきた法律知識等をどのように生かしてきたかなどが評価の基準となります。
準備・事後学習についての具体的な指示	弁護士の実際の業務を見るわけですから，そこから得られた知見についての守秘義務を守ることが重要です。具体的な準備については，事前説明のときに話します。
教科書・参考文献	特にありません。
履修条件	特にありません。

25. 民事模擬裁判

授業科目名（カナ）	民事模擬裁判　　（　ミンジモギサイバン　）
担当教員名（カナ）	西郷　雅彦　　（　サイゴウ　マサヒコ　） 吉田　知弘　　（　ヨシダ　トモヒロ　）
履修年次	３年次
単位	２単位
授業時間	後期　水曜２限
講義の概要	１　受講生は，民事系の各科目，特に，民事手続法・同演習及び民事訴訟実務の基礎（要件事実論）を履修することにより民事訴訟の構造及び性格，訴訟手続の流れ（いつ，誰により，どのような訴訟行為がなされるか）等について一応の理解ができており，相当の知識をもっているはずですが，これまでは教科書その他の教材に基づく理論的な学習にとどまるため，そのような学習のみで個別具体的な事例において学んできた知識等を十分に使うところにまで到達するのは，とても難しいことです。 　そこで，本授業では，仮設事例について，受講生に，①原告代理人，②被告代理人，③裁判所のいずれかの立場に立ってもらい（注１），①及び②の立場では，当事者本人からの事情聴取や打合せ，訴状・答弁書・準備書面等の書類の作成，書証の提出，人証の申出と尋問等を実際に体験してもらい，③の立場では，訴訟の進行全般に責任を持つとともに，①及び②の立場の受講生らと共同しての主張と証拠の整理を主導し，さらに証拠に基づいて事実認定を行い，判決書の作成と言渡しまで行ってもらいます。これにより，民事訴訟の全体像と手続の流れを実際に近い状態で体験するとともに，証拠の選択や事実認定等の難しさの一端を体験することになります。これらの疑似体験によって，実体法や民事訴訟法等をより深く理解することができるようになるばかりでなく，さまざまな法律問題について，正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い，正確な法律知識に裏打ちされた法的判断を加えて，人々が真に納得できる結論を導き出す能力（「養成する人材」②）や，この判断を基礎として，これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し，利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる適切な紛争解決をはかる能力を備えられる（「養成する人材」③）ようになっていく第一歩となります。 （注１）　原告本人，被告本人，裁判所書記官役になる受講生も出てきますが，これらの人も，それぞれ①，②，③毎の打合せ等には当然参加してもらうことになります。 　また，昨年度からは法学部学生も参加してもらっていますが，大学院生には指導的な立場に立ってもらい，法学部学生とも議論等を行い，書面の作成等について共同作業を行ってもらいます。 ２　担当教員らは，上記①～③のいずれかのパートを受け持ち，それぞれの役割を担当する受講生から相談を受け，適宜アドバイス等を行う体制をとります。ただ，主役はあくまで受講生自身であるから，各パートの担当者らが自分の頭で考え，充実した意見交換をして，より望ましい当事者本人との打合せ，要件事実論を踏まえた書面の作成，適切な書証の提出と人証の申出，充実した尋問準備やその実施，適切な訴訟進行等に**積極的に取り組むことが重要です**。
到達目標	これまでの民法，民事訴訟法等の知識をより正確なものとし，ひいては実務法曹に必要な基本的なスキルを修得するとともに，同時に，このような実際の裁判過程に近いリアルな場面を体験することを通じて，法曹としての責任感・倫理観等のマインドを習得することも重要な目標とします。
各回の授業内容	授業が始まる前の**９月９日水曜日午後１時３０分**からに**ガイダンス**を行います（注２）。受講生に集まってもらい，授業を進めるに当たっての注意事項等を説明するとともに，それぞれが裁判所，原告本人，原告代理人，被告本人，被告代理人のうちのどの役割を担うかを決めます。

	（注２）　法学部生が参加するので，ガイダンスの際に，法学部生向けに民事模擬裁判に参加するに必要と考えられる知識等を身につけてもらうために講義を行う予定です。大学院生はこの講義を受ける必要はないが，希望者は参加しても構いません。 また，福岡県手話通訳士会の会員の方も授業に参加される可能性があります。 第１回 原告代理人は原告本人からの事情聴取を行い，訴状作成を目指す。被告代理人も，被告本人からの事情聴取を行う（注３）。 裁判所は訴状等が出された後の訴状審査等について一般的な観点から議論する。 （注３）　被告側の本人からの事情聴取は，被告への訴状副本の送達がなされてから行われるのが通常ですが，本模擬裁判では，被告側の事情聴取もこの段階で開始します。 なお，授業の開始時には，全員が同一の教室に集まり，出欠を確認した上で，各パートに分かれて行動することになります。以下，各回の授業においても同じです。 第２回 ア　第１回に引き続き，原告代理人は原告本人との打合せ等を行い，訴状作成の準備作業を行い，第２回の授業時間中には訴状を完成し，裁判所に提出する。 イ　訴状が裁判所に提出された後，裁判所において訴状審査を行い，特に問題がなければ，訴状等を被告に送達する。 ウ　被告代理人は，第１回に引き続き被告本人からの事情聴取を行うとともに，訴状等の送達後，事情聴取の結果を踏まえて答弁書を作成する。 第３回 ア　被告代理人は，前回に引き続き，答弁書の作成を行い，第３回の授業時間内に答弁書を完成させ，裁判所に提出する。 （イ　時間的に余裕があれば，第３回の授業時間内に第１回口頭弁論期日を実施する。） 第４回 ア　第１回口頭弁論期日の実施 イ　第１回弁論準備手続期日の指定 ウ　その後は，双方代理人は，その後の訴訟追行の準備等を行う。他方，裁判所は，予想される争点等を検討し，今後の訴訟進行等について検討する。 エ　なお，第１回口頭弁論期日実施後は，弁論準備手続によって争点整理を行う。 第５回 ア　第４回に引き続き第１回弁論準備手続期日に向けた準備を行う。 イ　第１回弁論準備手続期日の実施 ウ　第２回弁論準備手続期日の指定 エ　残りの時間，双方代理人は，準備書面の作成，書証の提出，人証の申出準備等を行い，また，裁判所も，争点整理案を作成する。 第６回 ア　前回に引き続き，双方代理人は，準備書面の作成等を行い，第６回授業時間中に準備を終えることを目標とする。 （イ　第２回弁論準備手続期日が可能であれば実施する。） 第７回 ア　引き続き，双方代理人は準備書面の作成等を行う。裁判所は争点整理案の作成準備を行う。 イ　第２回弁論準備手続期日の実施。 ウ　第３回弁論準備手続期日の指定 第８回 ア　引き続き，双方代理人は準備書面の作成等，裁判所は争点整理案の作成等を行い，第３回弁論準備手続期日の準備をする。 ウ　第３回弁論準備手続期日の実施。原則として，第３回で弁論準備手続を終了とする。 エ　第２回口頭弁論期日において人証調べを実施することになるので，残りの時

	間は，双方代理人のみならず，裁判所も，尋問の準備を行う。 第９回 第２回口頭弁論期日の準備，双方代理人，裁判所それぞれ，特に尋問の準備を行う。人証としては，原被告各本人と証人２名までとする予定である。 第 10 回 第２回口頭弁論期日の実施 人証調べを実施し，尋問を行う。 尋問終了後の時間を利用して講評等を行う。 第 11 回 第２回口頭弁論期日の実施。前回に引き続き，尋問を行う。 尋問終了後，講評等を行う。 第 12 回 第２回口頭弁論期日の実施（残りの人証の実施・講評）後，同期日を終了し，第３回口頭弁論期日の指定。その後，双方代理人は最終準備書面を作成し，裁判所は，尋問を踏まえて合議し，判決書を作成する。 第 13 回 引き続き，双方代理人は最終準備書面の作成を行い，授業時間内に完成させ，提出することを目標とする。また，裁判所も，引き続き，合議，判決書の作成を行う。 （可能であれば第３回口頭弁論期日を実施する。） 第 14 回 ア　第３回口頭弁論期日を実施し，双方の最終準備書面を陳述し，弁論を終結し，判決言渡しの期日を指定する。 イ　弁論終結後は，裁判所は，引き続き判決書の作成作業を行い，これを完成させる。双方代理人は，これまでの訴訟活動について，それぞれ振り返って検討する。 第 15 回 ア　第４回口頭弁論期日において，判決言渡し。 イ　残りの時間において，事実認定のほか，双方代理人，裁判所の各パートにおける訴訟追行面における問題点の検討，反省点や改善点等について，全員で検討を行う。 以上は，あくまで進行の予定であり，状況等により変更されることがありえます。
成績評価の方法	それぞれの立場で行った各種の打合せ・合議，書面作成，尋問，訴訟指揮等について，各教員が前記到達目標に達しているかどうかを判断し，教員らの合議によってＰ（合格）又はＦ（不合格）の判断をします。 ３回無断欠席をした場合あるいは６回以上欠席した場合にはＦとします。
成績評価の基準	上記各種の打合せ・合議，書面作成，尋問，訴訟指揮等において積極的に参加し，これまでに得た実体法上，訴訟法上の知識を適切に使うことができたかどうか等が成績評価の基準となります
準備・事後学習についての具体的な指示	特別な指示はありませんが，それぞれ民事訴訟法規及び要件事実論を十分に復習して下さい。必要に応じて各授業の際に具体的な指示を行うこともあります。
教科書・参考文献	特に指定するものはありませんが，必要に応じて授業時に参考文献等をあげることがあります。
履修条件	民事手続法・同演習，民事訴訟実務の基礎を履修していることが不可欠の条件となります。

26. 刑事模擬裁判

授業科目名（カナ）	刑事模擬裁判　　（　ケイジモギサイバン　）
担当教員名（カナ）	一瀬　悦朗　　（イチノセ　エツオ　）
履修年次	３年次
単位	２単位
授業時間	前期　月曜３限
講義の概要	殺意否認の殺人未遂事件を題材とした刑事模擬記録を使用し，裁判員裁判における公判手続の全体的な流れと，その過程における法曹三者の役割や活動に関する基礎的な事項を理解させることを目的とする。 １　事案の概要 本件は，被告人（西村伸也）が，ＪＲ水戸駅ペデストリアンデッキで，被害者（木田信二）に対し，殺意をもって，その腹部を包丁で１回突き刺したものの，全治約１か月間の腹部刺創等の傷害を負わせるにとどまり，死亡させるに至らなかったという事案である。 ２　公判経過 被告人は，被害者の体と腕の間を狙って包丁を突き出したが，被害者が被告人の腕をつかんできたので，偶然にも，包丁が被害者のおなかに刺さってしまった旨弁解しており，殺意の有無（殺意にかかわる行為態様及びその認識）が争点となっている。 ３　授業の概要 刑事模擬記録（司法研修所刑事裁判教官室作成の記録教材）に基づき，各証拠の評価や事実認定などにつき議論を交えて理解を深めていく。 また，証人尋問及び被告人質問を実施し，その結果に基づいて，争点となる殺人の故意につき受講生各自に判断してもらう。 最終的には，殺意の有無に関する認定とその根拠などを記載した判決書を起案する。
到達目標	公訴提起（起訴），公判前整理手続，証拠調べを経て判決に至るまでの第一審公判手続において，法曹三者である検察官，裁判官，弁護人それぞれがどのような役割を果たすのかについて基本的な知識と理解を獲得すること，また，受講時までに身につけた法律的知識と法律的判断能力を前提として，刑事法全般におけるさまざまな論点が，実際の事件においてどのように現実化するのかを理解すること，さらには証拠の評価やそれに基づく事実認定の基本的な手法，認定した事実に対する擬律判断能力を身に付けさせることを目標とする。 【授業の目的と「法曹に必要な資質」との関係】 上記のような過程を通じて，「法曹に必要な資質」のうち，(3)「・・・これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し，利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力を備えていること」につき，より具体的場面での実現を図る。
回の授業内容	１回目　オリエンテーション（授業の進め方と使用する教材についての説明） ２回目　起訴手続 ３回目　公判前整理手続１ ４回目　公判前整理手続２ ５回目　公判前整理手続３ ６回目　公判前整理手続４ ７回目　第１回公判の審理手続１ ８回目　第１回公判の審理手続２ ９回目　第２回公判の審理手続１ １０回目　第２回公判の審理手続２ １１回目　第３回公判の審理手続１

	１２回目　第３回公判の審理手続２ １３回目　論告・弁論 １４回目　判決 １５回目　全体講評
成績評価の方法	起案した判決書を評価の対象とし、Ｐ（合格）又はＦ（不合格）を判断する。 事前・事後の連絡なく３回を超えて欠席した場合は単位認定しない。
成績評価の基準	刑事裁判の判決書としての書式を備えているか，殺人の故意という争点について，事実認定が証拠に基づきなされているか，認定した事実を前提として適正な評価が示されているかなどの観点から評価する。
準備・事後学習についての具体的な指示	使用教材は，刑事模擬記録（司法研修所刑事裁判教官室作成の記録教材）を配布するが、各授業時に，次回の授業で必要となる資料を順次指示し，検討テーマ等を明示するので，各自それら資料を精査して検討テーマ等につき考えをまとめておくこと。
教科書・参考文献	各自が使用している刑法，刑事訴訟法の教科書 刑事尋問技術，山室恵編著，ぎょうせい 刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－，司法研修所監修，法曹会
履修条件	１年次，２年次で学習した刑法及び刑事訴訟法についての総合的知識・理解が必要であり，その実践的応用を試そうとの意欲が求められる。

27. 刑事実務演習

授業科目名（カナ）	刑事実務演習　　（　ケイジジツムエンシュウ　）
担当教員名（カナ）	小野寺　雅之　　（　オノデラ　マサユキ　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	後期　火曜２限
講義の概要	情況証拠による事実認定がなされた著名な事件を題材として，第一審判決から控訴審判決，上告審判決の全文を精読し，それぞれの事件における証拠構造を分析する。
到達目標	裁判例を通じて，情況証拠による認定の基礎を学ぶことにより，立証趣旨とか要証事実など実務的な概念についての理解を深め，伝聞法則適用の有無といった証拠法における問題対応力を高める。 また，長文の判決書を迅速に読みこなせる能力を身につけさせる。
各回の授業内容	犯罪が巧妙化，隠密化する一方，市民の捜査への協力が得にくい社会情勢があり，また，自白を得ることが困難な状況も現出している。そうすると，捜査段階において，犯罪の存在や犯人の特定には多くの情況証拠を集め，そこから特定の犯罪事実の存在や犯人を認定して起訴し，裁判においては，この情況証拠を巡って争われることになる。 その典型的な事件として，和歌山毒カレー事件（第１回～第４回），東電 OL 強盗殺人事件（第５回～第８回），城丸君事件（第９回～第１２回），ロス疑惑銃撃事件（第１３回～第１５回）の判決書（特に第一審判決）を順次検討していく。 情況証拠による事実認定には推認過程が不可欠であって，その推認を的確に行うにはさまざまな困難があり，不安定性があるが，そのような困難や不安定さを実感してもらう。
成績評価の方法	特定の事件を対象として，証拠構造を分析したレポートを１回提出してもらい、Ｐ（合格）又はＦ（不合格）を判断する。
成績評価の基準	裁判所が行った事実認定の構造を正確に理解できているかという観点から評価する。
準備・事後学習についての具体的な指示	予め検討対象とする判決書きを配布するので，授業の前後を通じて十分に読み込むことが望まれる。
教科書・参考文献	入門刑事手続法［第６版］　三井誠・酒巻匡著 刑事訴訟法［第六版］　田口守一著
履修条件	刑事訴訟法の単位取得者

28. 弁護士実務

授業科目名（カナ）	弁護士実務　　（　ベンゴシジツム　）
担当教員名（カナ）	一瀬　悦朗　　（　イチノセ　エツオ　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	後期　木曜２限
講義の概要	１　講義の目的と概要 　法律実務家の仕事は何か、広くかつ抽象的にいえば、社会内に発生している法律的な紛争に法を適用してこれを解決する仕事ということになる。弁護士の仕事は何か。基本的には、法律実務家の仕事と同じだが、予め法律的な紛争にならないように、あるいは、法律的な問題が発生した場合のペナルティを予め決めておくなどの予防法学的な仕事もあるし、紛争が起きてしまっている場合に、裁判や調停等、裁判所を利用して解決を図ることももちろんあるが、裁判での最終的な解決の内容を予測しながら、話し合いでの解決を目指したり、裁判に至らないよりゆるやかな解決手段を模索したりもする。 　このように弁護士の仕事は多種多様にならざるを得ない。ただ、弁護士が法律の専門家として、法律的な紛争の解決に関与する場合と、法律の専門家ではない者が仲裁したり、代理人として活動する場合との最も大きな違いは、仮に裁判した場合に最終的に言渡されるであろう判決を予測して、その結論と大きく離れることのない範囲内で、当事者双方の利害を調整し説得できる点にある。これができているからこそ、広い意味で、法的な解決となりうるのである。 　そうすると、弁護士である以上、解決案を模索する中で、最終的な判決の予測を的確に行なわなければならない。これを的確に行なうために最も必要なことは、事実を正確に把握することである。そして事実を正確に把握するために必要なことは、人の行動の意味そのものと、その背景にある人の意図を注意深く考察することであろう。人は、さまざまな思いから、さまざまな行動をする。弁護士は、人が行なったさまざまな行動そのものの意味を見極め、更に、その人が何を考えて、そのような行動を取ったのかを見極めていくのである。 ２　講義の目的と要請する人材との関係 　「社会に生起する様々な法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえて的確な事案の把握し、納得できる結論を導き出す。」のが正に弁護士としての事件処理である【養成する人材（２）】。 　それを実現するためには、まず、依頼者と痛みを共有し、その欲求を真摯に受け止め、これに共感し、その欲求を実現するための法律構成を構築して、主張・立証活動を行うことになる。ただし、依頼者の欲求は、時として法的正義の観点に照らして行き過ぎたものであることもある。その場合、弁護士は、高い倫理観と正義感を基礎にして、依頼者の代理人という観点とは別の法曹としての立場で事件処理を行わなければならないのであって、それを実現するためにも、豊かな人間性とコミュニケーション能力を備えていることが必要である【養成する人材（１）】。 　弁護士の事件処理は、提訴、準備書面の作成および証拠の収集・提出、証拠説明等々、すべて書面で行うと言っても過言ではない。質の高い文書作成能力、依頼者や相手方、裁判官を説得する力は、そのまま弁護士としての力量を示すことにもなるし、その高さは、紛争解決能力にも直結する【養成する人材（３）】。 　紛争解決のために弁護士に求められるスキルは、以上のとおり、依頼者の欲求を的確に把握し、必要な場合には、その欲求を法的正義の観点から修正し、その実現に向けて法律的に構成して主張・立証を行うというものである。これは、あらゆる法的紛争の解決に用いられる唯一のもので、その意味で、社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題、更には、国際的な法的紛争の解決に対応できる基礎

	的な力を養うとことにもなると考えている【養成する人材(４)】。 　というわけで、本年度弁護士実務においては、具体的な民事事件を題材としながら、その具体的な紛争解決案を民事訴訟法の規定を見ながら探っていくことにする。
到達目標	弁護士としての基本的な問題解決能力（「条文解釈能力」と「あてはめの能力」）を身に着けることを目標とする。
各回の授業内容	第１回　管轄（民事訴訟法４～２２条） 第２回　当事者及び訴訟能力（同２８～３７条） 第３回　訴訟審理等（同８７～９２条） 第４回　要件事実の考え方の確認 第５回　訴え・計画審理（同１３３～１４７条の３） 第６回　口頭弁論及びその準備（同１４８～１７８条） 第７回　書証１（同２１９～２３１条） 第８回　書証２（同２１９～２３１条） 第９回　証人尋問（同１９０～２０６条） 第１０回　判決１（同２４３～２６０条） 第１１回　判決２（同１１４～１２３条） 第１２回　判決によらない訴訟の完結（同２６１～２６７条） 第１３回　共同訴訟（同３８～４１条） 第１４回　訴訟参加（同４２～５３条） 第１５回　上訴・再審（２８１～３４９条）
成績評価の方法	具体的事件の資料に基づいて、訴状の起案あるいは原告・被告の主張整理（レポート）等してもらう。その出来のみによって評価する。
成績評価の基準	判定は、Ｐ（可）あるいはＦ（不可）とし、評価のポイントは、 ①　両当事者の欲求を的確に把握できているか。 ②　その欲求を法的な主張として整理できているか。 ③　その法的主張整理の中から事案の争点を的確に把握できているか。 ④　その争点の中に現れてきた条文の趣旨を説明しきれているか。 ⑤　その趣旨から導かれる条文の解釈を表現しきれているか。 ⑥　当該事案に条文をあてはめて得られた結果が、条文の趣旨から考えても合理的な結論に至っているということを説明できているかという観点から成績評価を行う。
準備・事後学習についての具体的な指示	言うまでもないが、法律実務家は、現行法（条文）を使って具体的事件を解決する。したがって、現行法の解釈が極めて重要で、それが出発点でもあるし到達目標でもある。 法律の勉強も、そこから始めて、そこに戻すことが必要であり、そうすることこそが、法律実務家を目指すものにとって、目標到達の最短ルートである。　そのことを肝に銘じて、準備し、授業の中で考え抜いて、事後学習で、それを条文に戻しておくことを求める。
教科書・参考文献	配布を予定している司法試験合格六法民事訴訟法、その他
履修条件	事案解決のための実体法訴訟法等についての総合的知識がもちろん必要であるが、それは、受講時点で身に着けているもので足りる。 受講者には、時間と労力を惜しまずに、その量を増やし、質を高め続けることを求める。

29. 法制史

授業科目名（カナ）	法制史　　（　ホウセイシ　）
担当教員名（カナ）	中野　万葉子　　（　ナカノ　マヨコ　）
履修年次	１・２・３年次
単位	２単位
授業時間	後期　火曜３限
講義の概要	本講義では、近代日本法の基盤を形成した西洋の法について、その淵源に遡り概観する。明治以降、日本の法制度は西洋の法および学説を受容することによって形成されてきた。ゆえに、日本の現行法制度を深く理解するためには、西洋法の歴史を考察することが必要不可欠である。本講義では、ローマ法を中心に据えつつ、西洋法の歴史を通史的に考察する。
到達目標	西洋法の歴史的展開をたどり、明治以降の西洋法継受によって成立した日本の現行法制度をより深く理解するきっかけを得ることを目標とする。
各回の授業内容	第１回　イントロダクション－西洋法制史という学問について 第２回　日本の法および法学への西洋の歴史的影響 第３回　古代ローマ法－12 表法から法務官法まで 第４回　古典期ローマ法学からユスティニアヌス法典 第５回　中世ヨーロッパの法観念 第６回　中世の法－12 世紀ルネサンスと大学 第７回　中世ローマ・カノン法学 第８回　人文主義法学 第９回　ローマ法の継受 第 10 回　自然法論と法典編纂 第 11 回　パンデクテン法学と歴史法学 第 12 回　法典論争 第 13 回　近代日本と西洋法継受 第 14 回　研究報告（１） 第 15 回　研究報告（２）・総括
成績評価の方法	①平常点（10 点）、②期末試験の成績（60 点）、③授業での報告内容（30 点）による。なお、出席が 3 分の 2 を下回った場合、期末試験の受験資格を失う。
成績評価の基準	①平常点は、質疑応答への参加状況から評価する。 ②期末試験の評価は、各時代の流れ、法学者および法実務家が担ってきた役割を理解できているかどうかが基準となる。 ③授業での報告は、選択したテーマについて、問題提起とそれについての解答が示されているかどうかを基準として評価する。
準備・事後学習についての具体的な指示	各回の講義予定部分のレジュメを読んでくること。また、参考書の該当箇所を予習してくること。
教科書・参考文献	教科書は特に指定しない。担当者がレジュメを配布する。 参考書:勝田有恒／森征一／山内進編『概説西洋法制史』(ミネルヴァ書房、2004 年)、ピーター・スタイン著、屋敷二郎監訳『ローマ法とヨーロッパ』（ミネルヴァ書房、2003 年）
履修条件	特になし

30. 外国法（２）

授業科目名（カナ）	外国法（２）　　（　ガイコクホウ（ニ）　　）
担当教員名（カナ）	李　黎明　　（　リ　レイメイ　）
履修年次	１・２・３年次
単位	２単位
授業時間	後期　木曜３限
講義の概要	現代中国法制度を中心に紹介する一方、中国法の原点にも遡り、背景にある中国社会の一般意識や法文化等についても分析する。法制度の全体像を把握する上で、市場経済の導入と共に整備された現行法制度・法秩序を比較法的かつ実証的に考察する。 対アジア法務という観点から、香港、台湾、シンガポール等、アジア諸国と地域の法制度やグローバルビジネス法務等についても講義する。更に、企業活動の国際化に伴う国際紛争管理についても、実例を見ながら、有効な予防策と救済手段を考える。
到達目標	グローバルな視野を養成するとともに、国際商事法務に必要とされる緻密な思考力と総合的な実戦力を身につける。
各回の授業内容	第１回　科目内容紹介 本科目の内容、講義の方針、講義の進め方および成績評価の基準等を説明する。中国法の原点を辿りながら、現代中国法の基本概念および理論の形成と展開を分析し，中国法の伝統的且つ現実的な意義を概説する。 第２回 中国伝統法文化の概説 中国の先史時代から清王朝末に至るまでの数千年の間に形成され、独自に体系付けられた法思想、法規範、法機構、法技術の四つの分野からなる成果を紹介する。 第３回 中国社会主流思想と法文化 中国社会主流思想と法文化の変遷を分析しながら、中国伝統法文化の後世への影響、即ち後世に残るプラスの遺産とマイナスの遺産を考える。 第４回 中国社会と法 現代中国社会とその法体系を概説する。計画経済下の中国社会とその法秩序について紹介する上で、市場経済導入後の、所謂社会主義市場経済下中国社会の現状とその法秩序について重点的に説明する。 第５回 司法裁判制度 中国司法制度の変遷と現状を説明し、参審制度を含む中国の裁判権の行使等について分析する。また、法曹養成を含む司法制度改革等も紹介し、課題や今後の動向を検討する。 第６回 憲法概説 どういった社会経済的背景の下で、いかなるイデオロギーや理念に基づき、中国「憲法」が作られ、また改正されたのかについて説明する。また、中国憲法の特徴的な内容やそれに関する議論等を紹介し、今後の課題と動向も考える。 第７回 刑事法概説 最も中国の伝統法文化を内包する古代刑法と現行刑法の繋がりを分析しながら、膨大な現行中国刑事法体系の形成と展開を詳解する。また、現行刑法の規定内容や頻繁に改正された条文についても紹介する。 第８回 民事法概説 中国民事法の複雑な体系と特徴的な基本原則を紹介するとともに、その立法主旨、立法過程、規定内容について解釈する。更に、民法典整備における難問、課題および今後の立法動向についても分析する。 第９回 商事法概説 中国法における民法、商法、経済法の交錯と論争を紹介する上、商法分野における法整備の状況について講義する。更に、商法の制度設計について、法政策的且

	つ比較法的に検討する。 第１０回　企業法概説 中国企業の類別、特質とその企業社会の構造を紹介する上、中国会社法の基本原則や独特な性格を説明する。更に、法の適用状況や改正会社法の主要な規定内容について、比較法的に分析する。 第１１回　渉外法概説 渉外法制度の枠組みおよび多元的構造を整理した上、中国法における渉外法制度の位置づけや特徴等を分析する。また、グローバル経済における企業の生き方と企業法務の国際化を考える。 第１２回　渉外企業法 中国進出外資系企業の実例を見ながら、国際企業活動や中国ビジネス法務等に関する講義をし、渉外企業法の活用術を検討する。また、最新の渉外企業政策と法改正についても詳しく紹介する。 第１３回　国際商事紛争の救済 国際企業活動は国内企業活動より多種多様なリスクが付いているため、商事紛争やビジネストラブルも多発している。国際商事紛争救済手段について実例で検討し、それぞれの使い方や有効性等を考える。 第１４回　国際商事紛争の予防 国際商事紛争の予防は、国際企業活動の一環として認識されつつあるが、まだ重要視されていない。紛争救済より、その紛争予防策がいかに大事か、有効か、また企業活動と紛争予防のつながりやリスクマネジメントについて講義する。 第１５回　科目内容総括 法化社会では、多様な専門知識や経験をもつ人材が必要とされ、また経済のグローバル化により、人材の活躍する舞台が世界的に広げられた。こうした中、社会にとっての法学教育の意義と自分にとっての法学教育の意義乃至その生かし方を考える。
成績評価の方法	成績は、期末レポートおよび平常点(問題意識や発言点等)により総合的に評価する。評点の配分割合は、期末レポート 50%、平常点 50%。
成績評価の基準	評価のポイント： ①テーマの選択や問題意識→　問題の発見力 ②グローバルな見識→　情報の把握力 ③独創的な考え方→　物事の思考力 ④論述の仕方→　説得力・表現力
準備・事後学習についての具体的な指示	毎回、講義の要点をまとめたレジュメと関連資料等を配布する。 参考文献や法律条文等について、その都度配布する。
教科書・参考文献	事前学習として、本講義と関連のある資料を調べ、問題意識や疑問点を持って、授業に臨むこと。 事後学習として、講義についての質問や感想等を書いてもらい、授業の効果を明らかにすること。 予習・復習については、各一時間ほどの勉強が必要である。
履修条件	特になし。

31. 国際社会と法

授業科目名（カナ）	国際社会と法　　（　コクサイシャカイトホウ　）
担当教員名（カナ）	佐古田　彰　　（　サコタ　アキラ　）
履修年次	１・２・３年次
単位	２単位
授業時間	後期　木曜４限
講義の概要	この授業は、国際社会と法に関わる基本的な事項について教授する。
到達目標	国際法を学部で学んだか全くの初学者であるかを問わず、国際社会を法的に理解するために法曹として必要な基本的な知識を修得することを、目標とする。 この授業を通じて、国際法の基本的な考えを学ぶと共に、日本の法制度が妥当する地理的範囲・事項的範囲の意味を改めて理解してもらいたい。
授業内容	第１講　この授業の方針や国際法に関する基本的資料の説明 第２講　国際社会の法構造（１）実定法の２分類：国際法と国内法 第３講　国際社会の法構造（２）国際法の歴史 第４講　国際社会の法構造（３）現代国際法の特徴 第５講　国際法の基本原則（１）国際法の法源 第６講　国際法の基本原則（２）国際法の主体 第７講　国際法の基本原則（３）国家の基本的権利義務 第８講　国際法の基本原則（４）国家領域の意義 第９講　国際法の基本原則（５）空間の区分 第１０講　国際社会の秩序維持（１）国際裁判所の種類と特徴 第１１講　国際社会の秩序維持（２）国際司法裁判所 第１２講　国際社会の秩序維持（３）武力行使の規制と国連の活動 第１３講　国家管轄権（１）国家管轄権の基本構造 第１４講　国家管轄権（２）外交特権免除と国家免除 第１５講　まとめ
成績評価の方法	各授業における積極的な参加状況（事前の準備や発言など）とレポート・レジュメなどの提出物。 授業における積極的な参加状況（８０％）、提出物（２０％） 試験は課さない。
成績評価の基準	この授業の目標を踏まえ、成績評価の基準として、国際法の基本的な構造や仕組み、国際法制度と日本法制度との類似点・相違点、日本法が妥当する地理的範囲・事項的範囲の意味、の３点についての正確な理解に求めることとする。
準備・事後学習についての具体的な指示	授業は、一方的な講義ではなく、対話方式で行う。授業ごとに事前にしっかりと準備をしておくこと。 それぞれの授業で必要とされる準備・事後学習については、授業で指示する。
教科書・参考文献	岩沢雄司編『国際条約集』有斐閣（または他の出版社の条約集） 中谷和弘ほか『国際法（第３版）』有斐閣アルマ、2016 年
履修条件	学部で国際法の授業を履修したかどうかを問わない。

32. 政治学

授業科目名（カナ）	政治学　　（　セイジガク　）
担当教員名（カナ）	小松　敏弘　（　コマツ　トシヒロ　）
履修年次	１・２・３年次
単位	２単位
授業時間（前後期）	前期　集中講義
講義の概要	先進資本主義国の自由民主主義体制において、政治学が扱う重要な問題として、現代資本主義国家の諸機能、選挙制度、ネオ・コーポラティズム、政党政治などがある。これらの問題を解明し、自由民主主義体制のあるべき姿を模索し、公正で公平な自由民主主義社会を希求し続ける能力を養成したい。 １．選挙制度：わが国は、小選挙区比例代表並立制を採用しているが、小選挙区制、比例代表制のメリット、デメリットを他の資本主義国の例と比較しながら明らかにしたい。 ２．ネオ・コーポラティズム：１９７０年代以降、先進国で採用した政策の決定のしくみであるが、わが国、及び各国の実情について紹介する。 ３．現代資本主義国家の本質・機能：２０世紀後期以降の資本主義国家はさまざまな機能を持つようになってきたと言われているが、それらの機能を解明し、あるべき国家像を模索する。 ４．政党政治：サルトーリの政党制類型（ヘゲモニー政党制、一党優位制、二党制、限定的多党制等）を紹介した上で、二党制の例として、アメリカ、イギリスの政党政治の実像、一党優位制の例として、日本の政党政治の実像を検討する。アメリカについては、共和党と民主党の政策の同質性と異質性について言及する。このアメリカ、イギリス、日本の政党政治に共通するものとして、大きな政府路線と小さな政府路線の対立がある。この二つの路線は現在の先進国の政治を規定する重要なものであり、両路線の功罪についても、検討したい。 ５．先進資本主義国以外の政治についても言及する。
到達目標	１．現代の各国の政治の現実を理解し、理想を探求する力の修得。 ２．政治理論を理解し、それを現実政治へ応用する力の修得。 ３．専門書の内容を理解する力の養成。
各回の授業内容	１．小選挙区制のメリット、デメリットについて。 ２．比例代表制のメリット、デメリットについて。 ３．１９９０～２０１０年代のわが国の選挙制度改革について（ＤＶＤの感想）。 ４．　ネオ・コーポラティズムの定義、種類、役割について。 ５．　ネオ・コーポラティズムの各国の実情、問題点、ならびにミクロ・コーポラティズムについて。 ６．現代資本主義国家の階級抑圧機能と公共的・社会的機能について（ラスキを中心に）。 ７．現代資本主義国家の階級抑圧機能と公共的・社会的機能（逆多元主義）について（マクファースンを中心に）。 ８．現代資本主義国家の階級抑圧機能と公共的・社会的機能（緩和機能）について（ミリバンドを中心に）。 ９．政党制類型について（歴史的事例に関連付けて）。イギリスの１９世紀末からの政党政治の変遷について（ＤＶＤの感想）。 １０．二党制のメリット、デメリットについて（現在のイギリスの保守党、労働党の政治）　。 １１．二党制のメリット、デメリットについて（現在のアメリカの共和党、民主党の政治）：共和党と民主党の政策の同質性、異質性を中心に考察。 １２．日本の１９５５年以降の政党政治について：自由民主党と日本社会党の５５年体制について、２１世紀初頭の今後の日本の政治の目指すべき点について。

	１３．先進資本主義国以外の政治（旧社会主義国）：ソ連型社会主義の政治体制について。戦後の東欧の反ソ連的民主化運動について（ハンガリー動乱、プラハの春）。 １４．先進資本主義国以外の政治（９０年代以降の東欧）： ＥＵ、ＮＡＴＯ、市場経済化をキーワードにして考察。 １５．先進資本主義国以外の政治（発展途上国）。多極共存型デモクラシーなどの先進資本主義国のその他の重要な政治理論について。
成績評価の方法	出席状況を勘案する。定期試験の成績のほか、ＤＶＤの概要・感想の記述も勘案する。出席状況がよくても、定期試験を受けなければ、評価はかなり低いものになる。逆に、出席状況が芳しくなければ（３分の２未満）、定期試験を受けることができず、不合格になる。私語・居眠りは減点の対象になる。必要に応じて、学生諸子に教科書を読んでもらうことがある。定期試験が６割５分、ＤＶＤの概要・感想記述が２割、平常点が１割５分（教科書を読んでもらい、その内容の理解度の確認）という割合で評価する。
成績評価の基準	成績評価基準は、到達目標の達成度による。特に、各国の政治の現実を理解し、その現実に基づいた政治理論を十分に理解できているかどうかで評価する。詳細は学習達成度確認表を参照のこと。
準備・事後学習についての具体的な指示	講義では、教科書、プリント、板書を中心に進めていく。集中講義であるので、予習よりも復習に力点を置いた方がよいが、強いていえば、予めネットで、アメリカ、イギリス、日本の政党政治を検索し、多少イメージを持ってもらう程度で構わない。講義後、不明な点があれば、講義内容の詳細は教科書に記載されているので、復習の際に教科書を熟読するとともに、講義終了後、質問をしてもらっても構わない。
教科書・参考文献	教 科 書：小松敏弘『現代世界と民主的変革の政治学』昭和堂 参考文献：小松敏弘『グローバル資本主義の政治学』泉文堂
履修条件	特になし。

学習達成度確認表（成績評価基準）

確認(評価)項目	60点台レベル (改善が必要)	70点台レベル (もう少し努力が必要)	80点台レベル (目標達成)	90点以上レベル (すばらしい)	評価の割合
現代の各国の政治の現実を理解し、理想を探求する力。 政治理論を理解し、それを現実政治へ応用する力。 各国および日本の地域社会が抱える課題を認識し、再生のための基礎を理解する力。	現代の各国の政治の現実と理想の双方の探求、政治理論の理解とそれの現実政治への応用、各国および日本の地域社会が抱える課題の認識と再生のための基礎の理解。以上に関する定期試験の問題を５割弱正解できる。	現代の各国の政治の現実と理想の双方の探求、政治理論の理解とそれの現実政治への応用、各国および日本の地域社会が抱える課題の認識と再生のための基礎の理解。以上に関する定期試験の問題を６割弱正解できる。	現代の各国の政治の現実と理想の双方の探求、政治理論の理解とそれの現実政治への応用、各国および日本の地域社会が抱える課題の認識と再生のための基礎の理解。以上に関する定期試験の問題を８割正解できる。	現代の各国の政治の現実と理想の双方の探求、政治理論の理解とそれの現実政治への応用、各国および日本の地域社会が抱える課題の認識と再生のための基礎の理解。以上に関する定期試験の問題を９割正解できる。	65%
レポート作成力	授業中放映したビデオ、ＤＶＤの内容のポイントを５割弱まとめることができる。	授業中放映したビデオ、ＤＶＤの内容のポイントを６割程度まとめることができる文章力を持っている。	授業中放映したビデオ、ＤＶＤの内容のポイントを８割程度まとめることができる文章力を持っている。	授業中放映したビデオ、ＤＶＤの内容のポイントを完璧にまとめることができる文章力を持っている。	20%
専門書の理解	授業回数の３分の２以上出席した上で、専門書(教科書)の内容の理解が５割程度である。	授業回数の３分の２以上出席した上で、専門書(教科書)の内容の理解が６割程度である。	出席回数が完璧である上に、専門書（教科書）の内容の理解が８割程度である。	出席回数が完璧である上に、専門書（教科書）の内容の理解が９割程度である。	15%

33. キリスト教倫理

授業科目名（カナ）	キリスト教倫理　　（　キリストキョウリンリ　）
担当教員名（カナ）	片山　寛　　（　カタヤマ　ヒロシ　）
履修年次	１・２・３年次
単位	２単位
授業時間	後期　金曜５限
講義の概要	法とキリスト教倫理の関係について講じる。 キリスト教の歴史とその思想の成立、さらにそれと不可分な倫理学の基礎を学ぶ。キリスト教的倫理は、歴史的に考えれば「法学」の基礎でもあったことが、西欧中世の社会と思想を紹介する中で講義される。近代において両者は切り離されたが、法学が倫理学的な故郷を喪失して実定法を運用する単なる技術となるならば、それは多くの問題をひきおこす。 講義の後半では、現代における倫理的な問題を取り上げ、レポートを書いてもらうとともに、それについてキリスト教倫理学の立場から論じる。
到達目標	実務的に有能な法律家を養成することが法科大学院設立の目標なのであるが、実務的有能さの基礎には、しっかりした倫理が必要である。倫理的判断能力の基礎を身につけることが、到達目標である。
各回の授業内容	第１回　西南学院とキリスト教 西南学院の歴史と、その中でキリスト教が果たした役割を学ぶ。講義と結びついて、小さなキャンパス・ツアーを考えている。 第２回　倫理と法 法科大学院の設立目的のひとつとして、受験技術に習熟するだけでなく、しっかりした倫理を有する法曹を養成するということがある。倫理と法的正義の関係について、法学者 Carl Schmitt と Hans Kelsen の対立から学ぶ。 第３回　倫理と法（２） 第二次大戦中のドイツから、全権委任法が制定された経緯、ニュルンベルク法によってユダヤ人への人権侵害が行われた歴史を学ぶ。法的正義は実定法だけによっては不完全である。しかし単純な自然法主義にも危険がある。 第４回　キリスト教と法 西欧における法の歴史的源泉として、ローマ法と教会法があること。この二つの法に対応するものとして、近代法には刑法と民法がある。元来それは国家と教会という二つの権力・権威が併存する状況から生まれたのである。 第５回　自然法思想とキリスト教倫理 実定法主義（法実証主義）の源泉を、Jeremy Bentham や John Stuart Mill との関係で学ぶ。法は倫理の支配下にあるのではないが、両者はつながりを持っていること。 第６回　トマス・アクィナスと「自然法」 トマスの「自然法」の４つの規定について学び、自然法思想の中にある、正義の存在のありようについて考える。ここでの結論は、「正義」はある意味で、終末論的に存在するということである。 第７回　キリスト教とは何か キリスト教思想は、その成立事情を忠実に反映していること。つまりユダヤ教の三つの教え、唯一神論、契約思想、終末論に、キリスト教はイエス・キリストへの信仰を付け加えたものである。 第８回　キリスト教の歴史 簡単なキリスト教史。最初の 250 年間の迫害時代と、その後のキリスト教ローマ帝国の時代が、言い換えれば「復活祭」と「クリスマス」が、キリスト教の歴史である。 第９回　キリスト教の歴史（２）

	キリスト教中世の光と暗闇の両方から、近代という時代は生まれてきた。近代において政教分離が原則となったことの大事な意味。近代の素晴らしさとその限界、ポストモダンと言われるこれからの時代を考える。 第 10 回　具体的課題の検討（1） 法は国家を裁けるか（1）ナチズムによる「国家の犯罪」を導入にして、「国民の共同犯罪」について考える。 第 11 回　具体的課題の検討（2） 法は国家を裁けるか（2）　国際法廷の問題、法は法自身を裁けるか。誰がどのように、何に基づいて裁くのか。 第 12 回　具体的課題の検討（3） 貧困の問題（1）　貧富の格差の拡大、その構造を考える。キリスト教倫理が歴史的に果たした格差是正効果を、近代の諸制度はどのような形で代替してきたのか、そして代替し損なったのかを考える。 第 13 回　具体的課題の検討（4） 貧困の問題（2）　奨学金制度を題材にして、貧富の是正のために作られた制度が、かえって格差拡大の一因にもなりうることを学ぶ。法はそれを運用する人々の精神（倫理）によってよくも悪くもなりうる。 第 14 回　具体的課題の検討（5） 教育問題について（1）　教育現場で起こっている様々のこと。「人権」という言葉の恣意的な使われ方。 第 15 回　具体的課題の検討（6） 教育問題について（2）　教育権は誰にあるのか。歴史の中でそれはどのように考えられてきたか。
成績評価の方法	宿題レポート（3回）の評点の平均で成績をつける。欠席は減点（－2 点）、授業の出席が３分の２を下回ったときは、失格とする。
成績評価の基準	法学よりも（キリスト教）倫理学の視点で、どのように主題について考え、相談者に対して親切に、その立場に配慮しつつ助言しているかを判断基準とする。
準備･事後学習についての具体的な指示	授業中に配布する資料を読んで、講義に臨むこと。文献を調べるのみならず、主題について自分の頭で考えることが要求される。
教科書・参考文献	教科書はない。参考文献は、適宜授業の中で紹介する
履修条件	欠席は５回以内。講義中の退席は欠席と見做す。

34. 税法

授業科目名（カナ）	税法　　（　ゼイホウ　）
担当教員名（カナ）	倉見　智亮　（　クラミ　トモアキ　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	後期　金曜２限
講義の概要	本講義においては、税法の基礎理論、所得税法及び租税手続法に関する条文の内容及び裁判例の動向を把握するため、裁判例の検討を行う。講義の進め方としては、後掲教科書のスタンダード所得税法の該当箇所を通読した上で、ケースブックの該当箇所にある Note & Question について事前に解答を作成してきた上で、講義内では Note & Question に掲げられている各課題についてディスカッションを行う。
到達目標	税法の基礎理論、所得税法及び租税手続法について正しい理解を身につけるとともに、事例分析の前提となる条文読解能力及び裁判例の分析能力を身に付けることを目標とする。
各回の授業内容	**第１回　ガイダンス** 本演習全体を通じて必要となる基礎知識（税法の基本原則、税法の解釈方法など）及び事例分析の基本姿勢について講義する。 **第２回　「所得」概念** 所得税の課税対象である「所得」という概念について、理論及び関連条文を確認した上で、関連裁判例の検討を行う。 **第３回　利子所得・配当所得** 利子所得・配当所得の意義・範囲・所得金額の計算方法・課税方法について、理論及び関連条文を確認した上で、関連裁判例の検討を行う。 **第４回　譲渡所得の意義** 譲渡所得の意義について、理論及び関連条文を確認した上で、関連裁判例の検討を行う。 **第５回　譲渡所得の計算構造** 譲渡所得の計算構造について、理論及び関連条文を確認した上で、関連裁判例の検討を行う。 **第６回　無償譲渡・低額譲渡・転々譲渡** 無償譲渡・低額譲渡・転々譲渡の課税上の取扱いについて、理論及び関連条文を確認した上で、関連裁判例の検討を行う。 **第７回　給与所得** 給与所得の意義・範囲・所得金額の計算方法・課税方法について、理論及び関連条文を確認した上で、関連裁判例の検討を行う。 **第８回　退職所得** 退職所得の意義・範囲・所得金額の計算方法・課税方法について、理論及び関連条文を確認した上で、関連裁判例の検討を行う。 **第９回　事業関連性所得等** 事業関連性所得（事業所得、不動産所得、山林所得、雑所得）及び偶発的所得（一時所得）の意義・範囲・所得金額の計算方法・課税方法について、理論及び関連条文を確認した上で、関連裁判例の検討を行う。 **第 10 回　収入金額及びその年度帰属** 所得税法において重要な概念の一つである「収入金額」概念及びその年度帰属について、理論及び関連条文を確認した上で、関連裁判例の検討を行う。 **第 11 回　必要経費及びその年度帰属** 所得税法において重要な概念の一つである「必要経費」概念及びその年度帰属について、理論及び関連条文を確認した上で、関連裁判例の検討を行う。 **第 12 回　課税単位・所得の人的帰属**

	課税単位及びその人的帰属について、理論及び関連条文を確認した上で、関連裁判例の検討を行う。 **第 13 回　損失の取扱い** 損失の取扱い（損益通算、純損失の繰越し・繰戻し、雑損控除など）について、理論及び関連条文を確認した上で、関連裁判例の検討を行う。 **第 14 回　所得控除** 各種所得控除について、理論及び関連条文を確認した上で、関連裁判例の検討を行う。 **第 15 回　租税手続法** 租税手続法の基本構造について、理論及び条文に触れながら講義する。
成績評価の方法	平常点とレポート課題の得点の合計により成績を評価する。 平常点（最高 50 点）及びレポート課題の得点（最高 50 点）の合計点を基準として成績を評価する。平常点は、事前学習の完成度、発言内容、講義への取組の積極性などを勘案して、調整する。 なお、講義の出席回数が 3 分の 2 に満たない場合、レポートの提出を受け付けない。
成績評価の基準	レポート課題については、上記の「到達目標」に示した各能力を修得しているか否かを基準として採点する。
準備・事後学習についての具体的な指示	各回の事前学習の範囲及び方法については、ガイダンスにおいて伝える。演習内容についての理解をより深めるため、講義後に「教科書・参考文献」欄に示す基本文献を通読し、あるいは本演習において扱いきれなかった裁判例について判例集を用いて受講者独自で検討することを勧める。
教科書・参考文献	【使用する教科書】 佐藤英明『スタンダード所得税法』（弘文堂）の最新版 金子宏ほか編『ケースブック租税法（第 5 版）』（弘文堂、2017 年） 【判例集】 中里実ほか編『租税判例百選（第 6 版）』（有斐閣、2016 年） 日本税務研究センター『最新租税基本判例 70』（税研 208 号） （日本税務研究センター、2019 年） 【参考書】＊改訂時期に注意 金子宏『租税法』（弘文堂）の最新版 谷口勢津夫『税法基本講義』（弘文堂）の最新版 木山泰嗣『租税法重要「規範」ノート』（弘文堂、2011 年）
履修条件	特になし

35. 税法演習

授業科目名（カナ）	税法演習　　（　ゼイホウエンシュウ　）
担当教員名（カナ）	倉見　智亮　　（　クラミ　トモアキ　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	前期　金曜４限
講義の概要	本演習においては、所得税法、法人税法及び国税通則法の基本論点に関連する裁判例、仮想事例、司法試験の過去問などを素材として、事例分析を行う。講義の進め方としては、各回の講義の冒頭で、取り扱う論点に関連する条文について、立法趣旨や解釈論上問題となりうる規定箇所を予め確認した後、受講者との質疑応答を通じた事例分析に移る。
到達目標	課税制度の構造及び立法趣旨について正しい知識を身に付けるとともに、問題となっている事例の論点を的確に抽出し、その論点について複数の異なる論理構成及び結論が成り立ちうることを理解した上で、結果の妥当性にも注意しながら、自己の見解を説得力かつ整合性のある理由づけによって説明することができるようになることが、本演習の到達目標である。
各回の授業内容	**第１回　ガイダンス** 本演習全体を通じて必要となる基礎知識（税法の基本原則、税法の解釈方法、租税確定手続の基本構造など）及び事例分析の基本姿勢について講義する。 **第２回　「所得」概念・「収入金額（総収入金額）」概念** 所得税法における最も基本的かつ重要な「所得」概念及び「収入金額」概念について、理論及び関連条文を確認した上で、関連事例を分析する。 **第３回　勤労性所得（１）給与所得・退職所得** 給与所得及び退職所得の意義・範囲・所得金額の計算方法・課税方法について、立法趣旨に言及しながら条文に沿って解説した上で、関連事例を分析する。特に、給与所得の範囲（フリンジ・ベネフィットなど）に関連する事例及び給与所得と退職所得との峻別が問題となる事例を分析する。 **第４回　勤労性所得（２）給与所得・退職所得** 前回の講義に引き続き、給与所得と他の所得区分（事業所得・一時所得・雑所得）との峻別が問題となる事例を分析する。 **第５回　事業関連所得（１）事業所得・山林所得・不動産所得・雑所得** 事業所得、山林所得及び不動産所得及び雑所得の意義・範囲・所得金額の計算方法・課税方法について、立法趣旨に言及しながら条文に沿って解説した上で、事業関連所得間の峻別が問題となる事例を分析する。 **第６回　事業関連所得（２）事業所得・山林所得・不動産所得・雑所得** 事業関連所得にのみ適用される特別の規定について整理・解説した上で、これらの規定の適用をめぐる事例を分析する。 **第７回　「必要経費」概念・損失の取扱い** 事業関連所得の所得計算において重要な位置付けにある「必要経費」概念の意義と範囲（家事費・家事関連費など）及び損失の取扱いについて、法人税法における取扱いとの異同にも言及しながら解説した上で、これらの規定の適用をめぐる事例を分析する。 **第８回　資産性所得（１）利子所得・配当所得** 利子所得・配当所得の意義・範囲・所得金額の計算方法・課税方法について、立法趣旨に言及しながら条文に沿って解説した上で、とりわけ利子所得及び配当所得の範囲をめぐる事例を分析する。 **第９回　資産性所得（２）譲渡所得** 譲渡所得の意義・範囲・所得金額の計算方法・課税方法について、立法趣旨に言及しながら条文に沿って解説した上で、とりわけ譲渡所得の計算方法をめぐる事例を

	分析する。 **第 10 回　資産性所得（３）譲渡所得** 　資産の非正常取引（無償又は著しく低い価額の対価による取引）及び交換取引に対して適用される特別な規定の適用関係をめぐる事例を分析する。 **第 11 回　偶発性所得** 　一時所得の意義・範囲・所得金額の計算方法・課税方法について、立法趣旨に言及しながら条文に沿って解説した上で、一時所得と雑所得との峻別が問題となる事例を分析する。 **第 12 回　源泉徴収** 　所得税法において重要な機能を果たす源泉徴収制度について、その基本理念及び源泉徴収対象となる収入の範囲などについて解説した上で、源泉徴収に関する規定の適用関係をめぐる事例を分析する。 **第 13 回　法人税法の所得計算構造** 　法人税法の所得計算構造について解説した上で、とりわけ法人税法 22 条の適用関係をめぐる事例を分析する。 **第 14 回　法人税法における別段の定め** 　法人税法における別段の定め（とりわけ損金不算入項目）について解説した上で、それらの規定の適用関係をめぐる事例を分析する。 **第 15 回　収入・収益、売上原価、費用及び損失の年度帰属** 　所得税法及び法人税法に共通して重要な理論的問題となる、収入・収益、売上原価、費用及び損失の年度帰属について、所得税法と法人税法との間における判定基準の異同に注意しながら、権利確定主義、管理支配基準、実現主義、費用収益対応の原則（直接対応及び期間対応）、債務確定主義などについて解説した上で、その適用関係をめぐる事例を分析する。
成績評価の方法	平常点とレポート課題の得点の合計により成績を評価する。 　平常点（最高 40 点）及びレポート課題の得点（最高 60 点）の合計点を基準として成績を評価する。平常点は、発言内容、講義への取組の積極性などを勘案して、調整する。 　なお、講義の出席回数が 3 分の 2 に満たない場合、レポートの提出を受け付けない。
成績評価の基準	レポート課題については、論点抽出、適用条文の指摘、制度の理解が的確になされているか、論理構成に矛盾がなく、理由づけが立法趣旨や制度の特徴を踏まえた説得力かつ整合性のあるものになっているか、結論に至る文章構成が効果的なものとなっているかを基準として採点する。
準備・事後学習についての具体的な指示	各回の演習内容についての理解をより深めるため、講義後に「教科書・参考文献」欄に示す基本文献を通読し、あるいは本演習において扱いきれなかった裁判例について判例集を用いて受講者独自で検討することを勧める。
教科書・参考文献	各講義においてレジュメを配布するので、事前に教科書等を購入する必要はない。もっとも、事後学習との関係において有益な判例集及び参考書として、以下のようなものがある。 【教科書】 　指定なし 【判例集】 　金子宏ほか編『ケースブック租税法（第 5 版）』（弘文堂、2017 年） 　中里実ほか編『租税判例百選（第 6 版）』（有斐閣、2016 年） 　日本税務研究センター『最新租税基本判例 70』（税研 208 号） 　（日本税務研究センター、2019 年） 　中村宏昭＝三木義一編『演習ノート租税法』（法学書院、2013 年） 【参考書】＊改訂時期に注意 　金子宏『租税法』（弘文堂）の最新版 　佐藤英明『スタンダード所得税法』（弘文堂）の最新版 　谷口勢津夫『税法基本講義』（弘文堂）の最新版 　木山泰嗣『租税法重要「規範」ノート』（弘文堂、2011 年）
履修条件	「税法」（２・３年次）の単位を修得していることを原則とする。

36. 地方自治法

授業科目名（カナ）	地方自治法　　（　チホウジチホウ　）
担当教員名（カナ）	小林　博志　　（　コバヤシ　ヒロシ　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	後期　木曜５限
講義の概要	地方自治に関する法制度の原理と仕組みを理解し、地方公共団体の活動に関する法的問題とくに紛争を検討し、それらを解決する能力を養成することを目的とする。そのため、各講義毎に重要な判例を一つ選んで検討する。
到達目標	地方自治に関する紛争等の法的諸問題について、事案の的確な把握と事実の認定を行い、関係する実定法の正確な解釈と法的判断を加え、正しい解決方法を導き出せる水準に到達することを目標とする。
各回の授業内容	第１回　地方自治の法制度と地方分権改革 地方自治に関する憲法の規定、地方自治法を中心とする地方自治に関する実定法を概観し、地方自治に関する法制度の内容と意義を確認する。そして、2000 年の地方分権改革の内容と意義も確認する。判例：憲法上の地方公共団体とは 第２回　地方自治を担う地方公共団体とその他の組織 普通地方公共団体、特別地方公共団体そして公社や第三セクターなどの組織を概観し、それらの意義と役割を解説する。判例：第三セクターに対する補償 第３回　都道府県と市町村、その相互関係 最初に、統治団体や事業団体として都道府県や市町村を概観し、そして統治団体としての自主立法権、自主財政権、自主行政権及び自主組織権を解説し、さらに、都道府県と市町村との関係を解説する。判例：権限の移譲条例 第４回　自治体と国の関与 法定受託事務と自治事務との違いを解説し、次に、地方自治に対する国の関与の意義と範囲を解説し、違法な関与に対する自治体の救済を考える。判例：日田サテライト訴訟 第５回　住民の戸籍、住民票と参政権 住民の概念の住所の意義、そして戸籍と住民票との関係を整理し、次に住民が有する選挙権や被選挙権を解説し、住民自治の意義と範囲を考察する。判例：ホームレスの住所 第６回　中間テスト及び解説　住民団体と住民監査請求 自治会などの住民団体について概観する。判例：自治会の法的性格と退会 そして、第１回から第６回までについて、テストを行う。 第７回　直接請求制度 直接請求としての条例の制定、住民投票制度を概観し、その意義や要件などを検討する。判例：解職請求代表者の資格制限 第８回　議会 二元代表制を確認し、議会の構成と権能を解説する。さらに、議会の執行機関に対する監視機能を検討する。判例：議会の必要的議決事件とその潜脱の要件 第９回　執行機関 首長制、執行機関の多元制を概観し、長や副知事、委員会などの権限について解説する。そして、執行機関法定主義と付属機関条例主義の意義についても解説する。判例：専決における監督と責任 第 10 回　議会と執行機関との関係 首長制による、議会と首長の関係との関係、長の再議決権、議会の不信任議決、長の専決処分の意義と要件、制約について解説する。判例：応訴した訴訟事件の和解を知事の専決とする議会の議決の適法性

	第 11 回　条例の制定の範囲 地方自治体の自主立法権を概観し、自治体の自主立法権について、法律上の制約を検討し、とりわけ、法律と条例との関係を検討する。さらに、第二次分権改革で出された義務付け、枠づけの廃止、さらに、神奈川県臨時特例企業税事件解説する。 判例：徳島市公安条例事件 第 12 回　公の施設に関する諸問題 自治体が住民に提供する、公園や公民館などの施設について概観し、そして、民営化として導入された指定管理者制度についても解説する。判例：公営住宅の使用関係 第 13 回　自治体の情報公開 自治体における情報公開制度を概観し、現在の問題点を検討する。その場合、国の情報公開法、行政個人情報保護法と公文書管理法の 3 者の関係を前提にして理解する。そして、情報公開に関する主要な判例を検討する。判例：公務員個人の情報の開示 第 14 回　個人情報の保護 自治体における個人情報保護制度を概観し、現在の問題点を検討する。もちろん、最近改正法で導入された加工情報の利用についても言及する。そして、個人情報の保護制度に関する主要な判例を検討する。判例：指導要録の開示請求 第 15 回　住民訴訟 住民訴訟の要件などを概観する。そして、住民訴訟で争点となっている、監査請求期間の遵守、弁護士費用の請求及び損害賠償請求権などの放棄を解説する。 判例：損害賠償請求権の放棄
成績評価の方法	中間試験　30 点、期末試験　70 点で評価する。 授業の出席が 3 分の 2 に満たない場合は期末試験の受験を認めない。 再試験は行わない。
成績評価の基準	①　中間試験：基礎的概念を理解しているか。 問題の論点把握の正確さが身に付いているか。 正確な知識や理解が身に付いているか。 論述の論理的整合性が身に付いているか。 ②　定期試験：基礎的概念を理解しているか。 正確な知識や理解が身に付いているか。 問題の論点把握の正確さが身に付いているか。 判例及び学説を理解しているか。 論述の論理的整合性が身に付いているか。 文章作成能力はあるか。 具体的事例への適用能力はあるか。
準備・事後学習についての具体的な指示	各回の講義内容について、予習すべき教科書の該当箇所、取り上げる判例については、予め指示する。
教科書・参考文献	教科書：宇賀克也『地方自治法概説（第 8 版）』（有斐閣、2019 年） 参考文献：磯部力ほか編『地方自治判例百選（第 4 版）』（有斐閣、2017 年） その他、講義において適宜指示する。
履修条件	「統治の基本構造」、「基本的事件の基礎」及び「法と行政活動」を履修していること。

37. 消費者問題

授業科目名（カナ）	消費者問題　　（　ショウヒシャモンダイ　）
担当教員名（カナ）	大庭　康裕　　（　オオバ　ヤスヒロ　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	前期　水曜４限・５限（隔週開講）
講義の概要	消費者法は常に発展途上の学問である。現代社会においては様々な消費者問題が、日々生起しており、新たな問題については、従来の消費者保護法、民事法、これまでの判例や解釈論などでは、十分に対処できない場合が多々出てくる。その場合でも、適切な解決のために、既存の消費者保護法の趣旨や、民事法の趣旨をくみ取って新たな理論を提起し、その理論を裁判例で認めさせ、それを前提にして法改正を勝ち取るというのがこれまでの消費者法の発展の歴史であった。これまでに消費者法はかなり整備されてきたが、なお、解決困難な事例が数多く発生してきており、これからも、引き続き新たな理論を構築して、判例、法改正などに昇華させていく不断の努力が続けられるであろう。 また、平成２９年５月２６日に民法の一部を改正する法律が成立したが（法務省ホームページ等参照）、今までの消費者法の流れが民法を改正させる契機になっていることも否定できない。このことからも判るように、消費者法の理解は、法律家にとって必須である。現在では、法律家にとっては民法の理解だけでは不十分であり、民法の理解だけでは現実の問題解決は図れないことが多い。 本講義では、多岐にわたる消費者問題と、それに対応する各種の消費者保護のための法律の全体像を、実際に起きた消費者被害事件の映像も交えて、概観する。
到達目標	本講義では、「消費者」保護の観点から消費者関連法を広く理解してもらうと同時に、その法制度や法的技術、法理論を機能的に活用することによって、これから発生すると思われる各種の消費者問題を解決していくための指針を獲得してもらいたい。 そして、実務家として、事例を中心にして具体的に問題をどう考えていくかを学んでもらいたい。 そのため、法律家を目指すロースクールの学生として、最低限の知識を持って社会に羽ばたいてもらうための頭の中の「引き出し」の作製が、本講義の到達目標である。 なお、消費者問題は扱う事件の幅が広いだけでなく、前述したとおり発展途上の学問であり、常に新しい問題が発生している（例えば、最近の話題としてはビットコインなどのいわゆる仮想通貨の出現と、それに伴う新たな被害などは、おそらく皆さんもご存じだと思う）。そこで、シラバスに記載した内容を全部扱うとは限らないし、シラバスに記載していない問題を扱うこともあり得るので、その点は了承されたい。 ただ、①消費者契約法、②特定商取引法、③割賦販売法の基本は重要なので一通り押さえたいと思っている。
各回の授業内容	**１．消費者問題と消費者法** (1) これまでの消費者問題の系譜と弁護士経験２０年で扱った消費者問題（多重債務問題、商工ローン問題、ヤミ金被害、アイディック事件、その他） (2) 消費者・消費者問題と消費者法 (3) 消費者及び消費者問題の特性 企業と消費者との非対称性、交渉力の格差 事前規制から事後救済の流れ 行政規制、競争秩序維持、民事規制 事後救済のみでは不十分 少額多数被害、生命身体の安全の問題など

	(4) 消費者政策と消費者法 消費者法の体系 消費者基本法の理念と基本施策 各種業法、消費者契約法、製造物責任法、利息制限法、 特定商取引法、割賦販売法、金融商品取引法、先物取引法、 貸金業規制法 (5) 消費者行政の一元化 (6) 講義の進め方
	2．消費者契約の過程Ⅰ　－　契約の成立と意思表示の瑕疵 (1) 消費者被害救済の法理 (2) 契約の成否 (3) 意思表示の瑕疵（錯誤・詐欺） (4) 交渉力の不均衡 交渉力の不均衡を解消する制度 (5) 事例検討
	3．消費者契約の過程Ⅱ　－　契約内容と効力 (1) 契約内容の適正 (2) 内容の適正（履行の段階での内容の妥当性） ① 履行の段階での内容の妥当性 ② 信義則による契約履行段階における妥当性確保 (3) 内容の適正（約款規制） ① 約款規制 ② 約款の内容と効力の適正 (4) 事例検討
	4．消費者契約法 (1) 消費者契約法の制定と改正の経緯 (2) 消費者契約法の立法目的 (3) 消費者契約法の適用範囲 (4) 事業者の情報提供努力義務 (5) 誤認による意思表示の取消 (6) 困惑による意思表示の取消 (7) 取消の効果 (8) 取消権の行使期間 (9) 媒介の委託を受けた第三者による勧誘 (10)不当条項の無効 (11)消費者団体訴訟制度 (12)事例検討
	5．特定商取引法Ⅰ (1) 特定商取引法の制定と改正の経緯 (2) 特定商取引法の立法目的 (3) 特定商取引法の適用対象と基本構造 (4) クーリング・オフ (5) 取消権 (6) 中途解約権 (7) 事例検討
	6．特定商取引法Ⅱ (1) 各取引類型に対する特定商取引法による規制の概要 (2) 訪問販売 (3) 電話勧誘販売 (4) 通信販売 (5) 連鎖販売取引 (6) 特定継続的役務提供 (7) 業務提供誘引販売取引 (8) ネガティブ・オプション (9) 事例検討

	７．割賦販売法 (1) 割賦販売法の制定と改正の経緯 (2) 割賦販売法の立法目的 (3) 割賦販売法の適用範囲 (4) クレジット被害の実態と背景 (5) 割賦販売法の適用対象 (6) クーリング・オフ (7) 過量販売解除 (8) 不実の告知等取消 (9) 抗弁の対抗 (10) 事例検討
	８．消費者取引と不法行為 (1) 消費者取引における不法行為責任の機能 (2) 不法行為責任の意義 (3) 不法行為の要件と取引型不法行為の特徴 (4) 過失相殺 (5) 消費者取引における不法行為訴訟の現状と課題 (6) 事例検討
	９．金融商品と消費者 (1) 金融商品取引の被害と救済の実情 (2) 投資家保護法理 ① 説明義務と情報提供義務 ② 適合性原則 ③ 誠実公正義務、忠実義務 ④ 市場の公正 ⑤ 適合性原則と説明義務の関係 (3) 民事ルール ① 民事ルールの概要 ② 金融商品販売法（金融商品の販売等に関する法律） ③ 消費者契約法 ④ 保険法 (4) 業法 ① 金融商品取引法 ② 投資信託、法人法 ③ 銀行法 ④ 保険業法 (5) 民法、金融商品販売法、消費者契約法、各業法の関係と選択 (6) 事例検討
	１０．先物取引被害救済 (1) 先物取引とは (2) 先物取引の基礎的理解のために (3) 先物取引被害の本質 (4) 先物取引の危険性 (5) 商品取引員の義務 (6) 業者の義務違反、違法性主張の根拠 (7) 無意味な反復売買の主張・立証（特定売買） (8) 新規委託者保護義務違反についての理解の仕方 (9) 両建てについての理解 (10) 平成１６年商品取引所法改正の概要 (11) 事例検討
	１１．製造物責任法 (1) 製造物責任法の制定の経緯と内容 (2) 製造物責任法の構成 (3) 条文・用語の解説 (4) 欠陥製品に関する紛争の現状と問題点

	(5) 現状でどう立証するか (6) 事例検討
	１２．住宅と消費者 (1) 欠陥住宅問題の実情 欠陥住宅被害の状況 欠陥住宅を生み出す要因 紛争解決の困難性 (2) 住宅取得の形態と法制度 住宅取得の形態 住宅建築に関する法制度 (3) 欠陥住宅訴訟の特質 (4) 紛争解決手続 (5) 事例検討
	１３．消費者信用と多重債務Ⅰ (1) 多重債務問題の現状と背景 (2) 深刻化する多重債務問題とその原因 (3) 債務者の位置付け＝「被害者」としての債務者 (4) 多重債務問題をめぐる諸法令 ① 貸金業法による規制 ② 利息をめぐる法規制 ａ）利息制限法による制限利率 ｂ）出資法における制限利率と利息制限法との関係 ｃ）改正前貸金業法４３条の「みなし弁済」の成立について － いわゆる「グレーゾーン」金利について (5) 改正出資法および貸金業法における金利規制の内容
	１４．消費者信用と多重債務Ⅱ － 多重債務問題処理の手続 (1) 多重債務事件の処理方法 (2) 手続の選択 ① 任意整理手続 ② 自己破産 ③ 個人再生手続 ④ 特定調停手続 (3) 個人信用情報 (4) 多重債務に関する諸問題 商工ローン問題 ヤミ金融 保証問題 (5) 多重債務問題から貧困問題解決に向けて
	１５．宗教トラブルと消費者被害 (1) 宗教トラブルの実態と背景 (2) 検討されるべき法理論 (3) 宗教トラブルへの対処のあり方 (4) 事例検討
成績評価の方法	レポートの提出（１回）及び出席状況や授業中における質問への反応、授業中の発言を参考にします。評価はレポート６割で出席状況や授業中の発言等が４割です（去年までの評価方法を変更しています）。
成績評価の基準	講義で習得した「消費者」保護を目的とする消費者関連法の枠組み・法理論を前提として、それが具体的事例にどのように適用され、消費者被害の救済に役立てられているかの理解度を成績評価の基準とする。
準備・事後学習についての具体的な指示	民法を十分習得し講義に望むこと。講義内容は、消費者法についての入門的・基礎的なものにする。
教科書・参考文献	① 消費者法講義第４版、日本弁護士連合会編　日本評論社 ② 消費者事件実務マニュアル〔補訂版〕―被害救済の実務と書式― 福岡県弁護士会消費者委員会編　民事法研究会

	③　消費者法実務ハンドブック―消費者契約法　特定商取引法　割賦販売法の実務と書式　　安達敏夫　吉川樹士　日本加除出版 ※使用するテキストは③を考えていますので、とりあえず③をご準備ください。①と②は参考書として扱います。
履修条件	特になし

38. 金融法

授業科目名（カナ）	金融法　　（　キンユウホウ　）
担当教員名（カナ）	横尾　　亘　　（　ヨコオ　ワタル　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	後期　金曜３限
講義の概要	金融法の講義が対象とするのは、主として銀行法・金融商品取引法等となる。予め配信されたレジュメにしたがって解説を加える。銀行・証券および消費者金融に関する法的紛争は絶えず、金融に関する一般知識は法曹に不可欠と考えられるため、金融法の講義でこれらについて得ることは諸君にとって有益であると考える。また，銀行取引による貸出取引においては、証書貸付と並んで手形貸付・手形割引が利用されていることなどに鑑み，手形についても触れる。
到達目標	本講義は、金融の仕組み、わが国の金融制度、さらに金融と法との関わり、すなわち金融組織法ないし金融規制法の現状と問題点、及び民商法の応用分野である金融取引法について理解を深め、金融に関する法的問題についての解決能力を養成することを目的とする。
各回の授業内容	１．金融法の意義、直接金融と間接金融 ２．直接金融と金融商品取引法 ３．金融商品取引法と投資者保護 ４．発行開示 ５．継続開示 ６．金融商品取引法等による業法規制 ７．間接金融と銀行法による規制（１） ８．間接金融と銀行法による規制（２） ９．預金取引（１） 10．預金取引（２） 11．貸出取引 12．金融取引における手形の利用 13．手形割引 14．代理人による手形行為と無権代理、手形の偽造・変造 15．手形の流通と手形抗弁 （上記は一応の予定であり、変更の可能性がある。）
成績評価の方法	期末試験の成績（100 点満点）によって評価する。毎回、出席をとり、欠席は１回につき１点を減点する。なお、再試験については行わない。
成績評価の基準	①金融商品取引法の意義について理解しているか、②銀行法の意義について理解しているか、③貸出取引における手形の利用方法について理解しているか。
準備・事後学習についての具体的な指示	予めレジュメを配信するので、目を通した上で授業に持参すること。
教科書・参考文献	教科書：教科書は特に指定せず、レジュメを配信する。 参考書：①近藤光男ほか『基礎から学べる金融商品取引法』（弘文堂）②黒沼悦郎『金融商品取引法入門〈第３版〉』（日経文庫）③福井修『金融取引法入門』（金融財政事情研究会）④西尾信一『金融取引法（第２版）』（法律文化社）⑤階猛ほか『銀行の法律知識（第２版）』（日経文庫）⑥西村総合法律事務所編『ファイナンス法大全（上）』（商事法務）⑦川口恭弘『現代の金融機関と法［第４版］』（中央経済社）等。
履修条件	とくにないが、民法についての知識があることが望ましい。

39. 知的財産法

授業科目名（カナ）	知的財産法　　（　チテキザイサンホウ　）
担当教員名（カナ）	山田　憲一　　（　ヤマダ　ケンイチ　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	前期　木曜２限
講義の概要	知的財産法のうち、特許法及び著作権法について、基礎的な知識の獲得、及び、その知識に裏打ちされた法的判断を行う能力の涵養、を主たるテーマとします。副次的には、これらの領域において、どのような法制度を構築すべきかについての考察を深めることをも狙いとします。
到達目標	特許法及び著作権法の基本的な論点を含む具体的事案における当事者の権利義務関係について、法規範の解釈適用により説得的に主張できるようになること、です。
各回の授業内容	＊各回の授業内容末尾のカッコ内に示しているのは、教科書として予定している『標準特許法』、『標準著作権法』の該当箇所です。教科書を変更する場合には、それに応じて各回の授業内容も変更する可能性があります。 １．序論 知的財産法全般について概観し、法体系の中での位置づけを確認します。併せて、侵害に対する救済の基本的な型を学習します（両テキストの序章）。 ［特許法］（カッコ内は『標準特許法』の該当箇所） ２．特許権の保護対象・特許の要件 特許法による保護を受ける対象を扱います。具体的には、主として発明、産業上の利用可能性、新規性、進歩性を取り上げ、先願、公序良俗等にも触れます（第１章第１節・第２節）。 ３．権利の主体 発明者、特許を受ける権利、冒認、職務発明を扱います（第１章第３節）。 ４．特許権の効力・消滅事由・技術的範囲 特許権の原則的な効力、特許権の消滅事由、及び、特許発明の技術的範囲を扱います（第１章第４節・第５節、第２章第１節）。 ５．均等論・間接侵害 均等論、及び、間接侵害を扱います（第２章第２節・第３節）。 ６．特許権の制限・利用 特許権の効力が及ばない場合、及び、特許権の利用を扱い、併せて刑事罰にも触れます（第２章第４節・第５節、第３章）。 ７．特許取得手続・特許行政争訟 特許権を取得するための行政手続、及び、特許行政争訟を扱います（第４章・第５章）。 ８．権利侵害救済手続 権利侵害救済手続を扱い、併せて、実用新案法、特許をめぐる条約にも触れます（第６章～第８章）。 ［著作権法］（カッコ内は『標準著作権法』の該当箇所） ９．著作物の定義・著作物の例示 著作物の定義及び例示に関する規定を扱い、併せて、保護される著作物に触れます（第１章第１節～第３節）。 １０．二次的著作物等・著作権の主体 二次的著作物、編集著作物、データベースの著作物、及び、著作権の主体を扱います（第１章第４節・第５節、第２章）。 １１．著作権の効力 支分権、及び、侵害とみなす行為を扱います（第３章）。

	１２．権利の制限 　著作権の制限規定を扱い、併せて保護を受けない著作物、及び、時間的限界に触れます（第 4 章）。 １３．権利の利用 　著作権の制限について補足すると共に、権利の利用を扱います（第 4 章第 3 節、第 5 章）。 １４．著作者人格権・著作隣接権 　著作者人格権、及び、著作隣接権を扱います（第 6 章・第 7 章）。 １５．著作権侵害等 　著作権侵害とその救済手続を扱い、併せて、著作権をめぐる条約に触れます（第 8 章・第 9 章）。
成績評価の方法	期末試験の成績（60%）、レポート（15%）及び平常点（25%）を総合して評価します。平常点の評価は、小テスト及び/又は課題への取り組み（15%）、授業中の発言（10%）、並びに、出席状況によります。出席状況につき、毎回の出席を前提としますので、正当な理由のない欠席・遅刻を減点事由とし（一回につきそれぞれ 3 点、1.5 点）、出席回数が授業回数の三分の二に満たない場合には期末試験の受験資格を喪失するものとします。
成績評価の基準	期末試験については、設問で与えられた事実に基づいて、結論を導くために必要な規範及びそれに関連する論点を的確に指摘した上、必要に応じて理由を示しつつ自説を提示した上で当てはめる、という操作がどの程度できているかにより評価します。 　平常点中、出席状況については、「成績評価の方法」欄をご覧下さい。小テストないし課題については、期末試験と同様の基準により評価します。授業中の発言については、発言回数に比例した得点とすることを原則とし、その具体的基準は、受講者数を勘案して開講時にお知らせすることとします。 　レポートについては、課題の設定、資料の収集・分析、自己の見解の提示と理由付け、及び、形式的に整った文書の作成が、それぞれどの程度適切に出来ているかにより評価します。
準備・事後学習についての具体的な指示	各回、教科書の該当箇所、及び、予め指示する判例等を読んだ上で出席して下さい。
教科書・参考文献	教科書は、以下の 2 冊です。 　高林龍『標準特許法』（有斐閣、第 6 版、2017 年） 　　同　『標準著作権法』（有斐閣、第 4 版、2019 年） 　参考文献は、講義中に適宜指示します。
履修条件	特にありません。

40. 知的財産法演習

授業科目名（カナ）	知的財産法演習　（　チテキザイサンホウエンシュウ　）
担当教員名（カナ）	山田　憲一　　（　ヤマダ　ケンイチ　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	後期　木曜３限
講義の概要	２年次以上に配当されている講義科目「知的財産法」における学習を前提として、特許法及び著作権法に関する裁判例を素材とする、発展的な学習を行います。本法科大学院における「養成する人材」の中では、特に、②の「正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）」ができる能力の涵養に力を入れたいと思います。
到達目標	本演習で取り上げた裁判例の事案と同一ないし類似する事案について、与えられた事実から法的問題及びその処理に用いる法規範を発見する能力、並びに、当該規範を解釈適用して説得的に結論を導く能力を身につけることです。
各回の授業内容	各回で取り上げる裁判例は、以下のとおりです。受講者と相談の上、変更する可能性もあります。 【第1回】 最判平成１１年７月１６日民集５３巻６号９５７頁（生理活性物質測定法事件） 最判平成１２年４月１１日民集５４巻４号１３６８頁（キルビー事件） 東京地判平成１９年２月２７日判タ１２５３号２４１頁（多関節搬送装置） 知財高裁平成２６年９月１７日判決判例時報２２４７号１０３頁（共焦点分光分析） 東京地判平成１７年２月１０日判例時報１９０６号１４４頁（ブラニュート顆粒） 【第2回】 大阪地判平成６年４月２８日判時１５４２号１１５頁（マホービン） 東京地中間判平成１４年９月１９日判時１８０２号３０頁（青色発光ダイオード） 最判平成１３年６月１２日民集５５巻４号７９３頁（生ゴミ処理装置） 東京地判平成１４年７月１７日判時１７９９号１５５頁（ブラジャー事件） 【第3回】 最判平成１７年６月１７日民集５９巻５号１０７４頁（リガンド分子安定複合体） 東京地裁平成１０年１２月２２日判決判例時報１６７４号１５２頁（磁気媒体リーダー） 知財高裁平成２５年６月６日判決裁判所ホームページ（パソコン等の器具の盗難防止用連結具） 【第4回】 知財高判平成２４年１月２７日判例時報２１４４号５１頁（プラバスタチンナトリウム）

	最判平成１０年２月２４日民集５２巻１号１１３頁（ボールスプライン） 【第5回】 東京地判昭和５６年２月２５日無体集１３巻１号１３９頁（交換レンズ） 大阪地判平成１２年１０月２４日判タ１０８１号２４１頁（製パン方法） 知財高判平成１７年９月３０日判時１９０４号４７頁（一太郎） 大阪地判平成２４年９月２７日判時２１８８号１０８頁（ピオグリタゾン） 東京地方裁判所平成１６年４月２３日判決判タ１１９６号２３５頁（プリント基板用治具に用いるクリップ事件） 東京地方裁判所平成２５年２月２８日判決裁判所ホームページ（ピオグリタゾン） 【第6回】 最判平成９年７月１日民集５１巻６号２２９９頁（ＢＢＳ） 最判平成１９年１１月８日民集６１巻８号２９８９頁（インクタンク） 知財高判平成１８年１月３１日判時１９２２号３０頁（インクタンク） 【第7回】 最判平成１１年４月１６日民集５３巻４号６２７頁（膵臓疾患治療剤） 最判昭和６１年１０月３日民集４０巻６号１０６８頁（ウォーキングビーム式加熱炉） 東京地判昭和４９年４月８日無体集６巻１号８３頁（合成繊維の熱処理装置） 【第8回】 知財高判平成２５年２月１日判例時報２１７９号３６頁（ごみ貯蔵機器） 最判昭和６３年７月１９日民集４２巻６号４８９頁（アースベルト） 最高裁判所平成１４年２月２２日第二小法廷判決民集５６巻２号３４８頁（ＥＴＮＩＥＳ） 【第9回】 最大判昭和５１年３月１０日民集３０巻２号７９頁（メリヤス編機事件） 最判平成４年４月２８日民集４６巻４号２４５頁（高速旋回式バレル研磨法事件） 最判昭和５５年１月２４日民集３４巻１号８０頁（食品包装容器事件） 知財高判平成２３年６月２３日判タ１３９７号２４５頁（食品包み込み成形方法事件） 東京地判平成２３年８月２６日判タ１４０２号３４４頁（動物用排尿処理剤事件） 【第10回】 最判平成９年７月１７日民集５１巻６号２７１４頁（ポパイネクタイ） 東京地決平成１５年６月１１日判例時報１８４０号１０６頁（ノグチ・ルーム） 神戸地姫路支判昭和５４年７月９日無体集１１巻２号３７１頁（仏壇彫刻） 大阪高判平成１７年７月２８日判時１９２８号１１６頁（チョコエッグ） 【第11回】 知財高判平成２７年４月１４日判時２２６７号９１頁（ＴＲＩＰＰ　ＴＲＡＰＰ事件） 知財高判平成２６年８月２８日判時２２３８号９１頁（激安ファストファッション事件）

	最判平成１５年４月１１日判例時報１８２２号１３３頁（ＲＧＢアドベンチャー） 東京高判平成５年９月９日判例時報１４７７号２７頁（三沢市勢映画製作） 【第12回】 最高裁判所昭和６３年３月１５日判決民集４２巻３号１９９頁（クラブ・キャッツアイ） 最高裁判所平成２３年１月２０日判決民集６５巻１号３９９頁（ロクラクⅡ） 最判平成１４年４月２５日民集５６巻４号８０８頁（中古ビデオゲーム） 【第13回】 知的財産高等裁判所平成２６年１０月２２日判決判例タイムズ１４１４号２２７頁（自炊代行） 東京高判平成１４年２月１８日判例時報１７８６号１３６頁（雪月花） 最判昭和５５年３月２８日民集３４巻３号２４４頁（パロディ） 東京地判平成１０年２月２０日知的裁集３０巻１号３３頁（バーンズ・コレクション） 【第14回】 知財高判平成２２年１０月１３日判時２０９２号１３６頁（絵画の鑑定証書） 東京地判平成元年１０月６日無体集２１巻３号７４７頁（レオナール・フジタ） 東京地判平成９年９月５日判時１６２１号１３０頁（ダリ） 【第15回】 最判平成１３年２月１３日民集５５巻１号８７頁（ときめきメモリアル） 最判平成１３年６月２８日民集５５巻４号８３７頁（江差追分） 最判平成１３年１０月２５日判時１７６７号１１５頁（キャンディ・キャンディ）
成績評価の方法	平常点（30%）、課題（30%）、期末試験（40%）によって評価します。 出席については、正当な理由のない欠席・遅刻を減点事由とし（一回につきそれぞれ3点、1.5点）、出席回数が授業回数の三分の二に満たない場合には期末試験の受験資格を喪失するものとします。
成績評価の基準	平常点は、主として授業中の質疑を通じて、予習の状況、前提知識の理解度、分析・応用の達成度等の観点から評価します。 課題及び期末試験は、授業で取り上げた裁判例の事案に類似する事例問題に対する解答を作成してもらう形式を予定しており、事案に応じて適切な法規範を発見できているか、及び、当該規範を解釈適用して説得的に結論を導いているか、により評価します。
準備・事後学習についての具体的な指示	各回で取り上げる判例に目を通してきて下さい。また、その際に生じた疑問点について、各裁判例の評釈やテキスト類等で調べてきて下さい。
教科書・参考文献	教科書は指定しません。参考書は適宜指示します。
履修条件	２年次以上に配当されている講義科目「知的財産法」を履修された方が受講されることを想定していますが、それと同程度以上の学習をされた方であれば、受講されても差し支えありません。

41. 労働法

授業科目名（カナ）	労働法　　（　ロウドウホウ　）
担当教員名（カナ）	有田　謙司　　（　アリタ　ケンジ　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	後期　水曜２限
講義の概要	本講義は、いわゆる個別的労働関係法（雇用関係法）（労働者と使用者の個別の関係を規律する法）および集団的労働関係法（労使関係法）（労働者、使用者と労働組合との集団的な関係を規律する法）の領域における重要な判例・学説の解説、検討を行うものである。
到達目標	本講義は、労働法演習において目標とする、具体的な法律問題に直面した際に法律家として解決策・対応策を受講者が自ら見出すことができるようにすることへとつなげるために、それに必要な労働法の知識と思考力を身につけてもらうことを目指す。
各回の授業内容	１．労働法の全体の構造（他の法領域との関係、法源、実効性確保の仕組み）、労働法の当事者（労働者、使用者、労働組合） ２．労働契約（成立、権利義務、変動） ３．就業規則（手続、法的効力） ４．労働者の人権の保障（労働憲章、雇用差別） ５．人事（昇進・昇格・降格、配転、出向、転籍、休職）、企業組織の変動 ６．懲戒、人格権・プライバシー、内部告発 ７．解雇（解雇手続、解雇権濫用、整理解雇） ８．解雇以外の労働契約の終了事由（辞職、合意解約、定年制、期間の定めのある労働契約の更新拒否）、労働契約終了後の規制 ９．賃金 １０．労働時間、休憩、休日、休暇、休業 １１．労働組合の組織・運営・変動 １２．不当労働行為 １３．団体交渉、労働協約 １４．団体行動（争議行為、組合活動） １５．労働安全衛生、労災補償
成績評価の方法	以下の配分による評価を総合して成績評価をする ①期末試験７０点 ②平常点（出席状況、発言回数、発言の内容、授業内小テスト１回） ３０点 なお、出席状況の評価の仕方は、毎回授業へ出席することを前提に、欠席・　遅刻については、１回について欠席１点、遅刻０．５点を減点する。また、　欠席が１／３を超える場合は、期末試験の受験資格を認めない。
成績評価の基準	労働法演習において目標とする、具体的な法律問題に直面した際に法律家として解決策・対応策を受講者が自ら見出すことができるようにすることへとつなげるために、それに必要な労働法の知識と思考力をどの程度身につけたか、という基準で成績を評価する。
準備・事後学習についての具体的な指示	事前にＴＫＣ教育支援システムを通じて、レジュメ・資料を配布する。レジュメ・資料に書かれている論点、判例、学説について、教科書や参考書の該当説明部分を事前にしっかり読んで、講義レジュメに記載されている質問事項（Question）および授業中に教員が質問する内容に答えられるように、あるいは、授業中に教員に対して有益な質問をなし得るように、事前の準備をしておくこと。 なお、１５回の授業で労働法のほぼ全体に関する知識を得られるようにするためには、後期に授業が始まるまでに、教科書を少なくとも１回は読んでおくことが必要である。

教科書・参考文献	教科書としては、水町勇一郎『労働法　第８版』（有斐閣・２０２０年）を使う。 参考書としては、水町勇一郎『詳解 労働法』（東京大学出版会・２０１９年）、『労働法　第１２版』（弘文堂・２０１９年）、荒木尚志『労働法　第４版』（有斐閣・２０２０年）、別冊ジュリスト『労働判例百選　第９版』（有斐閣・２０１６年）、西谷敏ほか編『別冊法学セミナー新基本法コンメンタール労働組合法』（２０１１年・日本評論社）、西谷敏ほか編『別冊法学セミナー新基本法コンメンタール労働基準法・労働契約法』（２０１２年・日本評論）、唐津博ほか編『労働法重要判例を読むⅠ・Ⅱ』（２０１３年・日本評論社）を挙げておく。 その他、授業中にも適宜、参考文献を案内する。
履修条件	特になし。

42. 労働法演習

授業科目名（カナ）	労働法演習　　（　ロウドウホウエンシュウ　）
担当教員名（カナ）	有田　謙司　　（　アリタ　ケンジ　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	前期　水曜２限
講義の概要	本講義では、各受講者が、事前に検討する判決についての自己の見解をまとめたものを用意し、当該判決における法的な論点を明らかにし、関連する重要判例や主要学説の内容・位置づけを踏まえて、自分が、判定者である裁判官として、あるいは、事件当事者の代理人弁護士として、当該判決を素材として、問題の解決策・対応策を提示することを求められる。 そのため、本講義では、毎回、受講者全員に、まず、事前に自己の見解をまとめてきたものをもとに、当該判決における法的論点の提示をもとめる。そのうえで、それに関わる判例・学説の状況について、担当教員からの質問により、十分な検討がなされているかの確認を行う。その後、担当教員からのさらなる質問を受けながら、当該判決について、どのような法的解決がほかに考えうるのかについて、法律構成等について受講者間で議論を行う。そして、最後に、担当教員が議論のまとめをおこない、当該判決で押さえるべき法的論点についての解説を行う。なお、担当教員からは、当該判決からさらに派生するような質問もなされるので、受講者にはそれに備えた準備も求められる。 したがって、本講は、以上のような方法で進めることにより、到達目標に掲げるような力を受講生が身につけることができるようにすることを企図しているものである。
到達目標	本講義は、事例を素材にした演習用の教材を基に、講義科目で履修した内容が習得できているか、それが当該事例において使えるか、という点に留意しながら、受講生が、労働法の理解および重要事項の説明能力を定着させること、併せて、それを書面においてより説得的に表現することができるようにすることを目標とする。
各回の授業内容	１．労働法上の「労働者」 ２．労働法上の「使用者」 ３．就業規則 ４．労働契約 ５．人事 ６．懲戒 ７．解雇 ８．雇用差別 ９．賃金 １０．労働時間 １１．休暇・休業 １２．団体交渉 １３．労働協約 １４．団体行動 １５．不当労働行為
成績評価の方法	以下の配分による評価を総合して成績評価をする。 ①期末試験７０点 ②平常点（事前の準備状況、発言回数・その内容、授業内小テスト１回） ３０点 なお、出席状況の評価の仕方は、毎回授業へ出席することを前提に、欠席・遅刻については、１回について欠席１点、遅刻０．５点を減点する。 また、欠席が１／３を超える場合は、期末試験の受験資格を認めない。

成績評価の基準	講義科目で履修した内容が習得できているか、それを事例問題において使えているか、労働法の理解および重要事項の説明能力を定着させることができているか、それを書面においてより説得的に表現することができるようになっているか、といったことを基準にして、成績を評価する。
準備・事後学習についての具体的な指示	事前にＴＫＣ教育支援システムを通じて取り扱う判決および検討事項についてのメモを PDF ファイルにして配付するので、指示した参考文献等を使いながら、法的論点について、学説・判例の状況をまとめ、そのうえで、自己の見解をしっかりとまとめておくこと。 事前の準備が十分になされていなければ、担当教員の質問に答えられないこととなり、受講者での議論も行えないこととなって、前述の本講義が演習形式で行われることにより達成しようとする目的を果たすことができなくなってしまう。本講義が、その目的を達することができるか否かは、ひとえに受講者の準備状況にかかっている。しっかりと準備をして講義に望んでほしい。
教科書・参考文献	参考書としては、水町勇一郎『労働法　第８版』（有斐閣・２０１９年）、水町勇一郎『詳解 労働法』（東京大学出版会・２０１９年）、菅野和夫『労働法　第１２版』（弘文堂・２０１９年）、荒木尚志『労働法　第４版』（有斐閣・２０２０年）、別冊ジュリスト『労働判例百選　第９版』（有斐閣・２０１６年）、西谷敏ほか編『別冊法学セミナー新基本法コンメンタール労働組合法』（２０１１年・日本評論社）、西谷敏ほか編『別冊法学セミナー新基本法コンメンタール労働基準法・労働契約法』（２０１２年・日本評論社）、唐津博ほか編『労働法重要判例を読むⅠ・Ⅱ』（２０１３年・日本評論社）を挙げておく。 その他、授業中にも適宜、参考文献を案内する。
履修条件	講義の労働法を履修したか、自己で労働法をひととおり学習した者であること。

43. 経済法

授業科目名（カナ）	経済法　　（　ケイザイホウ　　）
担当教員名（カナ）	岩本　諭　（　イワモト　サトシ　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	後期　火曜３限
講義の概要	本講義は、競争法（Competition Law）ともいわれる「独占禁止法（関係法令を含む)」の基本的な考え方と知識を習得することを目的とする。とりわけ、独占禁止法は、ビジネス・ローの中核法の一つとして、動態的な経済事象と密接に関係することから、最新の事例を可能な限り取り上げる。 また、本講義は、法曹において圧倒的に不足している「一般消費者の利益の確保」を究極の目的とする独占禁止法に精通した法律実務家を養成することをサブ・モチーフとする。
到達目標	本講義の到達目標は、独占禁止法の基礎概念、規制対象である各行為類型、サンクションー行政上の措置、刑事罰ー、訴訟制度の基本知識の完全に習得すること(第１の目標)、与えられた事例(百選レベル)について的確に論点を抽出し、適切に説明できること(第２の目標)である。
各回の授業内容	１．経済法の意義・目的・体系 ２．独占禁止法の基礎概念と公正取引委員会、法執行および訴訟制度 ３．カルテルの禁止①ーカルテル規制(総論)、構成要件(ⅰ)行為類型 ４．カルテルの禁止②ー構成要件(ⅱ)競争要件、(ⅲ)公益要件 ５．カルテルの禁止③ーサンクション、「入札談合」の構造と規制 ６．私的独占の禁止、独占的状態に対する規制 ７．企業集中に対する規制①ー規制制度総論～市場集中と一般集中 ８．企業集中に対する規制②ー合併・株式取得の規制基準 ９．不公正な取引方法の禁止①ー総論～「公正競争阻害性」とは何か 10．不公正な取引方法の禁止②ー再販売価格の拘束、適用除外再販 11．不公正な取引方法の禁止③ー非価格制限行為に対する規制 12．不公正な取引方法の禁止④ー不当廉売規制、抱き合わせ規制 13．不公正な取引方法の禁止⑤ー優越的地位の濫用、不当取引妨害 14．不公正な取引方法の禁止⑥ー共同ボイコット、単独の取引拒絶・差別 15．事業者団体に対する規制ー規制の意義、各条項の意味・射程 ※本講義においては、パワーポイントを使用するほか、レジュメを配布する。
成績評価の方法	経済法に関する実務に対応できる基礎知識と基本的思考の習得度を測るため、定期試験および平常点（課題消化および質疑応答の状況）に基づき評価する。それぞれの評価項目の配分は期末試験(80%)、平常点〔課題消化および質疑応答の状況(20%)〕である。 講義の出席が３分の２に満たない受講生の定期試験受験は認めない。
成績評価の基準	【定期試験（期末試験)】 ・事例問題を２問出題する。出題された事例が独占禁止法のいかなる規制制度に関する問題であるかを的確に捉えて整理できるかどうかが重要な評価の観点となる。 【平常点】 ・講義は一方的講義に終始することなく、基本知識や考え方を問うかたちに拠る。このため下記「準備・事後学習についての具体的な指示」記載のとおり、事前学習が必要となる。講義の質疑において、事前学習が行われていない場合（課題消化の状況)、きわめて不十分であると思われる場合または回答がなされない場合（質疑応答の状況）については、平常点の減点対象となる場合がある。
準備・事後学習についての具体的な指示	本講義は、受講生の予習を前提として行われる。各回いずれにおいても、制度趣旨、基本事項について解説するとともに、関係する審決ないし判例について確認す

	る。独占禁止法違反事件は頻繁に発生していることから、報道等において関連事件に接した場合には、関心を持って頂きたい。 　講義は、一方的講義に終始することなく、質疑応答を適宜行う。また、その都度、質問を受け付け、その場で疑問点の解消に努める。第１回の講義を除き、毎回の講義において、次週までの予習の範囲を指示するので、事前学習を必要とする。また、講義出席の後、講義内容について事後学習を行い、基本知識の確認をお願いしたい。 　なお、基本書(下記掲載)は標準的テキストであるが、章によっては「経済学的記述」を多用した章も散見される。こうした記述に振り回される必要はない。
教科書・参考文献	【教科書(必携)】 ・金井=川濱=泉水編「独占禁止法〔第６版〕」弘文堂 ・「経済法審決・判例百選」〔第２版〕有斐閣 【参考文献】 ・「ケースブック独占禁止法」弘文堂 ・土田＝岡田編「経済法　演習ノート〔第２版〕」法学書院 ・白石忠志「独占禁止法　第３版」有斐閣 ・根岸哲＝舟田正之「独占禁止法概説〔第５版〕」有斐閣 ・その他、適宜指示する。
履修条件	なし

44. 経済法演習

授業科目名（カナ）	経済法演習　　（　ケイザイホウエンシュウ　）
担当教員名（カナ）	岩本　諭　　（　イワモト　サトシ　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	前期　火曜３限
講義の概要	「経済法演習」は、前期または前年度の講義において習得した独禁法の基本的考え方と基礎知識に基づき、与えられた課題(事例)について、論点を抽出・整理し、的確に分析する能力を高めることを目的とする。 毎回、①「競争の実質的制限」に関する事例、②「公正競争阻害性」に関する事例の計２問を素材として、論点抽出、適用条文、事案の分析・整理を中心とした演習形式の講義を実施する。 また、本講義は、後期開講「経済法」と同様、法曹において圧倒的に不足している「一般消費者の利益の確保」を究極の目的とする独禁法に精通した法律実務家を養成することをサブ・モチーフとする。
到達目標	事例分析をとおして基本的考え方と基礎知識を整理する場である。多くの事例を通じて、的確な論点把握と法律構成の能力を高めるとともに、基本的考え方と基礎知識の確認を行うことが主眼である。与えられた事例(審決、判決等)について、独占禁止法上の論点を的確に抽出・整理すること（第１の到達目標)、事例を適切に説明できること（第２の到達目標）が本講義の主眼となる。
各回の授業内容	1. 事例分析(1)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 2. 事例分析(2)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 3. 事例分析(3)～①私的独占、②不公正な取引方法から出題 4. 事例分析(4)～①私的独占、②不公正な取引方法から出題 5. 事例分析(5)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 6. 事例分析(6)～①事業者団体、②不公正な取引方法から出題 7. 事例分析(7)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 8. 事例分析(8)～①私的独占、②不公正な取引方法から出題 9. 事例分析(9)～①私的独占、②不公正な取引方法から出題 10. 事例分析(10)～①企業集中、②不公正な取引方法から出題 11. 事例分析(11)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 12. 事例分析(12)～①事業者団体、②不公正な取引方法から出題 13. 事例分析(13)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 14. 事例分析(14)～①事業者団体、②不公正な取引方法から出題 15. 事例分析(15)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題
成績評価の方法	経済法に関する実務に対応できる基礎知識と基本的思考の習得度を測るため、定期試験および平常点（課題消化および質疑応答の状況）に基づき評価する。それぞれの評価項目の配分は期末試験(80%)、平常点〔課題消化および質疑応答の状況(20%)〕である。 講義の出席が３分の２に満たない受講生の定期試験受験は認めない。
成績評価の基準	【定期試験（期末試験)】 ・事例問題を２問出題する。出題された事例が独占禁止法のいかなる規制制度に関する問題であるかを的確に捉えて整理できるかどうかが重要な評価の観点となる。 【平常点】 ・本義は、事例分析が中心となり、下記「準備・事後学習についての具体的な指示」記載のとおり、事前学習が必要となる。講義の質疑において、事前学習が行われていない場合（課題消化の状況)、きわめて不十分であると思われる場合または回答がなされない場合（質疑応答の状況）については、平常点の減点対象となる場合がある。

準備・事後学習についての具体的な指示	毎回最低２つの事例を検討する。１問は、課題として渡し、次回講義の際に回答を求め、また解説する。もう１問は、その場で一定時間以内に各自が検討し、検討した内容について報告する。講師と受講者との間の質疑応答が講義の中心となる。基本書と基本判例についての事前と事後の学習が求められる。
教科書・参考文献	【教科書(必携)】 ・金井=川濱=泉水編「独占禁止法〔第６版〕」弘文堂 ・「経済法審決・判例百選」〔第２版〕有斐閣 【参考文献】 ・「ケースブック独占禁止法」弘文堂 ・土田=岡田編「経済法　演習ノート〔第２版〕」法学書院 ・白石忠志「独占禁止法　第３版」有斐閣 ・根岸哲＝舟田正之「独占禁止法概説〔第５版〕」有斐閣 ・その他、適宜指示する。
履修条件	前期または前年開講の「経済法」を履修していることが望ましい。

45. 執行・保全法

授業科目名（カナ）	執行・保全法　　（　シッコウ・ホゼンホウ　）
担当教員名（カナ）	濵﨑　録　　（　ハマサキ　フミ　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	後期　火曜４限
講義の概要	民事手続法は、おもに判決手続を中心とする民事訴訟法と民事執行法・民事保全法によって構成される。この講義では、後者の民事執行法・民事保全法を対象とする。判決手続は争っている当事者間の権利関係について、いわば観念的に判断するのに対して、後者は権利者による権利を現実に実現するものである。また、判決手続に先行して将来の権利の実現が不能又は困難になる危険から権利者を保護するための暫定的な措置を講ずる制度を用意したのが民事保全法である。 民事執行法、民事保全法は、司法試験のなかでも民法および民事訴訟法の前提として触れられることがある分野である。本講義では民法および民事訴訟法との関連を確認しながら、執行・保全手続の特徴を理解することを目的とする。
到達目標	本講義は、民事保全と民事執行の特性を踏まえて、判決手続と対比しながら理解することを権利実現のための一連の手続を理解することを目標とする。また、保全・執行の手続の理解を通して民事手続法全体あるいは判決手続の特徴について再確認し、理解することも目指す。
授業内容	【第Ⅰ部】　民事執行法 第１回　強制執行概観 第２回　執行当事者 第３回　債務名義 債務名義の意義と種類、既判力の主観的範囲（民事訴訟法 115 条）と執行力の及ぶ範囲との関係 第４回　執行文、請求異議の訴え、執行文をめぐる訴訟（①執行文付与の訴えと②執行文付与に対する異議の訴え） 第５回　執行異議と執行抗告 第６回　第三者異議の訴え、違法執行と不当執行 第７回・第８回　金銭の支払を目的とする債権についての強制執行 不動産に対する強制執行 強制競売　／　強制管理 動産に対する強制執行 債権およびその他の財産権に対する強制執行 差押禁止債権　／　取立訴訟　／　転付命令　／　譲渡命令 第９回　金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行 物の引渡し等　／　作為・不作為―代替執行　／　間接強制 第 10 回　担保権の実行その他 担保権の実行としての競売、形式的競売、担保不動産収益執行 第 11 回　これまでの確認および中間テストと解説 【第Ⅱ部】 第 12 回　民事保全法 民事保全の意義、種類、手続概観 第 13 回　保全命令手続 申立て― 被保全権利の存在と保全の必要性 ／　立担保 保全命令の発令（決定） 第 14 回　不服申立の手続 申立てを却下する決定に対する即時抗告 保全命令に対する①保全異議、②保全取消し、③保全抗告

	第 15 回　保全執行手続 　申立て　／　仮差押えの執行　／　仮処分の執行
成績評価の方法	中間テスト（3 割）、平常点（1 割）および期末試験（6 割）によって評価する。平常点は講義中の質問への応答により評価する。なお、授業への出席が 3 分の 2 を下回った場合、期末試験の受験資格を失う。（欠席は 1 回ごとに 2 点、遅刻は 1 点を平常点から減点する。）
成績評価の基準	成績評価の基準は、基礎的概念を理解できているか、各手続の構造と特徴および違いを理解することができているか、重要な問題について議論状況を理解できているかを中心とする。
準備・事後学習についての具体的な指示	テキストの該当箇所について簡単に目を通して講義に臨むこと。また、予習復習において関連条文を参照し、手続をイメージすることが必要である。
教科書・参考文献	中野貞一郎『民事執行･保全法（補訂版）』（有斐閣、2013 年）、伊藤眞・上原敏夫・長谷部由紀子編『民事執行・保全法判例百選（第 3 版）』（有斐閣、2020）
履修条件	担保物権法、民事手続法を履修済みであることが必要である。

46. 倒産法

授業科目名（カナ）	倒産法　　（　トウサンホウ　）
担当教員名（カナ）	西郷　雅彦　　（　サイゴウ　マサヒコ　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	後期　木曜３限
講義の概要	後掲の「破産・再生」を使用します。この「破産・再生」は，破産手続と民事再生手続とを対比しながら書かれていますが，破産法が基本であり，破産法の理解なくして他の倒産処理手続の理解はあり得ないといってよいので，講義では，民事再生手続の部分は飛ばして破産手続の部分だけを先に勉強し，その後に民事再生手続の部分に戻りながら勉強するという形をとります。 ただ，講義の時間的制約などから，倒産法分野のうち，民事再生法，会社更生法に関しては，骨格部分だけしか触れることしかできない可能性があるので，これらの分野においては，本講義の終了後，習得した破産法の知識，思考力等を基礎として，各自の自学自習に委ねざるを得ない部分があります。
到達目標	現代社会において，病理的な現象ではありますが，倒産という事態が極めて多数起きています。このような倒産という事態に対処し，多くの利害関係人らの利益調整を適切に行うことなしに，人々が真に納得できる結論を導き出すことはあり得ません。その前提となる的確な事案の把握，正確な法律知識を身につけるために，倒産処理に関する法制度を概観するとともに，破産法を中心に基本的な構造や概念を理解，習得することを到達目的とします。また，より身近に倒産処理の実務を感じてもらうために，実務で使用されている書式等も利用し，現実の事件処理のあり方等についても触れながら，より深い理解ができるように行う予定です。そして，さらに倒産法特講を受講する基礎的な知識，能力を涵養することを到達目的とします。
各回の授業内容	１．倒産法の目的と手続の特質 倒産法の意義と特質（倒産法の制度目的，倒産実体法と倒産手続法，清算型手続と再建型手続），手続の選択と競合（手続の選択，手続の競合）について学ぶ。 ２．倒産手続の開始 破産手続開始の申立て（破産手続開始原因，破産手続開始の申立権者），手続開始の取下げ制限），手続開始要件の審理と裁判（裁判所における審理，破産手続の開始），手続開始の効果（破産手続開始の効果），手続開始決定前の保全措置（破産手続開始決定前の保全措置）について学ぶ。 ３．破産手続の期間 裁判所，破産管財人（破産手続における機関，破産管財人の法的地位，破産管財人の職務と権限，破産管財人の義務）を学ぶ。 ４．消極財産の調査・確定 手続対象債権の処遇（債権区分の意義，破産債権，数人の全部義務者についての破産手続開始と手続参加，債権の届け出・調査・確定，債権者集会，債権者委員会），財団債権を学ぶ。 ５．積極財産の変動・確定① 契約関係の処理（倒産手続開始の契約関係に対する影響，双方未履行双務契約の基本的規律，賃貸借契約と倒産処理，請負契約と倒産処理，雇用契約と倒産処理）を学ぶ。 ６．積極財産の変動・確定② 前回に引き続き契約関係の処理を学ぶとともに，取戻権（意義，一般の取戻権，特別の取戻権）を学ぶ。 ７．積極財産の変動・確定③ 担保権の処遇（担保権の処遇に関する基本的視座，別除権の行使方法，別除権者の手続参加，破産手続における担保権の消滅，非典型担保の位置づけを学ぶ。

	８．積極財産の変動・確定④ 相殺権（相殺の意義と機能，相殺権の拡張，相殺権の制限，相殺権の行使）を学ぶ。 ９．積極財産の変動・確定⑤ 否認（意義と類型，否認権の要件，否認権の特殊類型，否認権の行使，否認権行使の効果）を学ぶ。 10．積極財産の変動・確定⑥ 前回に引き続き否認権を学ぶとともに，法人役員の責任追及を学ぶ。 11．破産財団の管理・換価・配当 破産財団の管理・換価・配当（破産財団の管理・財産の確保，破産財団の換価，配当手続，破産手続の終了），個人破産（個人破産と破産法の目的，自由財産，免責，復権）を学ぶ。 12．民事再生法①（倒産手続の開始） 民事再生法に入り，手続開始原因と申立て（再生手続開始の申立て，手続開始申立ての取下げ原因），手続開始要件の審理と裁判（再生手続の開始，再生手続開始の効果），手続開始決定前の保全措置を学ぶ。 13．民事再生法② 倒産手続の機関（裁判所，再生債務者と監督委員），消極財産の調査・確定（再生債権，債権の届出・調査・確定，債権者集会，債権者委員会と代理委員），　共益債権，積極財産の変動（契約関係の処理，取戻権，担保権の処遇，相殺権）を学ぶ。 14．民事再生法③ 再生契約の成立・遂行（再生債務者の財産評定・事業譲渡，再生計画）を学ぶ。 15．民事再生法④ 個人再生（個人再生の制度設計，小規模個人再生，給与所得者等再生，住宅資金貸付債権に関する特則）を概観する。
成績評価の方法	期末試験で評価します。 特別な理由なく欠席・遅刻した場合には減点し，６回以上欠席した場合には原則として期末試験の受験を認めません。 期末試験を１００点満点で実施し採点し，欠席・遅刻による減点を行い，最終評価を算出します。 なお，再試験は行いません。
成績評価の基準	倒産法の基本的な条文の当てはめ方や基礎的概念，手続の理解ができているかどうか等を評価の基準とします。
準備・事後学習についての具体的な指示	事前配布のレジメ・資料等がある場合には読んでおいて下さい。 その上で後掲教科書を読んで予習，復習しておいて下さい。
教科書・参考文献	教科書：　藤田広美「破産・再生」弘文堂 参考書：山本克己編「破産法・民事再生法概論」商事法務 伊藤眞「破産法　民事再生法　第２版」有斐閣
履修条件	民法，商法等の民事実体法，及び民事訴訟，民事執行法，民事保全法等の民事手続法の全体的，基本的理解を必要としますが，単位取得が履修条件ということではありません。

47. 倒産法演習

授業科目名（カナ）	倒産法演習　　（　トウサンホウエンシュウ　）
担当教員名（カナ）	一瀬　悦朗　　（　イチノセ　エツオ　）
履修年次	２．３年次
単位	２単位
授業時間	前期　金曜４限
講義の概要	倒産法についての基本的な知識を有することを前提として，判例や司法試験論文試験に出題された議案を題材とし、その中に現れた法的紛争について、破産債権者や再生債権者の共同の利益を実現すべき立場にある破産管財人等の一方当事者と、法的に認められた権利行使をする中で、自己の利益実現を目指す他方当事者との法的紛争を的確に把握し、両当事者の主張内容とその適否について検討する。 弁護士として、破産手続開始・再生手続開始の申立を行うこと、管財人や監督委員、保全管理人に選任されることも出てくる。後者の立場は、いずれも全債権者の利益のために職務を全うしなければならないものである。 一方、各債権者は、何とか自己の持つ債権について、少しでも多くの回収を望んでいる。しかしながら、これを許すことは、即ち、他の債権者を害することに他ならないから、法の許容するところを超えて一債権者の保護を図ることは許されない。 この意識を明確に持てるよう、総債権者の利益という観点を強調しながら検討を進める。 なお、弁護士の仕事と弁護士として活動していくために必要な能力については、弁護士実務の講義の概要に記載したところを参照して頂きたい。特に、紛争解決のために弁護士に求められるスキルと本学が養成する人材との関係については、読んでおいて頂きたい。
到達目標	破産・民事再生手続の中で起こりうる法的紛争を適切に解決する能力を身に付けることが到達目標である。 そのために、まず、紛争当事者の各欲求を的確に把握すること。次に、各欲求を現実のものにするために必要な法律構成、主張・立証のあり方を検討することになる。この段階では、倒産手続に特有な原理原則である「債権者平等」という観点から、民事事件に関する一般法である「民法」、商事事件に関する法律である「商法」「会社法」などが著しく変容されているため、その理解が必要不可欠になる。また、特別法による変容を正しく理解するためには、一般法の理解が十分なものでなければならない。 というわけで、今年度は、具体的事案の解決を図りつつ、解決のために常に使うことになる破産法と民事再生法の条文を見ながら、その解釈とあてはめがどのようになっているのかを具体的に見ていくことにする。 特に、民法の一部が破産法との整合性の観点から改正されたという事情もあるので、倒産法の条文のみならず、民法や会社法の規定も参照することになる。
各回の授業内容	第１～８回【破産法】 第１回　総則、破産手続きの申立・確定、破産手続開始の効果（１～６１条） 第２回　取戻権（６２～６４条） 第３回　別除権（６５～６６条） 第４回　相殺権（６７～７３条） 第５回　破産債権者の権利・届出、破産債権の調査・確定（９７～１３３条） 第６回　財団債権（１４８～１５２条） 第７回　破産財団の管理【否認権】（１５３～１７６条）） 第８回　免責手続及び復権（２４８～２５６条） 第９～１５回【民事再生法】 第９回　総則、再生手続開始、再生手続きの機関（１～８３条） 第１０回　再生債権（７４～１１８条の３）

	第１１回　共益債権（１１８～１２３条） 第１２回　再生債務者の財産の調査及び確保（１２４～１５３条） 第１３回　再生計画（１５４～１８５条） 第１４回　再生計画認可後の手続・再生手続きの廃止（１８６～１９５条） 第１５回　総合演習（具体的事件の解決策について検討する。）
成績評価の方法	期末試験によって成績評価する。ただし，出席が授業回数の 3 分の 2 に満たない場合は期末試験の受験資格を認めない。再試験は行わない。
成績評価の基準	評価のポイントは、事案の争点を正しく把握できているか。争点を解決すべき法律の条文が正しく認識できているか。その条文が設けられている趣旨が正確に理解され答案に表現できているか。その趣旨から考えたときその条文が要求する法律要件が何故必要になっているのかについての理解ができているか。その理解に基づいたとき、その条文の解釈がどのようなものであるべきかについて自分自身の言葉で表現できているか。その解釈に従って事案にあてはめたとき、その事案の解決として十分な合理性があることが説明されているか否かといったところである。
準備・事後学習についての具体的な指示	具体的事案の解決を自ら行うという意識を明確に持ち、自分なりの考え方・結論をしっかり持った上、その結論を支えるために必要な調査や勉強を自分なりに補充して授業に臨むようにすると目標への到達が早いと思われる。 授業後、そこでの議論や自分なりの発見を要領よくまとめ、条文に戻しておくことにより、自由自在に使えるよう整理しておくことを求める。
教科書・参考文献	担当者作成の司法試験合格六法破産法、民事再生法の配布を予定している。その他、各自使用しているもののほか、コンメンタールを参照するよう勧める。
履修条件	司法試験の選択科目として「倒産法」を選択する可能性のある学生、その他、倒産手続きに興味を持っている学生を対象とする。 西郷雅彦教授の倒産法を履修していることが望ましい。

48. 民事手続法特講

授業科目名（カナ）	民事手続法特講　　（　ミンジテツヅキホウトッコウ　）
担当教員名（カナ）	西郷　雅彦　　（　サイゴウ　マサヒコ　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	前期　木曜２限
講義の概要	現実の民事訴訟では，事実認定によって結論が決まるという事件がほとんどです。この民事訴訟の現実に照らせば，十分な証拠法の理解を前提とした事実認定能力（特に適切な経験則の発見，適用）を身につけることが実務法曹に求められているのは明らかです。証拠法の理解，これに基づく事実認定について一定の知識を身につけ，理解し，考える能力を身につけることによって，「社会に生起するさまざまな法律問題について，正義の理念と社会通念を踏まえた事案の把握及び事実の認定」につながることになります。そこで，本講義においては，証拠関係の分野，それに現行民事訴訟法が旧民事訴訟法と大きく異なっている証拠収集の分野，さらに実務家としての能力として必要な事実認定の分野について，講義を行います。
到達目標	証拠関係の分野，証拠収集の分野，事実認定の分野についてのより深い理解を得られることを目的とするとともに，具体的な裁判例等を素材にして検討し議論することによって，「質の高い…議論や説得ができる能力の涵養」につながることを到達目的とします。
各回の授業内容	1　証拠法総論１・証人尋問・当事者尋問 民事訴訟の基本構造から，事実認定の意義を明らかにし，事実認定における理念，証拠法における各種の概念（証明と疎明，証拠共通の原則等）を復習し，証人尋問・当事者尋問の位置づけを行うとともに，判例を題材にしながら，証人能力，証人義務・証言拒絶権を中心に学ぶ。 2　鑑定・書証① 鑑定の意義，手続を学び，さらに書証の意義，文書の種類，文書の真正・二段の推定について学ぶ。 3　書証② 文書提出命令の手続を学び，文書提出義務について，判例も含めて学習する。除外事由が中心となり，特に自己使用文書に関する判例を中心に講義を行う 4　書証③・検証・調査嘱託・証拠保全 引き続き，自己使用文書について判例を中心に学んだ後，インカメラ手続，不服申立方法，不提出の効果，について学び，検証，調査嘱託の意義，手続を学んだ後，証拠保全の意義，要件，手続について学ぶ。 5　新種証拠・証拠収集手段 科学技術の進歩に伴い生じてきた新しい証拠となりうるものについて，証拠法上の位置づけ等を学び，民事訴訟法その他の法に基づく証拠の各種入手方法を学ぶ。 6　事実認定総論① これまで学んできた証拠調べ方法を前提として，適正な事実認定の前提となる自由心証主義，判例を中心に，証明とは何か，どの程度の立証があると証明があったのかなどを学ぶ。 7　事実認定総論② 損害額の認定（２４８条）を判例・裁判例をふまえながら学ぶ。これまでに学んだ範囲について中間試験を行う予定（短答式及び簡単な記述式の問題について，1 時間程度を予定している。）。 8　事実認定総論③ 事実認定の前提となる必要な立証責任の概念，立証責任の分配について学ぶ。 9　事実認定総論④

	事実認定にあたり，重要な働きをする推定について学ぶ。 10　事実認定各論① 事実上の推定に関して，具体的な裁判例等を題材に学ぶ。 11　事実認定各論② 事実認定における基本的構造を復習し，書証の特徴，供述の特徴，その信用性の判断方法等を，そして，事実認定において大きな役割を果たす経験則，さらに間接反証を学ぶ。 12　事実認定各論③ 二段の推定に関する裁判例を題材に，二段の推定における間接事実，その働き方などを学ぶ。この前後に，レポートの対象となる裁判例等を配布等する予定。 13　事実認定各論④ 契約類型（売買契約，保証契約，貸金契約等）毎に問題となりやすい点を学ぶ。 14　事実認定各論⑤ 前回に引き続き，契約類型毎に事実認定上の問題点等を学ぶ。 15　事実認定各論⑥ 前々回，前回に引き続き，契約類型毎に事実認定上の問題点等を学ぶ。
成績評価の方法	例年は証拠法の講義が終了した段階で行う中間試験の点数（40 点満点）と事実認定に関する裁判例等についてのレポートの評価（60 点満点）で成績評価を行いましたが，本年度は新型コロナウィルスによる緊急事態宣言を受けて Web 授業となったため，中間試験は実施せず，レポートの評価（100 点満点）のみを成績評価の出発点とし，特段の理由なく欠席・遅刻した場合には減点することとします。さらに 6 回以上欠席した場合は原則として単位取得を認めません。
成績評価の基準	レポートにおいて，証拠法で出てくる基本的な概念を使えている証拠法を踏まえた上で事実認定のあり方について基本的な分析能力が備わっているといえるかどうかが評価基準となります。
準備・事後学習についての具体的な指示	レジメに基づいて授業を進める予定であり，事前にファイルをダウンロードし，該当分野について各自の基本書にて予習し，さらに授業後復習して下さい。
教科書・参考文献	特に教科書として指定するものはありません。各自が基本書として使用しているものと配布するレジメに基づいて学習を進めてもらいます。 適宜授業中に参考文献等を示す予定です。
履修条件	民事手続法を履修済みであること。単位修得は条件ではありません。

49. 刑事政策

授業科目名（カナ）	刑事政策　　（　ケイジセイサク　）
担当教員名（カナ）	平井　佐和子　（　ヒライ　サワコ　）
配当年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	前期　水曜１限
講義の概要	刑事政策（学）は、犯罪の原因を探求し、国家の刑罰権の適正な実現を目指す学問である。その意味で、刑事政策（学）は、犯罪予防を目的とする国家的な施策であり、その対象は、立法、司法、行政の広範囲にわたる。近年の傾向として、紛争解決手段として刑罰（刑事制裁）に対する期待が見られる一方で、刑事司法機関に対する不信感から、犯罪予防（事前予防）に関心が集まり、市民の自衛化も進んでいる（刑事政策の私事化）。本講義では、国家の刑罰権の限界付けという観点から、刑事立法や刑事司法を含む刑事政策の課題を取り上げ、上記の動向が刑事法に及ぼす影響について考察する。近年、犯罪被害者の問題や、少年犯罪、触法精神障害者の問題、犯罪者の処遇の問題などがクローズアップされてきており、これらの諸問題も含めながら、刑事政策の課題について考察を深めることとする。
到達目標	将来の法曹実務家として、刑事実務に携わるにあたって、社会に生起する法律問題を踏まえ、社会正義と人権保障を実現するための能力と感覚を涵養する。
各回の授業内容	下記にあげる課題は刑事政策の課題を例示したものである。具体的なテーマと順序については、受講生と相談の上決定する。刑事政策にかかわる各テーマについて受講生が分担し、報告、議論を行う。受講生の数によっては複数回を担当することとなる。 １．オリエンテーション～刑事政策の特徴と近年の動向～ ２．日本の犯罪統計～犯罪統計の読み方～ ３．刑事立法の動向 ４．犯罪者処遇 ５．更生保護 ６．刑罰論 ７．性犯罪 ８．優生思想と刑事法 ９．触法精神障害者 １０．薬物犯罪 １１．少年非行 １２．ジェンダー・家族 １３．交通犯罪 １４．犯罪被害者 １５．刑事政策の展開～まとめにかえて～
成績評価の方法	授業におけるテーマの発題・報告（４０点）、授業参加態度等の平常点（２０点）および定期試験に代わる期末レポート（４０点）によって評価する。出席率が６割に満たない学生については成績評価の対象としない。
成績評価の基準	課題設定、視点、質疑応答の内容について、積極性、論理性、先行研究への理解、将来の展望への法律家としての適性を総合的に評価する。
準備・事後学習についての具体的な指示	限られた時間のなかで刑事政策全般をカバーするのは困難なので、犯罪学、刑罰論、処遇論など、狭義の「刑事政策（学）」の分野については、テキストを読むなどしてあらかじめ各自で補足すること。 また、刑事政策を考察するにあたっては、犯罪動向の正確な理解が必須である。白書には、各年度の刑事司法機関のデータが掲載してある。 法務省法務総合研究所編『犯罪白書』 警察庁編『警察白書』

	内閣府編『犯罪被害者白書』 その他統計（司法統計年報など）
教科書・参考文献	参考となるテキストとして、武内謙治・本庄武『刑事政策学』(日本評論社、2019 年)、守山正・安部哲夫『ビギナーズ刑事政策（第 3 版)』(成文堂、2017 年)、藤本哲也著『刑事政策概論』(全訂 7 版、青林書院、2015 年)、内田博文・佐々木光明編著『市民と刑事法（4 版)』(日本評論社、2016 年)、荻上チキ・浜井浩一『新・犯罪論 ―「犯罪減少社会」でこれからすべきこと』(現代人文社、2015 年）をあげておく。
履修条件	一市民として刑事事件にかかわることはあまりありませんし、刑事政策は司法試験の対象科目ではありませんので、積極的に履修しようという意思に欠けるかもしれません。しかし、将来法曹として活動する際には、刑事実務との接触は欠かせませんし、現実の事件や人間像はテキスト通りにいくわけではありません。この講義では、刑事政策にかかわるテーマをとりあげながら、社会の様々な構造に目を向け、人権に対するアプローチを考察することを目的とします。取り上げるテーマは受講生の希望に応じます。履修に当たっては、犯罪をめぐる諸要因に関心があること、刑事手続法を履修済または履修中であることを要件とします。また講義はゼミ形式で実施しますので、積極的な受講姿勢を求めます。

50. 刑事弁護実務

授業科目名（カナ）	刑事弁護実務　　（　ケイジベンゴジツム　）
担当教員名（カナ）	鍋嶋　隆志　　（　ナベシマ　タカシ　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	後期　火曜５限
講義の概要	刑事訴訟法を履修した者を対象として、捜査から公判に至る一連の刑事手続における弁護人の実践的活動について、毎回テーマ（項目）を設定し、担当講師が実際に行った弁護活動の実例を素材としながら、テーマに関する設題を討議し、それを踏まえて解説する。従来型の裁判官裁判のみならず、裁判員裁判や、外国人事件・少年事件・控訴事件等、特徴のある手続における弁護活動も取り上げ、刑事弁護活動一般に対する理解を試みる。
到達目標	担当講師が実際に担当した刑事事件の弁護活動を主な題材とすることで、刑事事件における弁護人の役割について実情を把握した上で理解を深め、その理解が刑事手続法理論に対するさらなる理解へと繋げることが目標である。受講者が主体的に議論に参加できるよう、各回のテーマに合わせて、自身が弁護人であれば、どのように対処するかということを検討してもらい、場合によっては受講者同士で討議をしてもらう。その上で解説講義を行う予定である。受講者は、事前配布資料がある場合は、予習し（場合によっては事前課題を提示し、その検討を求める場合もある。）、講義に臨んでもらいたい。
各回の授業内容	１　刑事手続における弁護人の役割・使命 　　刑事弁護人制度の沿革 　　刑事弁護の受任・弁護人に対するアクセス・弁護人依頼権 　　弁護人の基本的役割・任務 ２　被疑者弁護と接見 　　被疑者弁護における接見の目的・重要性 　　違法な取り調べに対する対処方法 　　接見妨害に対する対処方法 ３　逮捕・勾留 　　逮捕・勾留に対する弁護活動 　　接見等禁止への対処 　　公判請求の回避に向けた弁護活動 　　違法捜査に対する弁護活動 ４　捜査の終結と後半に向けた準備 　　終局処分 　　保釈 　　起訴状・記録の検討・弁護方針の決定 　　検察庁・裁判所との打ち合わせ（公判準備） ５　捜査段階の弁護（その他とまとめ） 　　捜査段階の弁護―その他 　　捜査段階の弁護―まとめ ６　第一審の公判手続と訴因 　　刑事第一審公判手続の概要 　　訴因変更の要否 ７　証拠法１ 　　伝聞証拠の類型と伝聞証拠の例外 ８　証拠法２ 　　自白の任意性、信用性 　　取り調べの可視化

	９　事件における争点 　　事件性・犯人性の否認 　　違法阻却事由・責任阻却事由の存在の主張 　　公判前（期日間）整理手続 10　第一審公判の弁護（その他とまとめ） 　　第一審公判の弁護―その他 　　第一審公判の弁護―まとめ 11　情状弁護 　　情状弁護の目的 　　情状立証の手段・工夫 　　示談・情状証人・情状鑑定 　　被害者に対する配慮（被害者参加制度） 12　上訴 　　上訴審（控訴・上告）の性質 　　控訴趣意書の作成・提出 　　控訴審における立証活動（事実の取り調べ） 13　少年事件・外国人事件 　　少年事件の理念と特殊性 　　少年事件における弁護士の役割 　　被疑者段階・家裁送致後の弁護活動・付添人活動 　　外国人事件の特殊性 　　通訳人の立場・重要性 　　刑事手続と入管手続の関係・入国管理行政に対する理解 14　裁判員裁判 　　裁判員裁判の手続の概要 　　裁判員裁判における弁護活動の留意点 　　裁判員裁判における量刑判断 15　刑事弁護実務に対する考察 　　これまでの講義を振り返って刑事弁護実務を考察する
成績評価の方法	学期末の筆記試験（場合によっては学期末レポート）、学期中のレポートの結果および講義の出席状況ならびに講義に臨む姿勢（討議課題に対する予習の程度・講義時のディスカッションの状況など）を成績評価の対象とする。 成績評価は、①学期末の筆記試験（学期末レポートで代替することとした場合はその評価）60 パーセント、②学期中に提出を求めるレポート 20 パーセント、③講義の出席状況および講義に臨む姿勢 20 パーセント、とする。なお、講義の出席回数が３分の２に満たない場合は、前記①を試験受験又はレポート提出する資格を失う。
成績評価の基準	成績評価において、以下の点を評価の対象とする。 ①実務上の問題意識を把握し、基本的法的概念が身についているか。 ②実務上必要である正確な知識・重要判例への理解の程度。 ③上記まで能力を実務的に発揮する能力という趣旨での、論述能力・発言能力（論理的整合性、表現力）の程度。 ④具体的事案に対する適応（応用）能力の有無。 ⑤受講態度や質疑応答での対応や予習の状況については、平常点で評価する。
準備・事後学習についての具体的な指示	刑事手続に関する基礎を修得し、積極的に予習をして講義に臨まれたい。
教科書・参考文献	（教科書）特に指定しない（各自刑事訴訟法の体系書を適宜参照されたい。） （参考書）刑事訴訟法判例百選 第 10 版（有斐閣） 　　刑事弁護ビギナーズＶｅｒ．２（現代人文社刊） 他はその都度紹介する
履修条件	特になし

51. 高齢者・障害者問題

授業科目名（カナ）	高齢者・障害者問題　　（　コウレイシャ・ショウガイシャモンダイ　）
担当教員名（カナ）	永田　一志　　（　ナガタ　カズシ　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	後期　水曜４限・５限（隔週開講）
講義の概要	(1)高齢者・障がい者に関する法制度、(2)高齢者・障がい者に関わる人的・物的資源等、および(3)高齢者・障がい者に特徴的な法律問題を取り上げ、法律家として高齢者や障がい者に対し、どのようにして人としての尊厳を守り、権利を擁護していくことができるかを理解できるものとする。
到達目標	法律実務家として、高齢者や障がい者を支援する周辺の人等と協働して高齢者や障がい者が尊厳を持った生活をできるようにする、及び高齢者障がい者の権利を擁護するための活動をしていくことができるようにするための最低限の知識、ノウハウを取得する。
各回の授業内容	第１講　高齢者・障がい者を取り巻く状況と社会福祉 ①　高齢者や障がい者の現在の状況 ①　高齢者の福祉 ②　障がい者の福祉 第２講　ノーマライゼーション、社会福祉基礎構造改革等 ①　高齢者・障がい者に対する考え方の変化 ②　社会福祉基礎構造改革の内容と問題点 ③　障害者差別解消法 第３講　成年後見制度（法定後見①） ①　成年後見・保佐・補助の概要 ②　成年後見制度利用の適否 第４講　成年後見制度（法定後見②） ①　成年後見人等の職務、実際上の問題点等 ②　後見制度支援信託 第５講　成年後見制度（任意後見） ①　任意後見制度概要 ②　任意後見契約の実際 第６講　成年後見人等の権限の限界 (1)　医療同意の理論的可否と実際の対応 (2)　死後事務 第７講　成年後見制度以外の高齢者・障がい者のために利用できる諸制度 (1)　日常生活自立支援事業 (2)　信託 第８講　介護保険法、障害者総合支援法 ①　介護保険法の概要 ②　障害者総合支援法の概要 第９講　高齢者・障がい者に関わる専門職、施設等 ①　社会福祉士等各種専門職の概要 ②　高齢者のための諸施設の概要 ③　障がい者のための諸施設の概要 第１０講　介護・福祉サービスと個人情報保護 ①　介護・福祉サービスと個人情報保護法 ②　個人情報保護と介護福祉サービスにおける情報共有 第１１講　高齢者・障がい者の虐待問題 ①　高齢者虐待防止法の概要

	②　障害者虐待防止法の概要 第１２講　高齢者・障がい者の消費者被害 ①　高齢者・障がい者の消費者被害の特徴 ②　高齢者・障がい者の消費者被害の救済方法 第１３講　高齢者・障がい者とサービス事業者（契約関係） ①　介護・福祉サービスの契約 ②　契約締結能力、代理等の実際と問題点 第１４講　高齢者・障がい者とサービス事業者（介護事故等） ①　リスクマネジメント ②　介護事故の検討（判例検討） 第１５講　サービス評価制度・苦情解決制度 ①　福祉サービス評価制度の意義及びその内容 ②　苦情解決制度の意義及びその内容
成績評価の方法	期末のレポートと講義の出席状況等の平常点による。レポート結果を９割、出席状況等の平常点を１割の割合で勘案して成績評価をする。 レポートは１２月中旬に課題を示し、翌年１月中旬を提出期限とする。（詳細は１２月に入って明示する。） 平常点は、出席状況及び発言内容等を評価する。正当な理由のない欠席・遅刻は減点（欠席は１回につき１点、遅刻・早退は１回につき０．５点）する。 なお正当な理由のない欠席が３分の１を超えるときは、レポート提出を認めない。
成績評価の基準	レポートについては、基本的な知識の修得度、出題趣旨に添った課題対応能力（ないし具体的事例への適応能力）などを評価する。 受講態度や質疑応答での対応の状況について、平常点で評価する。
準備・事後学習についての具体的な指示	民法（総則、契約法、親族法）の基本的なところを習得していること。なお、講義は毎回具体的事例を想定して行い、できる限り学生の発言を求める形で進める。
教科書・参考文献	教科書等は特に指定しない。 各回において、事前に講義内容のレジュメを配布する。
履修条件	特になし。

52. 司法福祉論

授業科目名（カナ）	司法福祉論　　（　シホウフクシロン　）
担当教員名（カナ）	内山　真由美　（　ウチヤマ　マユミ　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	前期　木曜５限
講義の概要	司法福祉とは、司法の領域での問題について実質的な解決を図る取り組みをいう。その中心は、更生保護制度と少年司法である。 更生保護制度は、犯罪者や非行少年が再び犯罪や非行に陥ることなく生活できるように、社会の中で彼らに必要な指導や援助を加えるものである。講義では、犯罪者と非行少年の更生のためにいかなる制度が存在し、機能しているのかを理解すること及びその現状と課題を踏まえて、彼らの立ち直りを支えるためにいま何が求められているのかについて考える。 また、刑事施設被収容者の中に高齢者及び障害を持つ者が一定数見られ、彼らの多くが釈放後に必要な福祉の援助を受けることができず、再び犯罪に陥っているという現実がある。講義では、刑事施設出所者に対する就労や生活支援などを取り上げて、とりわけ高齢者や障害を持つ刑事施設収容者の再犯防止と社会復帰の課題について検討する。 触法精神障害者の処遇として、日本は保安処分を持たない。それに代わり、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」及び「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が存在する。これらの法律の現状と課題を整理し、触法精神障害者の問題を検討する。 少年事件では、家庭裁判所・児童相談所・少年鑑別所・少年院・児童自立支援施設・児童養護施設・保護観察所など多くの公的機関と、保護司をはじめとする民間の人々が、少年に対して教育や福祉的な働きかけを行い、少年が非行から立ち直っていくことができるように取り組んでいる。少年保護手続の流れ及び家庭裁判所の役割や家庭裁判所調査官の活動を理解した上で、少年が非行から立ち直っていくために必要なことを考える。 最後に、児童虐待、子どもの貧困といった現代の子どもを取り巻く問題について考える。子どもと家族の直面する困難を踏まえて、子どもの生きる権利、成長し発達する権利を保障するための子どもと家族に関する支援のあり方、社会のあり方を考える。
到達目標	「講義の概要」で示したそれぞれのテーマの現状と司法や福祉の対応について、批判的に分析・検討することができる。
各回の授業内容	第1回　ガイダンス、犯罪者処遇論 この講義のガイダンスとして、司法福祉の定義、沿革、対象領域を学ぶ。次いで、犯罪者処遇論を概観する。 第2回　刑務所の現状 無期刑受刑者の仮釈放の運用状況等について、法務省は年1回情報を更新している（最終更新2019年12月）。この「平成21年から平成30年までの過去10年間における無期刑の執行状況及び無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況」によると、10年間に刑事施設内で死亡した無期刑受刑者の数は、仮釈放となった無期刑受刑者の数を上回っている。講義では近年進んだ厳罰化により刑務所における受刑者の処遇にどのような変化が見られるのかについて確認する。 第3回　罪を犯した知的障害者、高齢受刑者の処遇 刑務所には、福祉の支援が受けられないまま困窮し、盗みなどを繰り返す障害者（いわゆる累犯障害者）が見られる。また、法務省は、60歳以上の高齢受刑者の14%に認知症の可能性があるという調査結果を明らかにしている。このような現状を踏まえて、法務省と厚生労働省は連携して高齢又は障害を有する受刑

	者に対する福祉的支援を進めている。講義ではこの取り組みを確認し、累犯障害者の再犯防止に何が求められるのかを考える。 第4回　女子刑務所の現状(1) 女子の刑事施設の状況 令和元年版犯罪白書の2018年における刑法犯の検挙人員について罪名別構成比を男女別に見ると、男女ともに窃盗の占める割合が最も高いが、女性における窃盗の割合は7割を超え、男性（43.1%）に比べて顕著に高い。特に、女性は万引きの占める割合が高く（58.2%）、女性高齢者についてはその傾向が顕著である（77.5%）。 講義では女性受刑者に窃盗が多い原因を探り、再犯防止策を検討する。 第 5 回　女子刑務所の現状(2)受刑者を親に持つ子ども 受刑者を親に持つ子どもについて、監獄法と刑事収容施設法の規定の違いを概観し、国際基準を踏まえて日本の課題について検討する。 第 6 回　犯罪者処遇論～更生保護(1) 更生保護の定義、歴史、更生保護法の成立、保護観察の意義を学び、保護観察の実施方法のうち指導監督について取り上げる。 第 7 回　犯罪者処遇論～更生保護(2) 保護観察の実施方法のうち補導援護について取り上げる。就労が再犯防止および社会復帰に大きな役割を果たすことから、刑事施設や保護観察所においてハローワークや協力雇用主と連携して進められている刑務所出所者等の雇用に向けたさまざまな取り組みを学ぶ。 第 8 回　犯罪者処遇論～更生保護(3) 更生緊急保護、生活環境の調整について確認する。特に、保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり頼るべき人がいなかったりするなど直ちに自立が困難な保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊、食事の給与、就職援助、生活指導等を行う更生保護施設を取り上げる。 第 9 回　触法精神障害者の処遇(1)医療観察制度 触法精神障害者に対するダイバージョンを学ぶ。「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の医療及び観察等に関する法律」（医療観察法）の手続及び運用状況について概観する。 第 10 回　触法精神障害者の処遇(2)現状と課題 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(精神保健福祉法)について学ぶ。相模原市の障害者殺傷事件を背景とする精神保健福祉法改正案を取り上げる。最後に、医療観察法と精神保健福祉法の現状を踏まえて、これらの法の問題さらには日本の精神科医療の課題を考える。 第 11 回　少年非行(1) 少年非行に関するデータに基づき少年非行の実態をおさえる。次に、少年保護手続を概観する。 第 12 回　少年非行(2) 少年審判及び終局決定を概観する。終局決定について終局別の比率を取り上げる。最後に、少年事件の手続・処分の特徴を刑事事件と比較して考える。 第 13 回　少年非行(3) 保護処分の内容を学び、再非行防止に求められる課題を検討する。また、「公職選挙法の一部を改正する法律」によって国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満 18 年以上とされたことや、犯罪の凶悪化を抑止のために 18 歳及び 19 歳の者を「成人」として扱うべきだとの主張から提案されることがある「少年法適用対象年齢の引き下げ」の是非について検討する。 第 14 回　子どもをめぐる現状(1)児童虐待 児童虐待への法的対応を確認する。児童相談所における弁護士の活動例を紹介し、児童虐待の防止策を考える。 第 15 回　子どもをめぐる現状(2)子どもの貧困 日本の子どもの 7 人に 1 人が貧困な状態にある。国は対策として、2013 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号）を制定し、法の理念を実現するため、2014 年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱～全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～」を策定した。法施行後の実施状況に鑑みて、2019 年 6 月、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 41 号）が成立し、

	子供の貧困対策に関する大綱の見直しがなされた（2019 年 11 月 29 日閣議決定）。講義では、子どもの貧困の実態を踏まえて、子どもの貧困を解消する方策について考える。
成績評価の方法	定期試験（70 点）、平常点（30 点）によって評価する。授業の出席が 3 分の 2 に満たない場合は期末試験の受験を認めない。再試験は行わない。
成績評価の基準	体系的に理解をしているか。基礎的概念を理解しているか。正確な知識が身に付いているか。問題の論点把握の正確さが身に付いているか。また、受講態度や質疑応答での対応や予習の状況について、平常点で評価する。
準備・事後学習についての具体的な指示	レジュメ及び配布資料のほか、以下に挙げた参考文献を準備・事後学習に活用すること。
教科書・参考文献	教科書は特に指定せず、毎回の講義でレジュメと資料を配布する。 参考文献として、日本司法福祉学会編『改訂新版 司法福祉』生活書院・2017 年、加藤幸雄＝前田忠弘監修、藤原正範＝古川隆司編『司法福祉　罪を犯した人の支援と実践第 2 版』法律文化社・2017 年、裁判所職員総合研修所『少年法入門（七訂第二補訂版）』司法協会・2018 年、裁判所職員総合研修所『少年法実務講義案　（三訂補訂版）』司法協会・2018 年、守山正＝後藤弘子編『ビギナーズ少年法第 3 版』成文堂・2017 年、守屋克彦＝斎藤豊治編『コンメンタール少年法』現代人文社・2012 年、藤林武史『児童相談所改革と協働の道のり―子どもの権利を中心とした福岡市モデル』赤石書店・2017 年、久保健二『児童相談所における子ども虐待事案への法的対応―常勤弁護士の視点から　改訂版』日本加除出版・2018 年、日本弁護士連合会子どもの権利委員会編『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル　第 6 版』明石書店・2017 年、内田博文『法に触れた少年の未来のために』みすず書房・2018 年、刑事立法研究会編『「司法と福祉の連携」の展開と課題』現代人文社・2018 年。その他講義の中で適宜紹介する。
履修条件	裁判確定後の犯罪者の処遇や触法精神障害者の処遇のほか、少年非行、児童虐待等子どもをめぐる現在の状況に興味がある者の受講を歓迎する。講義中に関連する視聴覚教材を使用する予定である。

53. 国際私法演習

授業科目名（カナ）	国際私法演習　　（　コクサイシホウエンシュウ　）
担当教員名（カナ）	釜谷　真史　　（　カマタニ　マフミ　） 多田　望　　（　タダ　ノゾミ　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	前期　火曜３限
講義の概要	国際民事紛争を解決するにあたっては、本来、１つの事件で、①準拠法決定だけでなく、②国際裁判管轄権などの国際民事手続法上の問題も登場し、また、国際取引事件に関しては③統一私法条約や民間統一規則の適用も必要になる。この演習は、「国際私法」と「国際取引法」の講義で提供された①準拠法、②国際裁判管轄権、③統一私法条約などの法的ツールを用いて、より実践的に、１つの事件を全体的に解決する手法を学ぶものである。内容として、国際婚姻法、国際親子法、国際相続法、国際契約法、国際不法行為法、国際物権法、国際債権債務取引法などの各事件類型を想定し、①準拠法、②国際裁判管轄権を中心に、事例検討を行う。
到達目標	１つの国際民事紛争事件の全体的な処理のなかで、国際裁判管轄権と準拠法決定の重要性と関係について有機的に学びつつ、国際私法・国際民事手続法・国際取引法を総合的・展開的に理解することを目標とする。
各回の授業内容	＊１～６、９～１４回は、①準拠法と②国際裁判管轄権の双方を取り扱う。 １．ガイダンス／婚姻・離婚（１）【演習国際私法 CASE30（以下、同じ）No.14】（釜谷） ２．婚姻・離婚（２）【Nos.15・16】（釜谷） ３．親子（１）【No.17】（釜谷） ４．親子（２）【Nos.18・19】（釜谷） ５．失踪宣告・後見【Nos.2・3】（釜谷） ６．相続・遺言【No.20】（釜谷）　※第１回中間試験（持ち帰り式） ７．不統一法国【No.23】（釜谷） ８．反致【No.24】（釜谷） ９．契約（１）一般の契約【Nos.7・8】（多田） １０．契約（２）消費者契約・労働契約【No.9】（多田） １１．不法行為・事務管理・不当利得【No.10】（多田） １２．物権【No.6】（多田） １３．法人・代理【Nos.4・5】（多田）、第２回中間試験（持ち帰り式） １４．債権債務取引【No.13】（多田） １５．外国判決の承認執行【No.30】（多田）
成績評価の方法	予習・復習・授業中の発言・質疑に対する応答等の積極的参加姿勢（20%）、中間テスト２回（20%）、および期末試験（60%）によって評価する。正当な理由なく欠席した場合は減点する。また，正当な理由なく６回以上授業を休んだ場合は，期末試験の受験を認めない。この科目については再試験を実施しない。
成績評価の基準	成績評価は絶対評価とするが、できるだけ修得度（特に具体的な事例を解決するに当たっての規範の発見、解釈、適用の能力）の差を反映させる。
準備・事後学習についての具体的な指示	(1)準備学習（予習） ・参考書①～③の該当頁を読み込み、「国際私法」「国際取引法」で勉学したことを再度、ノートにまとめて、理解の深化を深めること。 ・「各回の授業内容」で示された教科書該当箇所の問題を解くこと（最低限、答案構成は済ませておくこと）。 (2)事後学習（復習） ・「各回の授業内容」で示された教科書該当箇所の問題を解き直し、教員の指示に従い、提出すること。 ・教員の指示に従い、の当該回に関する準拠法および国際裁判管轄を扱う事例をもとにした復習課題に取り組み、提出すること。

教科書・参考文献	【教科書】櫻田嘉章ほか編『演習国際私法　CASE30』(有斐閣、2016) 【参考書】①中西康ほか『Legal Quest 国際私法　第2版』(有斐閣、2018)、②松岡博編『国際関係私法入門　第4版』(有斐閣、2019)、③櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法［第3版］』(有斐閣、2012)、④櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選［第2版］』(有斐閣、2012)、⑤櫻田嘉章＝道垣内正人編『注釈国際私法　第1巻・第2巻』(有斐閣、2011)
履修条件	「国際私法」「国際取引法」を履修済み、あるいは履修中であること。

54. 国際人権法

授業科目名（カナ）	国際人権法　　（　コクサイジンケンホウ　）
担当教員名（カナ）	近藤　真　　（　コンドウ　マコト　）
履修年次	２・３年次
単位	２単位
授業時間	前期　火曜５限
講義の概要	国際人権文書である世界人権宣言、国際人権規約、人権関係諸条約その他国連が設定してきた基準規則を説明するとともに、このような国際人権法が日本国内でどのように実施されているか（国際人権法の国内実施）、国連を通じてどのように実施されているか（国際人権法の国際実施）という仕組みを説明する。また、国際人権法の関連分野である国際刑事法（外国公務員に対する贈賄防止の制度を含む）、難民救済システム、ビジネスと人権に関する国際基準等にも言及する。
到達目標	講義を通じて、国際人権諸条約及び国際人権法の実施メカニズムを理解したうえで、日本国内外の問題に対して、国際人権法の観点から、どのように関わることができるかということについて理解を深めて欲しい。
各回の授業内容	1.～2. 国際人権法序説 講義内容の全体を概説するとともに、国際人権の担い手としての国際人権ＮＧＯと国連との関係やその活動形態について説明する。また、日本における国際人権法の運用状況、日本の法律実務家による国際人権法にかかわる諸活動を紹介し、法律実務家が国際人権法を学ぶことの必要性を説明する。合わせて、国際人権法を学ぶにあたって不可欠な、文献・情報へのアクセスの方法についても解説する。 3.　国際人権法概論 国際連合の機関の概要、人権条約の概要、条約の作成・締結・適用、国際人権法実施の概要、国際人権法の関連分野（国際刑事法・難民法）の概要を説明する。 4.　国際人権条約の概要 日本が批准した主要な人権条約（国際人権（自由権）規約、国際人権（社会権）規約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、拷問禁止条約）及び難民条約の概要を説明する。
	5.　国際人権法の国内的実施（１） －国際人権法の国内的効力－ 条約を含む国際人権基準がいかなる国内的効力を持ち、どのように適用されるか（直接適用・間接適用）について検討する。そのうえで、国際人権法の国内的実施の態様の概略（立法整備・行政慣行・国内裁判・国内人権機関等）を説明する。 6.～7. 国際人権法の国内的実施（２） －裁判における活用・国内人権機関－ 日本の裁判所における国際人権基準の活用の現状について、実際の判例を用いて検討する。 8.　国内人権機関 日本における人権保障の仕組みを説明したうえで、政府から独立した国内人権機関に関し、国際社会の対応、パリ原則における国内人権機関、人権条約における国内人権機関等について説明する。 9. 国際人権法の国際的実施(1) －国連憲章に基づく機関による国際的実施－ 国連の機構改革により２００６年の国連総会決議により設置された人権理事会の役割と手続きについて説明する。 10.～12. 国際人権法の国際的実施(2) －条約に基づく機関による国際実施－ 人権条約に基づく機関の報告制度、個人通報制度等の概要を説明する。

	人権条約の報告制度については、国際人権（自由権）規約、国際人権（社会権）規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約等、既に日本政府報告書の審査が行われたものについて、その審査の状況を説明し、法律実務家としてこの報告制度にいかに関わっていけるかを説明する。 また、人権条約の個人通報制度のしくみとその現状について説明し、実際にこの制度を利用するにあたっての具体的手続きと問題点を説明する。また、この制度の下で出された判断(view)についての法的性格を検討する。 13. 国際人権法の関連分野(1) －国際刑事法－ 国連の刑事司法の歴史と現状、国連（コングレス及びコミッション）が作り上げてきた基準規則の説明をするとともに、これらの国際基準が日本の人権状況の改善に活用できるかについて検討する。また、外国公務員贈賄防止のメカニズムにつき、国際的潮流の中で日本の現状を位置づけて説明する。 14. 国際人権法の関連分野(2) －難民救済システム－ 難民条約に基づく難民救済の法的メカニズムと国連難民高等弁務官事務所について説明する。 15. 国際人権法の関連分野(3) －ビジネスと人権－ ２０１１年に国際連合で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」（事務総長特別代表ジョン・ラギー報告書）の説明をするとともに、日本の企業が人権の国際基準を知ることの重要性、どのように日本の企業に国際的人権の考え方を導入すればいいかを考える。また、ビジネスと人権の観点から重要な国際基準である「国連グローバルコンパクト」や「ＩＳＯ２６０００」も紹介する。
成績評価の方法	出席状況等の平常点と定期試験又はレポートの結果を総合的に考慮して評価する。 ①　講義の出席が３分の２に満たない受講生の定期試験又はレポート提出は認めない。 ②　出席状況等の平常点を３０％、定期試験又はレポートの結果を７０％として成績評価をする。
成績評価の基準	成績評価において、以下のような能力を成績評価の対象とする。 ①　基礎的概念を理解しているか。 ②　正確な知識や理解が身に付いているか。 ③　問題の論点把握の正確さが身に付いているか。 ④　論述の論理的整合性が身に付いているか。 ⑤　具体的事例への適応能力はあるか。 ⑥　文章作成能力はあるか。
準備・事後学習についての具体的な指示	毎回の授業は、授業ごとに配布するレジュメ（以下の『テキストブック国際人権法』の該当頁を記載している）と、受講生が確定した時点でまとめて配布する資料集（レジュメの参考資料）に基づき実施する。受講生は、できれば　事前にレジュメに目を通しておくこと。
教科書・参考文献	阿部浩己・今井直・藤本俊明編『テキストブック国際人権法（第３版)』(日本評論社)、『国際人権条約・宣言集（第３版)』(東信堂)、(社)部落解放・人権研究所編『国際人権規約と国内判例（２０のケーススタディ)』(解放出版社)
履修条件	特になし。

発行　2020 年 4 月 1 日
更新　2020 年 5 月 27 日
更新　2020 年 7 月 1 日
更新　2020 年 10 月 1 日
更新　2020 年 10 月 20 日